

(窓口備え付け用)

河川法に基づく許可等の手引き

【事務手続き編】

令和 3 年 4 月

 東京都建設局河川部

第1	目的	1
----	----	---

第二章 許可申請等の取扱い

第一節 許可申請等の取扱い

第1	趣旨	3
第2	用語の定義	3
第3	東京都知事が管理する河川	5
第4	建設事務所、支庁及び特別区の管轄区域	6
第5	建設事務所長が事務処理を行う河川	9
第6	特別区が処理する事務	10
第7	知事が処理する事務	12
第8	国土交通大臣の認可等	13
第9	指定区間内の一級河川において国土交通大臣の権限に属する事務	14
第10	他の公共施設管理者との調整	15
第11	河川区域内において許可等を要する行為	17
第12	許可申請に際し、事前の協議を要するもの	18
第13	河川への放流	18
第14	河川区域内において許可等を要しない行為	19
第15	舟又はいかだの通航の制限、禁止行為、汚水の排出	20
第16	フロー（申請から処分までの基本的な流れ）	21
第17	法第20条（河川管理者以外の者の施行する工事等）の申請方法	23
第18	法第23条（流水の占用の許可）の申請方法	24
第19	法第24条（土地の占用の許可）の申請方法	27
第20	法第25条（土石等の採取の許可）の申請方法	27
第21	法第26条第1項（工作物の新築等の許可）の申請方法	28
第22	法第27条第1項（土地の掘削等の許可）の申請方法	29
第23	法第28条（政令第16条の3（竹木の流送の許可））の申請方法	30
第24	法第29条第1項（河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可）の申請方法	30
第25	許可工作物の使用制限	31
第26	法第30条第1（完成検査）の申請方法	31
第27	法第30条第2項（許可工作物の一部の使用の承認）の申請方法	32
第28	土地占用の終了及び工作物の用途廃止	32

第29	流水占用料等の徴収等	33
第30	許可に基づく地位の承継	34
第31	法第33条第3項、政令第16条の9第3項（許可に基づく地位の承継）の届出方法	34
第32	権利の譲渡	35
第33	法第34条第1項（権利の譲渡の承認）の申請方法	35
第34	河川保全区域内において許可を要する行為	36
第35	河川保全区域内における行為で許可を要しないもの	36
第36	法第55条第1項（河川保全区域内における行為の許可）の申請方法	39
第37	河川予定地において許可を要する行為	40
第38	河川予定地における行為で許可を要しないもの	40
第39	法第57条第1項（河川予定地における行為の許可）の申請方法	41
第40	河川管理者が権原を取得した土地	42
第41	許可の同時申請	42
第42	申請書等の副本の提出部数	42
第43	許可申請すべき者及び代理人	43
第44	占用許可面積の取扱い	43
第45	許可の期間	44
第46	許可申請書等の受理及び副申	46
第47	許可等の条件及び監督処分	48
第48	立札等の掲示	49
第49	占用許可の更新	49
第50	占用状況報告書	49
第51	不服申立て及び取消訴訟の提起に関する事項の教示	50
第52	河川の使用等に関する国の特例	50
第53	準用河川において区市町村長が処理する事務	51

第二節 許可等の申請様式

省令別記様式第八（甲）	許可申請書	53
省令別記様式第八（乙の1）	水利使用	54
省令別記様式第八（乙の2）	土地の占用	56
省令別記様式第八（乙の3）	河川の産出物の採取	57
省令別記様式第八（乙の4）	工作物の新築、改築、除却	58
省令別記様式第八（乙の5）	土地の形状の変更、竹木の栽植、竹木の伐採	59
省令別記様式第八（乙の6）	竹木の流送	60
省令別記様式第八（乙の7）	物件の洗浄	61
省令別記様式第八（乙の8）	物件の堆積又は設置	62
省令別記様式第八（乙の9）	物件の集積	63

省令別記様式第八の三 汚水排出届出書	64
省令別記様式第九 工事計画一覧表	65
省令別記様式第十 工作物一部使用承認申請書	70
省令別記様式第十一 地位承継届	71
省令別記様式第十二 権利譲渡承認申請書	72
河川法第20条承認申請書	73
河川法第95条協議書	75
徴収条例施行規則別記様式(第4条関係) 流水占用料等(減額・免除)申請書	76

第三節 許可書及びその他附属様式

内規第1号様式 承認工事の施行承認書	77
内規第2号様式 河川管理施設とすることの同意及び所有権の帰属について	79
内規第3号様式 水利使用許可書・水利使用規則	80
内規第4号様式の1～4 土地占用許可書・同意書	85
内規第5号様式 河川産出物採取許可書	91
内規第6号様式の1及び2 土地占用及び工作物新築等許可書	95
内規第7号様式の1及び2 工作物新築等許可書・同意書	101
内規第8号様式の1及び2 土地掘さく等許可書・同意書	105
内規第9号様式の1及び2 権利の譲渡承認書・同意書	109
内規第10号様式の1及び2 河川保全区域内行為許可書・同意書	112
内規第11号様式 河川占用許可台帳	116
内規第12号様式 占用状況報告書	118
内規第13号様式 水利使用許可状況報告	119
内規第14号様式の1から8 占用許可状況報告書	120
内規第15号様式 工作物の用途廃止・土地占用目的の終了届	128
内規参照図	129
要綱別記1号様式 河川流水占用料等の額の通知書	131
要綱別記2号様式 河川流水占用料等の額の通知書(減額)	133
要綱別記3号様式 流水占用料等の納付免除(第4条第1項)	135
要綱別記4号様式 流水占用料等の納付免除(第4条第2項)	137
計画協議書	139
設計協議書	140
テラス護岸等一利用届	141
テラス護岸等一日利用届(撮影用)	143
都市計画法第32条開発行為に伴う公共施設管理者同意の協議書 様式1～4	145

第三章 許可等に関する基準

第一節 河川敷地占用許可準則

第1	目的	151
第2	定義	151
第3	占用許可の手續	151
第4	適用除外	151
第5	占用許可の基本方針	152
第6	占用主体	153
第7	占用施設	154
第8	治水上又は利水上の基準	156
第9	他の者の利用との調整等についての基準	156
第10	河川整備計画等との調整についての基準	156
第11	土地利用状況、景観及び環境との調整についての基準	157
第12	占用の許可の期間	157
第13	占用の許可の内容、条件、監督処分等	157
第14	継続的な占用の許可	157
第15	一時占用の許可	158
第16	包括占用の許可	158
第17	第10第1項に規定する計画等との調整	158
第18	包括占用区域の施設設置者による利用	159
第19	包括占用の許可の申請及び条件等	159
第20	包括占用区域における工作物の設置等の許可	160
第21	包括占用許可に係る監督処分等	160
第22	都市・地域再生等利用区域の指定等	161
第23	都市及び地域の再生等のために利用する施設の占用の許可	162
第24	占用の許可の期間	162
第25	占用者以外の施設利用	163
第26	通則の適用	164
第27	附則（経過措置）	164

第二節 許可申請等に係る審査基準

第1	河川法の規定による申請に対する処分に係る審査基準について	165
第2	法第20条（河川管理者以外の者が行う河川工事等の承認）の申請に対する処分に係る審査基準	165
第3	法第23条（流水の占用の許可）の申請に対する処分に係る審査基準	166
第4	法第24条（土地の占用の許可）の申請に対する処分に係る審査基準	166
第5	法第25条（土石等の採取の許可）の申請に対する処分に係る審査基準	166

第 6	法第 26 条第 1 項（工作物の新築等の許可）の申請に対する処分に係る審査基準	167
第 7	法第 27 条第 1 項（土地の掘削等の許可）の申請に対する処分に係る審査基準	167
第 8	法第 28 条（竹木の流送等の制限等）の申請に対する処分に係る審査基準	167
第 9	法第 29 条第 1 項（河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可）の申請に対する処分に係る審査基準	168
第 10	法第 30 条第 1 項（許可工作物の完成）の申請に対する処分に係る審査基準	168
第 11	法第 30 条第 2 項（完成前の許可工作物の一部使用の承認）の申請に対する処分に係る審査基準	168
第 12	法第 34 条第 1 項（権利譲渡の承認）の申請に対する処分に係る審査基準	169
第 13	法第 55 条第 1 項（河川保全区域における行為の許可）の申請に対する処分に係る審査基準	169
第 14	法第 57 条第 1 項（河川予定地における行為の制限）の申請に対する処分に係る審査基準	169

第三節 不利益処分に係る処分基準

第 1	不利益処分に係る処分基準の策定について	171
第 2	法第 18 条（原因者への工事施行命令）の処分に係る処分基準	171
第 3	法第 29 条第 1 項（河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可）の処分に係る処分基準	171
第 4	法第 31 条第 2 項（許可工作物を用途廃止した場合における原状回復命令等）の処分に係る処分基準	171
第 5	法第 67 条（原因者負担金）の処分に係る処分基準	172
第 6	法第 68 条第 2 項（附帯工事の原因者負担金）の処分に係る処分基準	172
第 7	法第 75 条（監督処分）の処分に係る処分基準	172

第一章 総

説

(目的)

第1 この「河川法に基づく許可等の手引き」(以下「手引き」という。)は、行政手続法(平成5年法律第88号)の趣旨にかんがみ、河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。)に係る許可等の申請手続き及び申請に対する処分の際の審査基準並びに不利益処分基準を定め、これらを公にすることにより、行政運営における公正の確保及び透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が都民にとって明らかであることをいう。)の向上を図り、もって処分の相手方の権利保護に資することを目的とする。

(凡例)

法令名等については、以下の略語を用いる。

法	……………河川法(昭和39年法律第167号)
政 令	……………河川法施行令(昭和40年政令第14号)
省 令	……………河川法施行規則(昭和40年建設省令第7号)
徴 収 条 例	……………東京都河川流水占用料等徴収条例(平成12年東京都条例第95号)
徴収条例施行規則	……………東京都河川流水占用料等徴収条例施行規則(平成18年東京都規則第55号)
特 例 条 例	……………特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条例第106号)
範 囲 規 則	……………特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年東京都規則第152号)
細 則	……………東京都河川法施行細則(昭和40年東京都規則第38号)
委 任 規 則	……………東京都建設事務所長委任規則(昭和44年東京都規則第209号)
処 務 規 程	……………東京都建設事務所処務規程(昭和32年訓令甲第94号)
内 規	……………河川法に基づく許可方針内規(昭和56年1月28日付55建河管第1671号東京都建設局長通達)
要 綱	……………東京都河川流水占用料等徴収事務取扱要綱(平成18年3月1日付17建河指第642号東京都建設局長通達)
準 則	……………河川敷地占用許可準則(平成11年8月5日付建設省河政発第67号建設事務次官通達)

第二章 許可申請等の取扱い

第一節 許可申請等の取扱い

(趣旨)

第 1 本章の規定は、法に基づく許可等の申請に関し、手続等の取扱いについて必要とされる基本的事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 手引きにおいて、次に掲げる用語の定義は、以下のとおりとする。

一 「河川」

一級河川及び二級河川をいい、これらの河川に係る河川管理施設を含むものとする（法第 3 条第 1 項）。

二 「河川管理施設」

ダム、堰（せき）、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯（堤防又はダム貯水池に沿って設置された国土交通省令で定める帯状の樹林で堤防又はダム貯水池の治水上又は利水上の機能を維持し、又は増進する効用を有するものをいう。）その他河川の流水によって生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設をいう。ただし、河川管理者以外の者が設置した施設については、当該施設を河川管理施設とすることについて河川管理者が権原に基づき当該施設を管理する者の同意を得たものに限る（法第 3 条第 2 項）。

三 「一級河川」

国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で、河川法第 4 条第 1 項の水系を指定する政令（昭和 40 年政令第 43 号）で指定したものに係る河川（公共の水流及び水面をいう。以下同じ。）で国土交通大臣が指定したものをいう（法第 4 条）。

四 「二級河川」

法第 4 条第 1 項の政令で指定された水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したものをいう（法第 5 条）。

五 「河川区域」

河川区域とは、以下の①から③に掲げる区域をいう（法第 6 条）。

①河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地（河岸の土地を含み、洪水その他異常な天然現象により一時的に当該状況を呈している土地を除く。）の区域（いわゆる 1 号地）

②河川管理施設の敷地である土地の区域（いわゆる 2 号地）

③堤外の土地（政令で定めるこれに類する土地及び政令で定める遊水地を含む。）の区域のうち、①に掲げる区域と一体として管理を行う必要があるものとして河川管理者が指定した区域（いわゆる 3 号地）

六 「河川工事」

河川の流水によって生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減するために河川について行う工事をいう（法第 8 条）。

七 「河川保全区域」

河川管理者が河岸又は河川管理施設（樹林帯を除く。）を保全するために指定した、河川区域に隣接する一定の区域（原則として、当該河岸又は河川管理施設を保全するために必要な最小限度の区域であり、河川区域の境界から 50m をこえない区域）をいう（法第 54 条）。

八 「河川予定地」

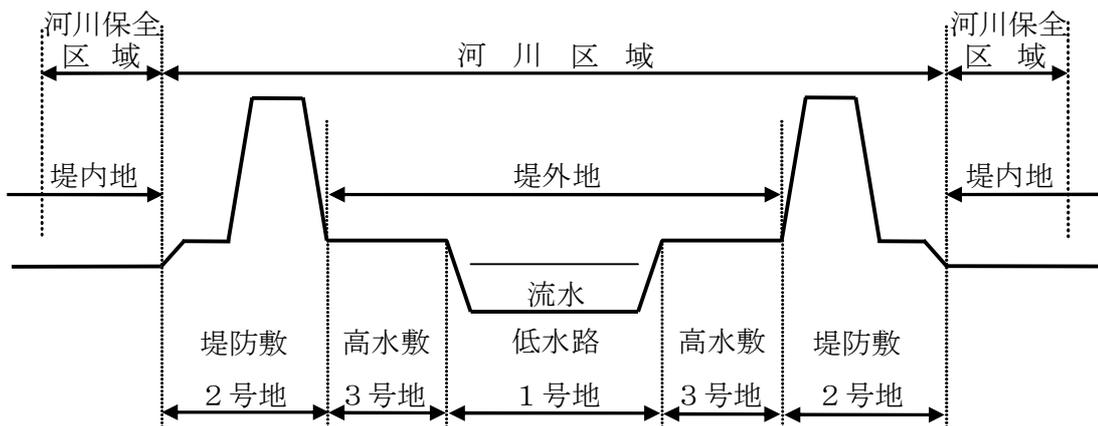
河川管理者が河川工事の施行により新たに河川区域内の土地となるべき土地として指定したものをいう（法第 56 条）。

九 「準用河川」

一級河川及び二級河川以外の河川で区市町村長が指定したものをいう。

準用河川については、法における二級河川に関する規定（政令で定める規定を除く。）を準用する（法第 100 条）。

河川区域等概念図



(東京都知事が管理する河川)

第3 東京都内を流れる河川のうち、次に掲げるものを除く法定河川（以下、「都管理河川」という。）については、東京都知事が管理する。

- 一 荒川
- 二 江戸川
- 三 高砂橋から上流の中川
- 四 内匠橋から上流の綾瀬川、堀切菖蒲水門から綾瀬排水機場までの綾瀬川
- 五 万年橋から下流の多摩川
- 六 南浅川合流点から下流の浅川
- 七 江戸川分岐点から下流 0.8k mまでの旧江戸川
- 八 荒川分岐点から下流 0.3k mまでの隅田川
- 九 多摩川合流点から上流 1.10k mまでの大栗川
- 十 準用河川

2 前項第1号から第9号に掲げる河川は国土交通大臣直轄管理であり、第10号に掲げる河川は区市町村長管理である。

【参考】

国土交通大臣直轄管理の河川に関する問い合わせ先は下記のとおりである。

河川名	事務所名
多摩川 浅川 大栗川	国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所 〒230-0051 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央 2-18-1 TEL : 045-503-4000 (代)
荒川 綾瀬川	国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所 〒115-0042 東京都北区志茂 5-41-1 TEL : 03-3902-2311 (代)
荒川	国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所 〒350-1124 埼玉県川越市新宿町 3-12 TEL : 049-246-6371 (代)
江戸川 旧江戸川 中川 綾瀬川	国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所 〒278-0005 千葉県野田市宮崎 134 TEL : 04-7125-7311 (代)

(建設事務所、支庁及び特別区の管轄区域)

第4 建設事務所長、支庁長及び特別区は、次の表に掲げる管轄区域の事務処理を行う。
なお、河川名に「(二)」が付いているものは、二級河川を示す。付いていないものは、すべて一級河川である。

事務所名	事務所長 管理河川	管内区	特別区管理河川
第一建設事務所	隅田川	千代田区	神田川、日本橋川
		中央区	月島川、神田川、日本橋川、亀島川、築地川(二)、汐留川(二)
		港区	古川(二)、汐留川(二)
第二建設事務所	海老取川	品川区	目黒川(二)、立会川(二)
		目黒区	目黒川(二)、蛇崩川(二)、呑川(二)、九品仏川(二)、立会川(二)
		大田区	丸子川、呑川(二)、内川(二)
		世田谷区	谷沢川、野川、仙川、丸子川、目黒川(二)、蛇崩川(二)、北沢川(二)、烏山川(二)、呑川(二)、九品仏川(二)
		渋谷区	渋谷川(二)
第三建設事務所	—	新宿区	神田川、妙正寺川
		中野区	神田川、妙正寺川、江古田川、善福寺川
		杉並区	神田川、妙正寺川、善福寺川
第四建設事務所	新河岸川	豊島区	神田川
		板橋区	石神井川、白子川
		練馬区	石神井川、白子川
第五建設事務所	旧江戸川 中川 綾瀬川 新中川 隅田川	墨田区	旧中川、大横川、北十間川、横十間川、竪川、旧綾瀬川
		江東区	旧中川、大横川、大島川西支川、大島川東支川、大横川南支川、北十間川、横十間川、大横川支川、仙台堀川、平久川、古石場川、小名木川、竪川、越中島川(二)
		葛飾区	大場川
		江戸川区	新川、旧中川
第六建設事務所	綾瀬川 毛長川 隅田川 新河岸川	文京区	神田川
		台東区	神田川
		北区	石神井川
		荒川区	—
		足立区	伝右川、圀川、旧綾瀬川、芝川、新芝川

事務所・支庁名	管内市町村	事務所長管理河川
西多摩建設事務所	青梅市 福生市 羽村市 あきる野市 瑞穂町 日の出町 奥多摩町 檜原村	霞川、成木川、黒沢川、北小木曾川、直竹川、多摩川、残堀川、秋川、養沢川、北秋川、平井川、氷沢川、鯉川、玉の内川、北大久野川、大荷田川、鳶巣川、日原川、小菅川
南多摩東部建設事務所	町田市 多摩市 稲城市	三沢川、大栗川、乞田川、鶴見川、三沢川分水路、恩田川、真光寺川、麻生川、境川（二）
南多摩西部建設事務所	八王子市 日野市	大栗川、大田川、程久保川、浅川、湯殿川、兵衛川、山田川、川口川、南浅川、案内川、城山川、御霊谷川、山入川、小津川、醍醐川、谷地川、秋川、大沢川
北多摩南部建設事務所	武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 小金井市 狛江市 西東京市	神田川、石神井川、野川、仙川、入間川
北多摩北部建設事務所	立川市 昭島市 小平市 東村山市 国分寺市 国立市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市	石神井川、黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川、奈良橋川、野川、残堀川
小笠原支庁	小笠原村	八ッ瀬川（二）

(建設事務所長が事務処理を行う河川)

第5 次に掲げる河川及び河川管理施設における委任規則第2号に掲げる事務処理は所管区域の建設事務所長が行う。ただし、第7に掲げる知事(河川部)が処理する事務を除く。

一 利根川水系 旧江戸川、中川、綾瀬川、新中川、毛長川

二 荒川水系 隅田川、新河岸川

三 多摩川水系 海老取川

四 多摩地域を流れる東京都知事が管理する河川

五 堅川水門、新小名木川水門、大島川水門、扇橋閘門、清澄排水機場、木下川排水機場、小名木川排水機場、新川東水門、新川排水機場、住吉水門、月島川水門、源森川水門、北十間川樋門、今井水門、上平井水門、内川水門、内川排水機場、日本橋水門、亀島川水門、亀島川排水機場、花畑水門、比丘尼橋下流調節池、妙正寺川第二調節池、落合調節池、上高田調節池、荏原調節池、船入場調節池、神田川・環状七号線地下調節池、鷺宮調節池、善福寺川調節池、白子川地下調節池、古川地下調節池、高田馬場分水路、江戸川橋分水路、水道橋分水路、御茶の水分水路、飛鳥山分水路

2 次に掲げる河川における委任規則第2号の2に掲げる事務処理で、特別区の区域と市又は他の県との区域にまたがるものは、所管区域の建設事務所長が行う。

一 特別区の区域と市の区域にまたがる河川 野川、仙川、神田川、石神井川

二 特別区の区域と他の県との区域にまたがる河川 白子川、大場川、伝右川、垢川、芝川、新芝川

(特別区が処理する事務)

第6 特別区に存する都管理河川(ただし、旧江戸川、中川、綾瀬川、新中川、毛長川、隅田川、新河岸川及び海老取川を除く。)の管理に関する事務のうち、次に掲げるものについては、特別区が事務処理を行う。ただし、法第79条の規定により国土交通大臣の認可を要するもの及び機械力によるしゅんせつ工事の施行並びに市又は他の県の区域にまたがるものを除く。

- イ 法第9条第2項、第10条及び第29条の規定による一級河川及び二級河川の管理のうち、河川の維持修繕及び維持管理
- ロ 法第14条第1項の規定による河川管理施設の操作規則の制定並びに同条第2項の規定による協議及び意見の聴取
- ハ 法第20条の規定による河川管理者以外の者が施行する工事等に係る承認。ただし、都が直接施行する工事に係るものを除く。
- ニ 法第23条の規定による流水の占用の許可
- ホ 法第24条の規定による土地の占用の許可
- ヘ 法第25条の規定による土石等の採取の許可
- ト 法第26条第1項の規定による工作物の新築等の許可
- チ 法第27条第1項の規定による土地の掘削等の許可
- リ 法第30条第1項の規定による許可工作物の完成検査及び同条第2項の規定による完成前の一部使用の承認
- ヌ 法第31条第1項の規定による許可工作物の用途の廃止の届出の受理
- ル 法第33条第3項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定によるニからチまで及びカに掲げる許可に基づく地位を承継した旨の届出の受理
- ヲ 法第34条第1項の規定によるニからへまでに掲げる許可に基づく権利の譲渡の承認
- ワ ニ又はトに掲げる許可の申請があった場合の法第38条の規定による通知
- カ 法第55条第1項の規定による河川保全区域における行為の許可
- ヨ 法第77条第1項の規定による河川監理員の任命及び河川監理員による是正の指示
- タ 法第78条第1項の規定による許可を受けた者等からの報告の徴取及び立入検査
- レ 法第89条第1項の規定による他人の占有する土地への立入り等、同条第2項の規定による通知、同条第3項の規定による告知並びに同条第6項の規定による通知及び意見の聴取(河川の維持修繕及び維持管理のために必要がある場合に限る。)
- ソ ハからリまで、ヲ及びカに掲げる許可又は承認に係る法第90条の規定による条件の付加
- ツ 法第95条の規定による国との協議(ただし、法第20条、第23条から第27条まで、第30条第2項、第34条第1項及び第55条第1項の規定による許可又は承認とみなされるものに限る。)

ネ 徴収条例別表に定める土地占用料、流水占用料、土石採取料及び河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）の徴収並びに当該流水占用料等に係る法第 74 条第 1 項の規定による督促並びに法第 74 条第 5 項及び徴収条例第 6 条の規定による延滞金の徴収

2 二以上の特別区の区域にまたがる前項の事務については、統計等に用いる都道府県等の区域を示す標準コード（昭和 45 年行政管理庁告示第 44 号）別表 2 に掲げる数字が最小の特別区が処理する。

なお、処理に際しては、関係する特別区へ意見照会を行うこと。

（特例条例第 2 号表 78、範囲規則第 3 条、内規第 5）

区名	区市町村コード	区名	区市町村コード	区名	区市町村コード
千代田区	13101	品川区	13109	北区	13117
中央区	13102	目黒区	13110	荒川区	13118
港区	13103	大田区	13111	板橋区	13119
新宿区	13104	世田谷区	13112	練馬区	13120
文京区	13105	渋谷区	13113	足立区	13121
台東区	13106	中野区	13114	葛飾区	13122
墨田区	13107	杉並区	13115	江戸川区	13123
江東区	13108	豊島区	13116		

(知事が処理する事務)

第7 都管理河川において、次に掲げるものについては、知事（河川部）が事務処理を行う。

- 一 法第 79 条の規定により国土交通大臣の認可等を要するもの
- 二 他の河川管理者との協議を要するもの（法第 15 条）
- 三 新たな水利使用又は新たな水利使用を伴うもの（法第 23 条）
- 四 土石（砂を含む。）採取を伴うもの（法第 25 条）
- 五 兼用工作物で新たに設けるもの（法第 17 条）
- 六 旧江戸川、中川、綾瀬川、新中川、毛長川、隅田川、新河岸川、海老取川、浅川、秋川及び多摩川において、国、地方公共団体、その他公共団体又は鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）に定める鉄道事業者がその事業のために新たに行うもの
- 七 旧江戸川、中川、綾瀬川、新中川、毛長川、隅田川、新河岸川、海老取川、浅川、秋川及び多摩川において、徴収条例別表一の項備考一に掲げる第五種（運動場、ゴルフ場その他これらに類するものの設置を目的とするもの）又は第六種（農耕地、牧草地その他これらに類するものに使用することを目的とするもの）に掲げる占用で新たに行うもの

（委任規則第 2 号別表）

2 河川法以外の法令に基づく許可等のうち、次に掲げるものは知事（河川部）が事務処理を行う。

- 一 砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）に基づく認可に関するもの
なお、河川区域内において砂利を採取する場合は、同法第 16 条の規定に基づく採取計画の認可を受けるとともに、河川法第 25 条の許可を受けること。
- 二 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 32 条の規定に基づく開発行為に伴う公共施設管理者の同意の協議に関するもの
- 三 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 7 条の規定に基づく地区編入の承認及び放流量の計画協議に関するもの
- 四 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 5 条第 6 項の規定に基づく公共施設管理者の承認に関するもの
- 五 都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 7 条の 12 の規定に基づく公共施設管理者の同意に関するもの

(国土交通大臣の認可等)

第8 知事は、法第9条第2項の規定により行うものとされた一級河川の管理で次に掲げるもの等を行おうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

一 水圧管路に係る改良工事につき、法第16条の3第1項の規定による協議に応じること。

二 特定水利使用以外の水利使用で次に掲げるもの（政令第20条の2に規定するいわゆる準特定水利使用）に関する法第23条、第24条、第26条第1項若しくは第34条第1項の規定による処分又はこれらの処分に係る法第75条の規定による処分

イ 取水量が一日につき最大 1,200 m³以上又は給水人口が 5,000 人以上の水道のためにするもの

ロ 取水量が一秒につき最大 0.3 m³以上又はかんがい面積が 100ha 以上のかんがいのためにするもの

ハ 取水量が一日につき最大 1,200 m³以上の水利使用であって水道又はかんがい以外のためにするもの

三 ダム、水門、閘門、橋その他の工作物で治水上又は利水上影響が著しいと認められるものに係る法第26条第1項の許可（水利使用に関するものを除く。）及び当該許可に係る法第75条の規定による処分

四 河川区域内の土地の現状に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められる土地の掘削等に係る法第27条第1項の許可

2 知事は、その管理する二級河川について、第二号に該当する場合には、あらかじめ国土交通大臣に協議してその同意を得、第一号に該当する場合には、あらかじめ国土交通大臣に協議しなければならない。

一 法第16条の3第1項の河川工事で水圧管路の改良工事につき、同項の規定による協議に応じようとする場合

二 政令で定める水利使用（特定水利使用）に関し、法第23条、第24条、第26条第1項、第29条若しくは第34条第1項の規定による処分又はこれらの処分に係る法第75条の処分をしようとする場合

(法第79条及び政令第20条の2、45条、46条、46条の2、47条、省令35条の2)

(指定区間内の一級河川において国土交通大臣の権限に属する事務)

第9 東京都知事が管理する指定区間内の一級河川において、次に掲げるもの等は、国土交通大臣の権限に属する。

水利使用で次に掲げるもの（以下「特定水利使用」という。）に関し、法第23条（流水の占有の許可）、第23条の2（流水の占有の登録）、第24条（土地の占有の許可）、第26条第1項（工作物の新築等の許可）、第34条第1項（権利の譲渡の承認）及び第53条の2（渇水時における水利使用の特例）の規定による権限を行うこと。

イ 出力が最大千キロワット以上の発電のためにするもの（ただし、法第23条の2の登録の対象となる流水の占有に係るものを除く）

ロ 取水量が一日につき最大2,500 m³以上又は給水人口が一万人以上の水道のためにするもの

ハ 取水量が一日につき最大2,500 m³以上の鉱工業用水道のためにするもの

ニ 取水量が一秒につき最大1 m³以上又はかんがい面積が300ha以上のかんがいのためにするもの

ホ 法第23条の2の登録の対象となる流水の占有に係るものであってイからニまでに掲げる水利使用のために貯留し、または取水した流水を利用する発電のためにするもの

(政令第2条)

(他の公共施設管理者との調整)

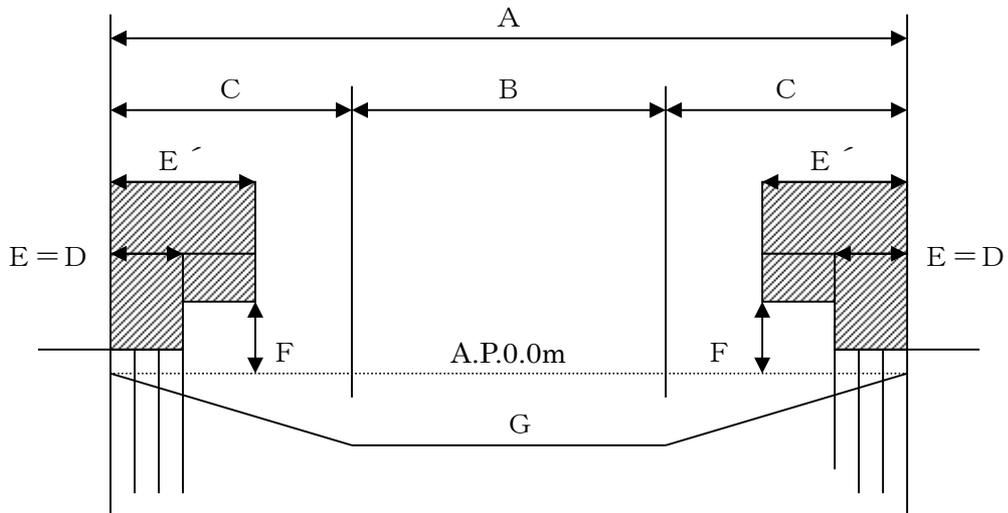
第10 港湾区域と河川区域との重複区域（永代橋下流端より下流の隅田川、築地川、汐留川及び海老取川）における次に掲げる事務処理は、建設局が行う。

- 一 護岸及び水面の占用
- 二 土砂の採取
- 三 工事等の規制

ただし、次に掲げる事項については、あらかじめ港湾局の同意を得てこれを施行する。

- イ 別表に掲げる構築物等の制限基準を超える出願
- ロ 電気、ガス、水道等の海底ケーブルその他堅固な構築物の工事に係る出願
- ハ 港湾計画に支障を与えると予想される占用又は工事等の出願

(別表) 繫船棧橋荷役機械設置制限基準



A = 水域（河川、運河）幅員

B = 通船区域 = $A/2$

C = 係（停）船区域 = $A/4$

D = 棧橋出幅 = $A/12$ 最大 7.5m

E = 荷役機械空間占用出幅 = $A/12$ 最大 7.5m

E' = 同上 F = 7m以上 = $A/6$ 最大 15m

F = 同上 下端高（A.P.0.0m上） 最大 7m

G = 水域（河川、運河）水深（計画）A.P.0.0m下

2 二級河川「境川」において、根岸橋上流端から鶴瀬橋上流端の上流 120mの地点に設置した標柱まで、都県境界に関わらず東京都が管理を行う。

ただし、次に掲げる権限は神奈川県が行う。

- 一 河川区域の指定（法第 6 条）
- 二 河川台帳の調製及び保管（法第 12 条第 1 項）
- 三 河川整備基本方針を定めること（法第 16 条第 1 項）
- 四 河川整備計画を定めること（法第 16 条の 2 第 1 項）
- 五 特定樹林帯区域内の土地における工作物の新築、改築及び除却の許可（法第 26 条第 4 項但書）
- 六 河川保全区域の指定（法第 54 条第 1 項）
- 七 河川予定地の指定（法第 56 条第 1 項）
- 八 河川立体区域の指定（法第 58 条の 2）
- 九 河川保全立体区域の指定（法第 58 条の 3 第 1 項）
- 十 河川予定立体区域の指定（法第 58 条の 5 第 1 項）

(河川区域内において許可等を要する行為)

第 1 1 河川区域内において次に掲げる行為をしようとする者は、河川管理者の許可等を受けなければならない。

- 一 河川管理者以外の者の施行する河川工事又は河川の維持（法第 20 条）
- 二 流水の占用（法第 23 条）
- 三 土地の占用（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）（法第 24 条）
- 四 土石（砂を含む。）、竹木、あし、かやその他これらに類するものの採取（法第 25 条）

五 工作物の新築、改築又は除却（法第 26 条）

六 土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為（法第 26 条第 1 項の許可に係る行為のためにするものを除く。）又は竹木の栽植若しくは伐採（法第 27 条）

七 竹木の流送（法第 28 条、政令第 16 条の 3）

八 法第 23 条から第 28 条までに規定するものを除くほか、河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深淺等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある次に掲げる行為。ただし、日常生活のために必要な行為、農業若しくは漁業を営むために通常行われる行為又は営業等のためにやむを得ないものとして河川管理者が指定した行為については、この限りでない（法第 29 条、政令第 16 条の 8）。

①河川区域内の土地において土、汚物、染料その他の河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄すること。

②河川区域内の土地において土石、竹木その他の物件を堆積し、又は設置すること。

2 法第 19 条の規定に基づく附帯工事又は道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 22 条又は第 24 条の規定に基づく道路工事により設置される工作物が河川区域内に設置されるものである場合、許可等を要する事項については当該工作物の管理者が許可等を受けなければならない。

(許可申請に際し、事前の協議を要するもの)

第12 次に掲げる工作物等の新築等の許可申請を行う場合は、原則として事前の計画協議及び設計協議を行い、同意を得るものとする。

なお、計画協議とは、新築等に際して必要となる河川の諸元及び条件について東京都建設局河川部長に協議するものである。

また、設計協議とは、計画協議で得た諸元及び条件に基づいて、詳細に設計したもののについて、原則として占用等許可権者に協議するものである。

- 一 橋梁（鉄道、道路等）及び河底横過トンネル（地下鉄、道路、上下水道、工業用水道、ガス、電力、通信等の施設）、その他将来の改築等が著しく困難であると認められるもの
 - 二 伏せ越し
 - 三 ダム、堰又は取水施設
 - 四 水門及び樋門又はこれらに類するもの
 - 五 雨水等の放流又はこれに伴う下水吐口管等（放流量も併せて協議すること）
 - 六 係留施設、荷揚げ施設又はこれらに類するもの
 - 七 治水上、特に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められる構造物等（仮設を含む。）
 - 八 橋台等の設置に伴い必要となる護岸等
 - 九 旧護岸を撤去する必要が生じたとき
 - 十 区市町村が包括占用を申請するとき
 - 十一 橋梁等の耐震補強工事など河積阻害率に影響を与える工事を行うとき
- 2 本制度は、河川が重要な都市施設であることにかんがみ、河川及び河川管理施設への影響や治水、利水上の支障等を審査するために、構造や施行方法等について協議するものである。

(河川への放流)

第13 河川への雨水、雑排水等の放流を伴う施設及び工作物等の新築又は改築の許可申請に当たっては、適正な放流量とするよう協議すること。

放流水質については、法令等（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年条例第215号））に水質基準の定めのあるものは、東京都の水質規制を担当する部署の審査を受けた旨を証する書面を添付すること。

- 2 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項但書の規定に基づく「排水設備設置義務免除」の許可を受けた、雨水、雑排水等を河川に放流する場合は、公共下水道管理者の許可を受けた旨を証する免除通知書の写しを添付すること。

(内規第5第4項)

(河川区域内において許可等を要しない行為)

第14 河川区域内において、次に掲げる行為をしようとする場合は、河川管理者の許可等を要しない。

- 一 自由使用の場合（水泳、洗濯、魚釣り、散策、サイクリング等）
 - 二 河川管理者以外の者が施行する河川工事又は河川の維持で、草刈り、軽易な障害物の処分その他これらに類する小規模な維持（政令第12条）
 - 三 河川区域内の土地で、その土地の権原を有する者がその権原に基づいて管理する土地を使用する場合（ただし、工作物の新築等、土地の掘削等を除く。）
 - 四 河川管理施設の敷地から10m（河川管理施設の構造又は地形、地質その他の状況により河川管理者がこれと異なる距離を指定した場合には、当該距離）以上離れた土地における耕耘（政令第15条の4第1号）
 - 五 法第26条第1項の許可を受けて設置された取水施設又は排水施設の機能を維持するために行う取水口又は排水口の付近に積もった土砂等の排除（政令第15条の4第2号）
 - 六 河川管理者が指定した区域以外の竹木の伐採（政令第15条の4第3号）
 - 七 上記四から六のほか、河川管理者が治水上及び利水上影響が少ないと認めて指定した行為（政令第15条の4第4号）
- 2 なお、建設事務所長が事務処理を行う河川（第5参照）において、映画・テレビドラマ・テレビCM・雑誌等の撮影、写生大会、マラソン大会、大道芸、演奏会等、河川敷地を一時的に使用する場合については、河川管理者に事前に相談の上、『テラス護岸等一日利用届』を提出すること。

(舟又はいかだの通航の制限、禁止行為、汚水の排出)

第 15 河川管理者は、一級河川の河川管理施設である閘門（一級河川の河川管理施設である水門で河川管理者が指定したものを含む。）を通航する船又はいかだの長さ、幅、水面上の高さ又は喫水の最高限度を、閘門ごとに指定する。

(政令第 16 条の 2 第 1 項)

2 何人も、法第 23 条から法第 28 条までに規定するものを除くほか、河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深淺等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある次の行為をみだりにしてはならない。

一 河川を損傷すること。

二 河川区域内の土地（高規格堤防特別区域内の土地を除く。）に船舶その他の河川管理者が指定したもの、土石（砂を含む。）、ごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を捨てること又は放置すること。ただし、河川区域内において農業、林業又は漁業を営むために通常行われる行為は、この限りでない。

三 次に掲げる区域に自動車その他の河川管理者が指定したものを入れること。

イ 河川管理施設を保全するため必要があると認めて河川管理者が指定した河川区域内の土地の区域

ロ 動植物の生息地又は生育地として特に保全する必要があると認めて河川管理者が指定した河川区域内の土地の区域

(法第 29 条、政令第 16 条の 4)

3 河川に一日につき 50 m³（河川の流量、利用状況等により河川管理者がこれと異なる量を指定したときは、当該量）以上の汚水（生活又は事業（耕作又は養魚の事業を除く。）に起因し、又は附随する廃水をいう。）を排出しようとする者は、あらかじめ省令第 18 条の 7 で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を河川管理者に届け出なければならない。ただし、当該事業、汚水を排出する施設の設置等又は汚水の排出について、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）の規定による特定施設の設置の届出、砂利採取法による採取計画の認可等が行われているときは、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所

二 汚水を排出しようとする河川の種類及び名称

三 汚水を排出しようとする場所

四 汚水の排出の方法及び期間

五 排出しようとする汚水の量

六 排出しようとする汚水の水質

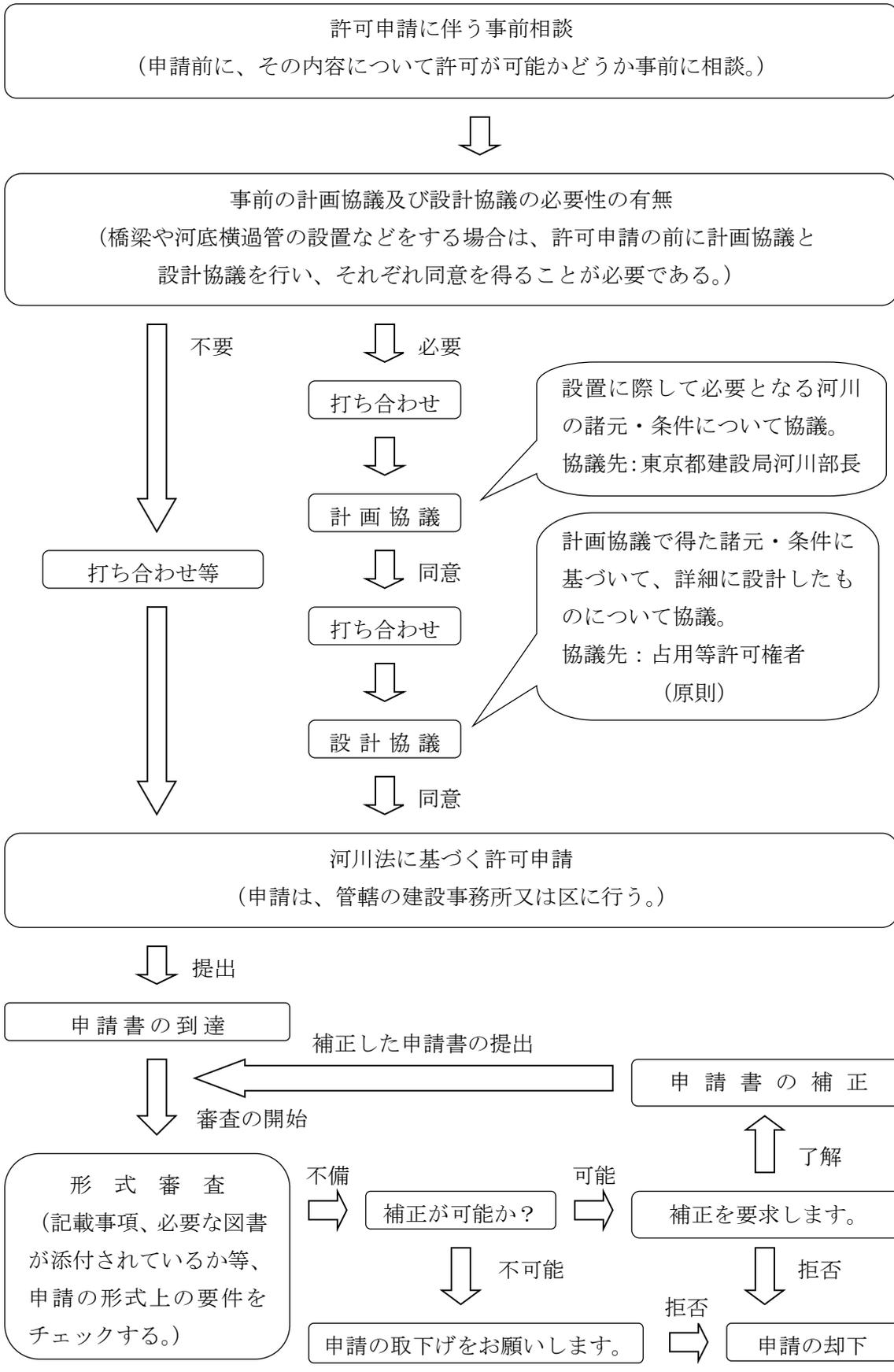
七 排出しようとする汚水の処理の方法

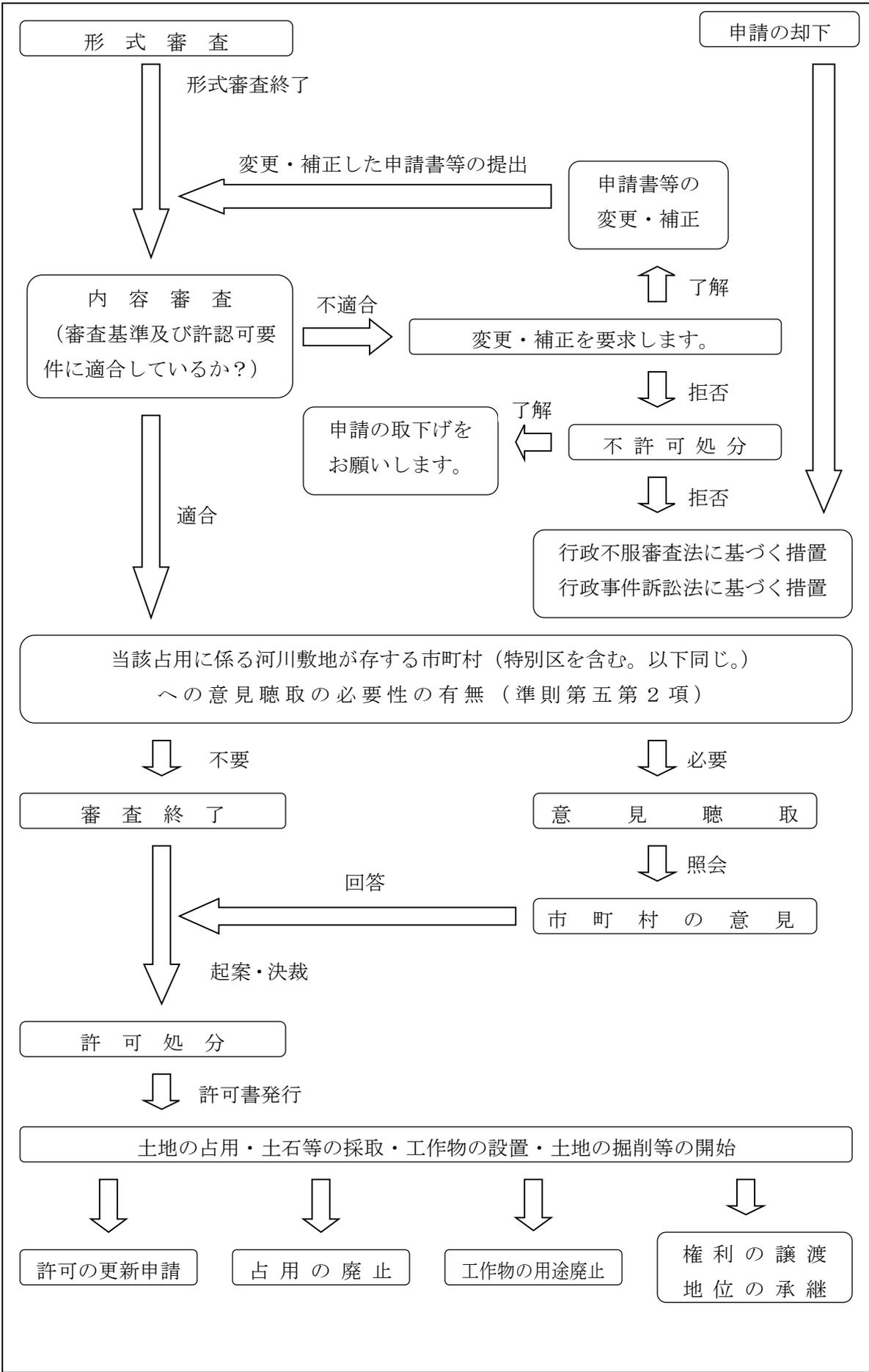
なお、当該届出は、省令別記様式第八の三による届出書に縮尺 5 万分の 1 の位置図及び汚水排出経路概要図（汚水処理系統を含む。）を添付して行うものとする。

(政令第 16 条の 5、省令第 18 条の 8)

(フロー)

第16 申請から処分までの基本的な流れは、次のとおりである。





(法第20条(河川管理者以外の者の施行する工事等)の申請方法)

第17 法第20条の承認工事の申請に当たっては、工事の設計及び実施計画又は維持の実施計画を記載した承認申請書を河川管理者に提出しなければならない。

なお、当該承認工事により築造する施設又は工作物については河川管理施設としてその所有権を国に帰属させる旨の書面を承認申請書に添付すること。

(政令第11条)

(法第23条(流水の占用の許可)の申請方法)

第18 法第23条(流水の占用の許可)の申請に当たっては、次の書類を河川管理者に提出すること。

- 一 別記様式第八の(甲)及び(乙の1)による申請書
- 二 一の申請書には、次の図書を添付しなければならない。
 - ①水利使用に係る事業の計画の概要
 - ②使用水量の算出の根拠
 - ③河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算
 - ④水利使用による影響で次に掲げる事項に関するもの及びその対策の概要
 - イ 治水
 - ロ 関係河川使用者(法第28条の規定による許可を受けた者並びに漁業権者及び入漁権者を除く。)の河川の使用
 - ハ 竹木の流送又は舟若しくはいかだの通航
 - ニ 漁業
 - ホ 史跡、名勝及び天然記念物
 - ⑤法第44条第1項のダムを設置するときは、貯水池となるべき土地の現況及び当該ダムによる流水の貯留により損失を受ける者に対する措置の概要
 - ⑥工作物の新築、改築又は除却を伴う水利使用の許可の申請にあっては、工事計画に係る以下に掲げる図書(法第26条第1項の許可の申請が含まれていないときは、工事計画の概要を記載した図書)
 - イ 法第44条第1項のダムの新築又は改築に関する工事計画
 - (a) 別記様式第九による工事計画一覧表
 - (b) 計算書
 - ・計画洪水流量に関する計算書
 - ・ダムの安定に関する計算書
 - ・施設又は工作物に関する水理計算書
 - ・施設又は工作物に関する構造計算書
 - ・背水に関する計算書
 - ・貯水池容量計算書
 - ・占用面積計算書
 - (c) 付表
 - ・降水量表(日降水量、月降水量及び年降水量を記載する。)
 - ・最高最低気温表(月の最高気温及び最低気温を記載する。)
 - ・水位及び流量表
 - ・掘削土石処理計画表
 - ・工程表
 - (d) 図面
 - ・一般平面図(集水地域、水利使用に関する主要な施設等を記載した

- 縮尺 5 万分の 1 地形図)
 - ・貯水池実測平面図（湛水区域、主要な施設等を記載した縮尺 5 万分の 1 地形図）
 - ・貯水池実測縦断面図（最低河床、ダム の位置等を記載する。）
 - ・貯水池実測横断面図
 - ・地質に関する図面
 - ・ダム の設計図（ダム の基礎処理に関するものを含む。）
 - ・ダム に関する工事を施行するための設備に関する図面
 - ・ダム 以外の施設又は工作物の設計図
 - ・流況曲線図
 - ・流量累加曲線図
 - ・貯水量曲線図
 - ・貯水面積曲線図
 - ・占用する土地の丈量図
- (e) ダム の新築又は改築の場所をその上流側及び下流側から撮影した写真にダム の外形を記載したもの
- (f) 工事費概算書
- (g) 資金計画の概要を記載した書面
- (h) その他工事計画に関し参考となるべき事項を記載した図書
- ロ 法第 44 条第 1 項のダム 以外の工作物の新築又は改築に関する工事計画
 - (a) 計算書
 - ・工作物に関する水理計算書
 - ・工作物に関する構造計算書
 - ・計画洪水流量及び背水に関する計算書
 - ・占用面積計算書
 - (b) 付表
 - ・水位及び流量表
 - ・工程表
 - (c) 図面
 - ・位置図
 - ・実測平面図
 - ・実測縦断面図
 - ・実測横断面図
 - ・工作物の設計図
 - ・占用する土地の丈量図
 - (d) 工事費概算書
 - (e) その他工事計画に関し参考となるべき事項を記載した図書
- ハ 工作物の除却に関する工事計画
 - (a) 図面

- ・位置図
- ・工作物の構造図

(b) 工事の実施方法を記載した図書

(c) 工事費概算書

(d) その他工事計画に関し参考となるべき事項を記載した図書

三 法第 38 条ただし書の同意をした者があるときはその同意書の写し並びに同意をしない者があるときはその者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）並びに同意をするに至らない事情を記載した書面

四 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地、施設若しくは工作物を使用して水利使用を行う場合又は河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する工作物を改築し、若しくは除却して水利使用を行う場合にあっては、その使用又は改築若しくは除却について申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面

五 水利使用に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

六 省令第 39 条ただし書に該当するときは、同条ただし書の理由及び同条本文の規定により同時に行うべき他の許可の申請の経過又は予定を記載した書面

七 その他参考となるべき事項を記載した図書

(省令第 11 条)

(法第24条(土地の占用の許可)の申請方法)

第19 法第24条(土地の占用の許可)の申請に当たっては、次の書類を河川管理者に提出すること。

なお、占用する土地に工作物を設置する場合や、土地の形状の変更をする場合などは、別記様式第八の(乙の4)、(乙の5)の内容を追加併記すること。

- 一 別記様式第八の(甲)及び(乙の2)による申請書
- 二 一の申請書には、次の図書を添付しなければならない。
 - ①土地の占用に係る事業の計画の概要を記載した図書
 - ②縮尺5万分の1の位置図
 - ③実測平面図
 - ④面積計算書及び丈量図
 - ⑤土地の占用に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
 - ⑥その他参考となるべき事項を記載した図書

(省令第12条)

(法第25条(土石等の採取の許可)の申請方法)

第20 法第25条(土石等の採取の許可)の申請に当たっては、次の書類を河川管理者に提出すること。

- 一 別記様式第八の(甲)及び(乙の3)による申請書
- 二 一の申請書には、次の図書を添付しなければならない。
 - ①河川の産出物の採取に係る事業の計画の概要を記載した図書
 - ②河川の産出物の採取に係る土地の縮尺5万分の1の位置図
 - ③河川の産出物の採取に係る土地の実測平面図
 - ④土石の採取にあつては、当該採取に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図に当該採取に係る計画地盤面を記載したもの
 - ⑤河川の産出物の採取が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書
 - ⑥河川の産出物の採取に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
 - ⑦その他参考となるべき事項を記載した図書

(省令第13条)

(法第26条第1項(工作物の新築等の許可)の申請方法)

第21 法第26条第1項(工作物の新築等の許可)の申請に当たっては、次の書類を河川管理者に提出すること。

なお、工作物の新築等に伴う土地の掘削等は、設置等に伴う必然的行為であるため、別途法第27条の許可申請をすることは不要である。

- 一 別記様式第八の(甲)及び(乙の4)による申請書
- 二 一の申請書には、次の図書を添付しなければならない。
 - ①新築等に係る事業の計画の概要を記載した図書
 - ②縮尺5万分の1の位置図
 - ③工作物の新築又は改築に係る土地の実測平面図
 - ④工作物の設計図(工作物の除却にあつては、構造図)
 - ⑤工事の実施方法を記載した図書
 - ⑥占用する土地の面積計算書及び丈量図
 - ⑦河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において新築等を行う場合又は河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する工作物について改築若しくは除却を行う場合にあつては、当該新築等を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面
 - ⑧新築等に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
 - ⑨その他参考となるべき事項を記載した図書

(省令第15条)

(法第27条第1項(土地の掘削等の許可)の申請方法)

第22 法第27条第1項(土地の掘削等の許可)の申請に当たっては、次の書類を河川管理者に提出すること。

- 一 別記様式第八の(甲)及び(乙の5)による申請書
- 二 一の申請書には、次の図書を添付しなければならない。
 - ①土地の掘さく等に係る事業の計画の概要を記載した図書
 - ②縮尺5万分の1の位置図
 - ③土地の掘さく等に係る土地の実測平面図
 - ④土地の形状を変更する行為にあつては、当該行為に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図に当該行為に係る計画地盤面を記載したもの
 - ⑤土地の掘さく等が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書
 - ⑥河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において土地の掘さく等を行う場合にあつては、当該土地の掘さく等を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面
 - ⑦土地の掘さく等に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
 - ⑧その他参考となるべき事項を記載した図書

(省令第16条)

(法第28条(政令第16条の3(竹木の流送の許可))の申請方法)

第23 法第28条(竹木の流送の許可)の申請に当たっては、次の書類を河川管理者に提出すること。

- 一 別記様式第八の(甲)及び(乙の6)による申請書
- 二 一の申請書には、次の図書を添付しなければならない。
 - ①竹木の流送に係る計画の概要を記載した図書
 - ②流送区間を明示した縮尺5万分の1の図面
 - ③竹木の流送が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書
 - ④その他参考となるべき事項を記載した図書

(省令第18条の3)

(法第29条第1項(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可)の申請方法)

第24 法第29条第1項(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可)の申請に当たっては、次の書類を河川管理者に提出すること。

2 河川区域内の土地において土、汚物、染料その他の河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄する場合(政令第16条の8第1項第1号)

- 一 別記様式第八の(甲)及び(乙の7)による申請書
- 二 一の申請書には、次の図書を添付しなければならない。
 - ①物件の洗浄又は堆積等に係る事業の計画の概要を記載した図書
 - ②縮尺5万分の1の位置図
 - ③物件を堆積し、又は設置する行為にあつては、当該行為に係る土地の実測平面図
 - ④河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において物件を堆積し、又は設置する場合にあつては、当該物件の堆積又は設置を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面
 - ⑤物件の洗浄又は堆積等が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書
 - ⑥その他参考となるべき事項を記載した図書

3 河川区域内の土地において土石、竹木その他の物件を堆積し、又は設置する場合(政令第16条の8第1項第2号)

- 一 別記様式第八の(甲)及び(乙の8)による申請書
- 二 一の申請書には、上記第2項第2号①から⑥の図書を添付しなければならない。

(省令第18条の11)

(許可工作物の使用制限)

第 25 法第 26 条第 1 項の許可を受けて、政令第 17 条で定める工作物（①法第 44 条第 1 項のダム、②河川管理施設と効用を兼ねる工作物、③堤防を開削して設置される工作物）を新築し、又は改築する者は、当該工事について河川管理者の完成検査を受け、これに合格した後でなければ、当該工作物を使用してはならない。

2 法第 30 条第 1 項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、同項に規定する者は、当該工作物の完成前においても、河川管理者の承認を受けて、当該工作物の一部を使用することができる。

(法第 30 条)

(法第 30 条第 1 項 (完成検査) の申請方法)

第 26 法第 30 条第 1 項 (完成検査) の申請に当たっては、次の書類を河川管理者に提出すること。

一 申請書

二 一の申請書には、次の図書を添付しなければならない。

①工作物の使用開始の予定年月日

②工作物の工事に関連する他の工事の実施状況

③水利使用による影響で、治水、漁業等に関するものへの対策の実施状況

④法第 44 条第 1 項のダムについては、貯水池となるべき土地の現況及び当該ダムによる流水の貯留により損失を受ける者に対する措置の実施状況

⑤その他参考となるべき事項

(省令第 19 条)

(法第30条第2項(許可工作物の一部の使用の承認)の申請方法)

第27 法第30条第2項(許可工作物の一部の使用の承認)の申請に当たっては、次の書類を河川管理者に提出すること。

- 一 別記様式第十による申請書
- 二 一の申請書には、次の図書を添付しなければならない。
 - ①工作物の設計図で、その使用しようとする部分を赤色に着色したもの
 - ②次に掲げる事項を記載した図書
 - イ 工作物の工事の実施状況
 - ロ 法第30条第2項の特別の事情
 - ハ 工作物の一部の使用開始の予定年月日
 - ニ その他工作物の一部の使用に関する計画
 - ホ ・ 工作物の工事に関連する他の工事の実施状況
・ 水利使用による影響で、治水、漁業等に関するものへの対策の実施状況
・ 法第44条第1項のダムについては、貯水池となるべき土地の現況及び当該ダムによる流水の貯留により損失を受ける者に対する措置の実施状況
 - ヘ その他参考となるべき事項

(省令第20条)

(土地占用の終了及び工作物の用途廃止)

第28 土地占用の廃止及び工作物の用途廃止については、次のとおり取り扱う。

- 一 土地占用の目的を終了した者は、「土地占用目的の終了届」(内規別記第15号様式)を速やかに河川管理者に提出しなければならない。
- 二 一の場合において、法第26条第1項の許可を受けて工作物を設置している者は、当該工作物に係る「工作物の用途廃止届」(内規別記第15号様式)を前号に先立って速やかに河川管理者に提出しなければならない。
- 三 河川管理者は、前号の届出があった場合において、河川管理上必要があると認めるときは、当該許可に係る工作物を除却し、河川を原状に回復し、その他河川管理上必要な措置をとることを命ずることができる。
- 四 河川管理上、当該工作物を残置しておく必要があると判断したときは、当該工作物を河川管理施設に帰属させること。

(法第31条、内規第6第3項)

(流水占用料等の徴収等)

第 29 知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について法第 23 条から第 25 条までの許可を受けた者から、流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）を徴収することができる。

(法第 32 条第 1 項)

2 法第 32 条第 1 項の規定により知事が徴収する流水占用料等並びに法第 74 条第 5 項の規定により知事が徴収する延滞金の額、徴収方法等については、徴収条例の定めるところによる。

3 知事は、流水の占用等の許可をする場合において、当該行為が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可に係る流水占用料等を減額し、又は免除することができる。

一 国の行う事業のためにするとき。

二 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 条の 3 に規定する地方公共団体その他公共団体の行う事業のためにするとき（当該事業に係る施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげるものでないときに限る。）。

三 かんがいのためにするとき。

四 一から三に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めるとき。

五 一から四に定めるもののほか、天災地変その他流水の占用等の許可を受けた者の責に帰することのできない理由により、流水の占用等の目的を遂行することができなかつたと認めるときにおけるその期間に係る流水占用料等

(徴収条例第 4 条)

4 徴収条例第 4 条に基づく流水占用料等の減額又は免除を受けようとする者（国及び地方公共団体を除く。）は、流水占用料等減額免除申請書を知事に提出するものとする。

(徴収条例施行規則第 4 条)

(許可に基づく地位の承継)

第30 相続人、合併又は分割により設立される法人その他の法第23条から第27条までの許可を受けた者の一般承継人（分割による承継の場合にあっては、法第23条から第25条までの許可に基づく権利を承継し、又は第26条第1項若しくは第27条第1項の許可に係る工作物、土地若しくは竹木若しくは当該許可に係る工作物の新築等若しくは竹木の栽植等をすべき土地）を承継する法人に限る。）は、被承継人が有していたこれらの規定による許可に基づく地位を承継する。

2 第26条第1項又は第27条第1項の許可を受けた者からその許可に係る工作物等を譲り受けた者は、当該許可を受けた者が有していた当該許可に基づく地位を承継する。当該許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る工作物等を使用する権利を取得した者についても、当該工作物等の使用に関しては、同様とする。

3 法第33条第1項及び第2項の規定により地位を承継した者は、その承継の日から30日以内に、河川管理者にその旨を届け出なければならない。

4 相続人、合併又は分割により設立される法人、その他、政令第16条の3第1項又は政令第16条の8第1項の許可を受けた者の一般承継人（分割による承継の場合にあっては、分割前の法人が受けた政令第16条の3第1項若しくは政令第16条の8第1項の許可に係る竹木の流送若しくは物件の洗浄を行うこととなる法人又は同項の許可に係る同項第2号の土地を承継する法人に限る。）は、被承継人が有していたこれらの規定による許可に基づく地位を承継する。

5 政令第16条の8第1項第2号に掲げる行為に係る同項の許可を受けた者からその許可に係る土地を譲り受けた者は、当該許可を受けた者が有していた当該許可に基づく地位を承継する。当該許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る土地を使用する権利を取得した者についても、当該土地の使用に関しては、同様とする。

6 政令第16条の9第1項及び第2項の規定により地位を承継した者は、その承継の日から30日以内に、河川管理者にその旨を届け出なければならない。

(法第33条、政令第16条の9)

(法第33条第3項、政令第16条の9第3項(許可に基づく地位の承継)の届出方法)

第31 法第33条第3項（法第55条第2項、第57条第3項等において準用する場合を含む。）及び政令第16条の9第3項（許可に基づく地位の承継）の届出に当たっては、次の書類を河川管理者に提出すること。

一 別記様式第十一による届出書

二 一の届出書には、当該届出に係る地位の承継を示す書面その他参考となるべき事項を記載した図書を添付しなければならない。

(省令第21条)

(権利の譲渡)

第 3 2 法第 23 条から第 25 条までの許可に基づく権利は、河川管理者の承認を受けなければ、譲渡することができない。

2 法第 34 条第 1 項に規定する許可に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその許可に基づく地位を承継する。

(法第 34 条)

(法第 3 4 条第 1 項 (権利の譲渡の承認) の申請方法)

第 3 3 法第 34 条第 1 項 (権利の譲渡の承認) の申請に当たっては、次の書類を河川管理者に提出すること。

- 一 別記様式第十二による申請書
- 二 一の申請書には、次の図書を添付しなければならない。
 - ①譲渡に関する当事者の意思を示す書面
 - ②譲渡の理由及び譲渡しようとする年月日を記載した書面
 - ③譲り受けようとする者の事業の計画の概要を記載した図書
 - ④その他参考となるべき事項を記載した図書

(省令第 22 条)

(河川保全区域内において許可を要する行為)

第34 河川保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし政令で定める行為については、この限りでない。

- 一 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
- 二 工作物の新築又は改築

(法第55条第1項)

(河川保全区域内における行為で許可を要しないもの)

第35 河川保全区域内において、次に掲げる行為をする場合は、河川管理者の許可を受けることを要しない。

ただし、第2号から第5号については、河川管理施設の敷地から5m（河川管理施設の構造又は地形、地質その他の状況により河川管理者がこれと異なる距離を指定した場合には、当該距離）以内の土地におけるものを除く。

- 一 耕耘（こううん）
- 二 堤内の土地における地表から高さ3m以内の盛土（堤防に沿って行う盛土で堤防に沿う部分の長さが20m以上のものを除く。）
- 三 堤内の土地における地表から深さ1m以内の土地の掘さく又は切土
- 四 堤内の土地における工作物（コンクリート造、石造、れんが造等の堅固なもの及び貯水池、水槽、井戸、水路等水が浸透するおそれのあるものを除く。）の新築又は改築
- 五 一から四に掲げるもののほか、河川管理者が河岸又は河川管理施設の保全上影響が少ないと認めて指定した行為

(法第55条第1項、政令第34条)

河川名	河川保全区域指定区間	指定区域
旧江戸川	左岸 千葉県 ----- 右岸 江戸川区東篠崎町地先～同区堀江町地先 (江戸川からの分岐点から海まで) ※昭和 45 年 7 月 2 日第 702 号にて一部廃止。	堤内 20mの土地 及び堤外地全部
	左岸 葛飾区高砂二丁目～江戸川区江戸川四丁目 右岸 葛飾区高砂一丁目～江戸川区江戸川四丁目 (中川分岐点から旧江戸川合流点まで)	
中川	①左岸 葛飾区西水元四丁目～同区西新小岩五丁目 右岸 足立区六木三丁目～葛飾区東四つ木二丁目 (高砂橋上流は国土交通省直轄区間)	河川区域の境界から 10m以内において隣 接する堤内の土地
	②左岸 葛飾区西新小岩五丁目～海に至る 右岸 葛飾区東四つ木二丁目以下荒川堤防取付間	
綾瀬川	①左岸 足立区神明一丁目～葛飾区小菅二丁目 右岸 足立区南花畑三丁目～葛飾区小菅一丁目 (内匠橋上流は国土交通省直轄区間)	堤防敷地より堤内 20mの土地及び堤外 民有地全部
	②左岸 葛飾区堀切四丁目～同区東四つ木一丁目 (堀切四丁目から中川合流点まで)	
旧綾瀬川	左岸 墨田区墨田五丁目～同区堤通二丁目 右岸 足立区千住曙町 (隅田水門から隅田川合流点 まで)	堤防敷地より堤内 20mの土地及び堤外 民有地全部
新河岸川	①左岸 板橋区新河岸三丁目～北区赤羽北一丁目 右岸 板橋区三園二丁目～北区赤羽北一丁目 (埼玉県界から東北本線鉄道橋まで)	官有川敷より外側へ 20mの土地
	②右岸 北区赤羽三丁目～同区志茂五丁目 (東北本線鉄道橋から隅田川合流点まで)	
旧中川	左岸 江戸川区平井七丁目～同区小松川一丁目 右岸 墨田区東墨田三丁目～江東区東砂二丁目 (荒川分派点から荒川合流点まで)	堤防敷地より堤内 20mの土地及び堤外 民有地全部
海老取川	左岸 大田区羽田六丁目～同区羽田旭町 右岸 大田区羽田空港一丁目 (多摩川分派点から海まで)	堤内 10 間の土地及 び堤外地全部
秋川	あきる野市西秋留牛沼秋留橋下流から多摩川合流点 まで	堤内 10 間の土地及 び堤外地全部 無堤部は地番を以っ て表示

(令和 3 年 3 月現在)

河川名	河川保全区域指定区間	指定区域
隅田川	左岸 北区志茂五丁目地先～江東区深川越中島 二丁目地先 右岸 北区志茂五丁目地先～中央区築地五丁目地先 (荒川からの分派点岩淵水門から東京湾まで) ※平成6年12月14日第1397号、平成18年10月18日 第1441号、平成27年3月6日第360号及び平成27 年11月27日第1701号にて一部廃止。	河川区域の境界から 10m以内において 隣接する堤内の土地
	①中央区勝どき一丁目地内及び六丁目地内 ②中央区勝どき三丁目地内 ③中央区築地六丁目地内 ④中央区新川一丁目地内及び二丁目地内 ⑤中央区日本橋箱崎町地内 ⑥中央区佃三丁目地内 ⑦中央区月島一丁目地内及び三丁目地内 ⑧中央区湊二丁目地内 ⑨台東区今戸二丁目地内及び橋場一丁目地内 ⑩墨田区吾妻橋一丁目地内 ⑪墨田区横網一丁目地内 ⑫江東区越中島一丁目地内 ⑬北区豊島四丁目地内 (追加) ⑭北区堀船四丁目地内 ⑮荒川区西尾久三丁目地内 ⑯荒川区西尾久六丁目地内 ⑰荒川区町屋六丁目地内 ⑱荒川区南千住三丁目地内 ⑲荒川区南千住八丁目地内 ⑳足立区宮城二丁目地内 ㉑足立区千住関屋町地内 ㉒足立区千住桜木一丁目地内 ㉓足立区千住桜木二丁目地内 ㉔足立区千住橋戸町地内 ㉕足立区新田一丁目地内 ㉖足立区小台二丁目地内 ㉗葛飾区小菅地内	スーパー堤防整備区 間については、地番 を以って表示

(令和3年3月現在)

(法第55条第1項(河川保全区域内における行為の許可)の申請方法)

第36 法第55条第1項(河川保全区域内における行為の許可)の申請に当たっては、次の書類を河川管理者に提出すること。

2 工作物の新築又は改築をしようとする場合

一 別記様式第八の(甲)及び(乙の4)による申請書

二 一の申請書には次の図書を添付しなければならない。

①新築又は改築に係る事業の計画の概要を記載した図書

②縮尺5万分の1の位置図

③工作物の新築又は改築に係る土地の実測平面図

④工作物の設計図

⑤工事の実施方法を記載した図書

⑥占用する土地の面積計算書及び丈量図

⑦河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において新築又は改築を行う場合又は河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する工作物について改築を行う場合にあつては、当該新築又は改築を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面

⑧新築又は改築に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

⑨その他参考となるべき事項を記載した図書

3 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為(工作物の新築又は改築に関するものを除く。)をしようとする場合

一 別記様式第八の(甲)及び(乙の5)による申請書

二 一の申請書には次の図書を添付しなければならない。

①土地の掘さく等に係る事業の計画の概要を記載した図書

②縮尺5万分の1の位置図

③土地の掘さく等に係る土地の実測平面図

④土地の形状を変更する行為にあつては、当該行為に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図に当該行為に係る計画地盤面を記載したもの

⑤土地の掘さく等が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書

⑥河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において土地の掘さく等を行う場合にあつては、当該土地の掘さく等を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面

⑦土地の掘さく等に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

⑧その他参考となるべき事項を記載した図書

(省令第30条)

(河川予定地において許可を要する行為)

第37 河川予定地において、次に掲げる行為をする場合は、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りではない。

- 一 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
- 二 工作物の新築又は改築

(法第57条第1項)

(河川予定地における行為で許可を要しないもの)

第38 河川予定地において、次に掲げる行為については、河川管理者の許可を受けることを要しない。

- 一 耕耘
- 二 地表から深さ1.5m以内の土地の掘さく又は切土

(政令第35条)

(法第57条第1項(河川予定地における行為の許可)の申請方法)

第39 法第57条第1項(河川予定地における行為の許可)の申請に当たっては、次の書類を河川管理者に提出すること。

2 工作物の新築又は改築をしようとする場合

一 別記様式第八の(甲)及び(乙の4)による申請書

二 一の申請書には次の図書を添付しなければならない。

①新築又は改築に係る事業の計画の概要を記載した図書

②縮尺5万分の1の位置図

③工作物の新築又は改築に係る土地の実測平面図

④工作物の設計図

⑤工事の実施方法を記載した図書

⑥占用する土地の面積計算書及び丈量図

⑦河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において新築又は改築を行う場合又は河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する工作物について改築を行う場合にあつては、当該新築又は改築を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面

⑧新築又は改築に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

⑨その他参考となるべき事項を記載した図書

3 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更しようとする場合(工作物の新築又は改築に関するものを除く。)

一 別記様式第八の(甲)及び(乙の5)による申請書

二 一の申請書には次の図書を添付しなければならない。

①土地の掘さく等に係る事業の計画の概要を記載した図書

②縮尺5万分の1の位置図

③土地の掘さく等に係る土地の実測平面図

④土地の形状を変更する行為にあつては、当該行為に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図に当該行為に係る計画地盤面を記載したもの

⑤土地の掘さく等が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書

⑥河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において土地の掘さく等を行う場合にあつては、当該土地の掘さく等を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面

⑦土地の掘さく等に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

⑧その他参考となるべき事項を記載した図書

(省令第33条)

(河川管理者が権原を取得した予定地)

第40 河川管理者が河川予定地内の土地について権原を取得した後においては、当該土地の区域が河川区域となる前においても、この法律の適用については、その土地は河川区域内の土地とみなす。

(法第58条)

(許可の同時申請)

第41 法第23条、第24条から第27条まで、第55条第1項、第57条第1項等の規定による許可又は法第23の2の規定による登録を受けて一の行為を行おうとする場合において、当該行為又はこれに関連する他の行為についてこれらの規定による他の許可又は登録を必要とするときは、これらの許可又は登録の申請は、同時に行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(省令第39条)

(申請書等の副本の提出部数)

第42 申請書等の副本の提出部数は、次のとおりとする。

一 次の申請書のうち、申請に対する許可が国土交通大臣の認可に係る場合は、副本を五部提出すること。

イ 省令第11条の水利使用に関する許可の申請書

ロ 省令第12条の土地占用に関する許可の申請書

ハ 省令第13条の河川産出物の採取に関する許可の申請書

二 次の申請書のうち、申請に対する許可が知事限りでなし得る場合は、副本を一部提出すること。

イ 省令第15条の工作物の新築、改築、除却に関する許可の申請書

ロ 省令第16条の土地の掘さく等に関する許可の申請書

ハ 省令第18条の3の竹木の流送に関する許可の申請書

ニ 省令第18条の10の物件の洗浄又は物件の堆積等に関する許可の申請書

三 省令第19条の完成検査の申請書で、申請に係る工作物に対する法第26条の許可が国土交通大臣の認可を得てなされている場合は、副本を五部提出すること。

四 省令第20条の許可工作物の一部使用の承認申請書で、申請に係る工作物に対する法第26条の許可が知事限りでなされている場合、副本を一部提出すること。

五 次の届出書又は申請書は、副本を一部提出すること。

イ 省令第21条の地位承継の届出書

ロ 省令第22条の権利譲渡の承認申請書

ハ 省令第30条の河川保全区域内の行為の許可申請書

ニ 省令第33条の河川予定地における行為の許可申請書

2 前項に掲げるもの以外については、占用等許可権者の指示する部数を提出すること。

(細則第3条)

(許可申請すべき者及び代理人)

第43 施設及び工作物等の新築、改築又は除却に伴い事業主とその工事を請負う者が行う許可の申請は、次の区分により行うこと。

なお、工事を請負う者が申請するものについては契約工事期間を明記すること。

- 一 事業主が申請すべきものは、当該事業の用に供される土地の占有許可申請、施設及び工作物の新築、改築又は除却の許可申請及び事業の本体と極めて密接な関係を有し、その設置に必然性の認められる仮設工作物の新築、改築又は除却の許可申請、同じく近接した土地の一時占用の許可申請とする。
 - 二 工事を請負った者が申請すべきものは、事業主が申請すべきものを除いたものとする。したがって、事業の本体に関連のあるものであっても、それが社会的、経済的に見て別個の独立したものと認められる土地の一時占有及び仮設工作物の新築、改築又は除却である場合は、工事を請負う者の申請とする。
- 2 許可の申請は本人が行うこと。やむを得ず、代理人をもってする申請には、当該代理人が確実に本人の代理権を有する旨を証する書面を添付すること。

(内規第4)

(占有許可面積の取扱い)

第44 法第24条の許可は、占有する区域の水平投影面積により行う。ただし、次に掲げる物の設置を目的とする占有の許可は、当該各号に定める面積により行う。

- 一 電柱（本柱、支柱、支線柱及び支線をいう。）は、各一本につき1㎡
- 二 鉄塔は、底面積
- 三 電線及びこれに類する架空線は、支持物（電柱、鉄塔等）の腕木、張り出し（アーム）等の幅員に延長を乗じて得た面積。ただし、これによることの困難なものについては、幅員を30cmとし、これに延長を乗じて得た面積
- 四 係船ぐいは、一本（複数の係船ぐいを結束して設置している場合は、一本とみなす。）につき1㎡の面積（係船のための占有の区域に含まれる場合を除く。）
- 五 ガス管、ケーブル、水道管その他の地下埋設物（開削によらずに埋設するものを除く。）は、掘削部分の幅に延長を乗じて得た面積

(細則第4条)

(許可の期間)

第45 土地の占用許可の期間は、次の限度内とする。

なお、当該河川の状況、当該占用の目的及び態様等を考慮して適切なものとしなければならない。

一 10年以内とするもの

①次のイからニまでに掲げる施設その他の河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために利用する施設

- イ 公園、緑地又は広場
- ロ 運動場等のスポーツ施設
- ハ キャンプ場等のレクリエーション施設
- ニ 自転車歩行者専用道路

②次のイからホまでに掲げる施設その他の公共性又は公益性のある事業又は活動のために河川敷地を利用する施設

- イ 道路又は鉄道の橋梁（鉄道の駅が設置されるものを含む。）又はトンネル
- ロ 堤防の天端又は裏小段に設置する道路
- ハ 水道管、下水道管、ガス管、電線、鉄塔、電話線、電柱、情報通信又は放送用ケーブルその他これらに類する施設
- ニ 地下に設置する下水処理場又は変電所
- ホ 公共基準点、地名標識、水位観測施設その他これらに類する施設

③次のイ及びロに掲げる施設その他の地域防災活動に必要な施設

- イ 防災用等ヘリコプター離発着場又は待機施設
- ロ 水防倉庫、防災倉庫その他水防・防災活動のために必要な施設

④次のイからホまでに掲げる施設その他の河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設

- イ 遊歩道、階段、便所、休憩所、ベンチ、水飲み場、花壇等の親水施設
- ロ 河川上空の通路、テラス等の施設で病院、学校、社会福祉施設、市街地開発事業関連施設等との連結又は周辺環境整備のために設置されるもの
- ハ 地下に設置する道路、公共駐車場
- ニ 売店（周辺に商業施設が無く、地域づくりに資するものに限る。）
- ホ 防犯灯

⑤次のイからハに掲げる施設その他の河川に関する教育及び学習又は環境意識の啓発のために必要な施設

- イ 河川教育・学習施設
- ロ 自然観察施設
- ハ 河川維持用具等倉庫

⑥次のイからニまでに掲げる施設その他の河川水面の利用の向上及び適正化に資する施設

- イ 公共的な水上交通のための船着場
- ロ 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）
- ハ 荷揚場（通路を含む。）
- ニ 港湾施設、漁港施設等の港湾又は漁港の関連施設

⑦次のイからニまでに掲げる施設その他の住民の生活又は事業のために設置が必要やむを得ないと認められる施設

- イ 通路又は階段
- ロ いけす
- ハ 採草放牧地
- ニ 事業場等からの排水のための施設

二 5年以内とするもの

次のイ及びロに掲げる施設その他の周辺環境に影響を与える施設で、市街地から遠隔にあり、かつ、公園等の他の利用が阻害されない河川敷地に立地する場合に、必要最小限の規模で設置が認められる施設

- イ グライダー練習場
- ロ ラジコン飛行機滑空場

三 概ね1年以内とするもの

工事中仮設物等一時的な占用

2 流水の占用許可期間は次のとおりとする。

一 20年以内とするもの

発電の目的をもってするもの

ただし、当初許可から100年経過したものは10年とする。

二 10年以内とするもの

水道、工業及びかんがいの目的をもってするもの

三 5年以内とするもの

一及び二以外の目的をもってするもの

3 準則第23に基づく占用許可の期間は、10年以内とする。

4 許可期間は、更新することができる。この場合においては、更新の時から上記の期間を超えて許可することはできない。

（準則第12、第24及び内規第3、第8第4項）

(許可申請書等の受理及び副申)

第46 許可申請書等の受理及び副申並びに意見照会は、以下のとおりとする。

一 東京都組織規程（昭和27年規則第164号）に定める建設事務所（河川を所管するものに限る。）の長は、委任規則に基づく権限に属する許可等に係る申請書等のほか、当該建設事務所の管轄区域内の河川に係る知事の権限に属する許可等に係る申請書等を受理すること。

なお、イ及びロの場合は、それぞれ次に定めるところによること。

イ 建設事務所長の管理する河川において、二以上の建設事務所の管轄区域にまたがるものについては、細則別表第一下欄の右側に記載されている建設事務所が受理すること。ただし、台東区と墨田区にまたがるものについては第六建設事務所が受理すること。

ロ 特別区の管理する河川において、当該特別区の区域と市の区域にまたがるものについては、当該区域をそれぞれ所管する建設事務所のうち、細則別表第一下欄の右側に記載されている建設事務所が受理すること。

二 前号に基づき申請書等を受理した建設事務所長の行う意見照会及び副申は、つぎに定めるところによること。

イ 申請書等を受理した建設事務所長は、前号イの場合において他の建設事務所長へ意見照会をすること。また、特別区の管理する河川においては関係する特別区へ意見照会をすること。ただし、前号ロの場合においては他の建設事務所長にも意見照会をすること。

ロ 知事の権限に属する許可等に係る申請書等を受理した建設事務所長が知事に副申する場合において、イの意見照会をしたときは、各機関の意見を付すこと。

三 特別区の管理する河川において当該特別区の区域を越えるものについては、規則第3条に基づき当該案件を処理する特別区は、関係する他の特別区へ意見照会をした上で処分すること。

四 第2号及び第3号の場合において、次に掲げる事項については関係機関への意見照会を省略することができる。

イ 橋りょうの維持補修のための塗装工事に伴う仮設足場（既占用許可面積の範囲内のものに限る。）の設置

ロ 既存橋りょうへの電線類の添架（既占用許可の範囲内のものに限る。）

ハ 電線類の架空線の設置（共架の場合）

ニ 既設管路内への電線、ケーブル等の設置

（細則第1条、内規第5第2項）

細則別表第一

管轄河川	事務所
千代田区、中央区及び港区の区域内に存する一級河川の指定区間及び二級河川	東京都第一建設事務所
品川区、目黒区、大田区、世田谷区及び渋谷区の区域内に存する一級河川の指定区間及び二級河川	東京都第二建設事務所
新宿区、中野区及び杉並区の区域内に存する一級河川の指定区間	東京都第三建設事務所
豊島区、板橋区及び練馬区の区域内に存する一級河川の指定区間	東京都第四建設事務所
墨田区、江東区、葛飾区及び江戸川区の区域内に存する一級河川の指定区間及び二級河川	東京都第五建設事務所
文京区、台東区、北区、荒川区及び足立区の区域内に存する一級河川の指定区間	東京都第六建設事務所
青梅市、福生市、羽村市、あきる野市及び西多摩郡の区域内に存する一級河川の指定区間	東京都西多摩建設事務所
町田市、多摩市及び稲城市の区域内に存する一級河川の指定区間及び二級河川	東京都南多摩東部建設事務所
八王子市及び日野市の区域内に存する一級河川の指定区間	東京都南多摩西部建設事務所
武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市及び西東京市の区域内に存する一級河川の指定区間	東京都北多摩南部建設事務所
立川市、昭島市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、東大和市、清瀬市、東久留米市及び武蔵村山市の区域内に存する一級河川の指定区間	東京都北多摩北部建設事務所

(許可等の条件及び監督処分)

第 47 法又は法に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可又は承認には、必要な条件を付することができる。

この条件は、適正な河川の管理を確保するため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可又は承認を受けた者に対し、不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(法第 90 条)

2 河川管理者は、許可又は承認に付した条件に違反している者に対し、当該許可又は承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却（法第 24 条の規定に違反する係留施設に係留されている船舶の除却を含む。）、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除却し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは河川を原状に回復することを命ずることができる。

(法第 75 条第 1 項第 2 号)

(立札等の掲示)

第48 法第24条から第27条及び第55条並びに第57条の規定による許可を受けた者は、許可の期間中、次の各号に掲げる事項を記載した立札又は埋設標を知事が指定した場所に掲示しておかなければならない。ただし、知事が必要を認めない場合はこの限りでない。

- 一 住所及び氏名（法人にあつては所在地及び名称）
- 二 許可年月日及び許可番号
- 三 許可の目的
- 四 許可の期間
- 五 許可の面積（土石、河川産出物の場合はその量）
- 六 位置

(細則第6条)

(占用許可の更新)

第49 占用許可の更新については、次のとおり取り扱う。

- 一 更新の申請は、必ず許可期間満了前までに行い、申請書には必要な図書を添付しなければならない。
- 二 従前の許可に係る事項と同一の内容で占用の許可申請をしようとする場合にあっては、審査上特に支障のない限り、添付図書の一部を省略することができる。
- 三 更新の許可に当たっては、準則第5から第11に規定するところにより改めて審査を行う。
- 四 準則第23に基づく占用許可の更新を申請する場合は、改めて地域の合意を得ること。

(省令第40条第4項、準則第14、内規第5第5項、第8第8項(1)ケ)

(占用状況報告書)

第50 占用状況報告は、毎年1月中に河川管理者に提出すること。

ただし、期間更新の申請に当たる年は、当該申請の審査をもってこれに代えることとする。

(内規第6第3項)

(不服申立て及び取消訴訟の提起に関する事項の教示)

第51 法の規定に基づく許可又は承認の際の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条の規定に基づく審査庁等の教示は、次に定めるところによる。

- 一 知事が許可又は承認する場合
 - イ 行政不服審査法に基づく審査庁 国土交通大臣
 - ロ 取消訴訟の被告 東京都
 - ハ 取消訴訟の被告を代表する者 東京都知事
- 二 建設事務所長が許可又は承認する場合
 - イ 行政不服審査法に基づく審査庁 東京都知事
 - ロ 取消訴訟の被告 東京都
 - ハ 取消訴訟の被告を代表する者 東京都知事
- 三 特別区長が許可又は承認する場合
 - イ 行政不服審査法に基づく審査庁 東京都知事
 - ロ 取消訴訟の被告 ○○区
 - ハ 取消訴訟の被告を代表する者 ○○区長

(内規第9第2項)

(河川の使用等に関する国の特例)

第52 国が行う事業についての法第20条（河川管理者以外の者の施行する工事等）、第23条（流水の占有の許可）、第23条の2（流水の占有の登録）、第24条（土地の占有の許可）から第27条（土地の掘削等の許可）まで、第30条第2項（許可工作物の使用制限）、第34条第1項（権利の譲渡）、第47条第1項（ダムの操作規程）、第53条の2第1項（渇水時における水利使用の特例）、第55条第1項（河川保全区域における行為の制限）、第57条第1項（河川予定地における行為の制限）、第58条の4第1項（河川立体保全区域における行為の制限）、第58条の6第1項（河川予定立体区域における行為の制限）、政令第16条の3第1項（一級河川における竹木の流送の許可）及び第16条の8第1項（河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可）の規定の適用については、国と河川管理者との協議が成立することをもち、これらの規定による許可又は承認があったものとみなす。

(法第95条、政令第16条の11第1項)

- 2 法第95条又は政令第16条の11第1項に規定する協議は、許可、登録又は承認の手続の例により行わなければならない。

(省令第42条)

(準用河川において区市町村長が処理する事務)

第53 別表に掲げる準用河川については、各区市町村長が事務処理を行う。

なお、準用河川については、河川法における二級河川に関する規定を準用する。ただし、次に掲げるもの等を除く。

- 一 港湾法（昭和25年法律第218号）に規定する港湾区域又は漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）に規定する漁港の区域につき河川法第6条第1項第3号の区域の指定又はその変更をしようとする際の港湾管理者又は漁港管理者への協議（法第6条第5項）
- 二 ダム、堰、水門その他の操作を伴う河川管理施設で政令第8条で定めるものの操作規則を定め、又は変更する際の関係行政機関の長への協議等（法第14条第2項）
- 三 計画高水流量その他河川工事及び河川の維持についての基本となるべき方針に関する事項（以下「河川整備基本方針」という。）を定めること（法第16条）
- 四 河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（「河川整備計画」）を定めること（法第16条の2）
- 五 水利使用（流水の占用又は法第26条第1項に規定する工作物で流水の占用のためのもので新築若しくは改築をいう。）に関し、法第23条、第24条若しくは第26条第1項の許可又は第34条第1項の承認の申請があった際に関係行政機関の長への協議（法第35条第1項）
- 六 特定水利使用に関し、法第23条又は第26条第1項の許可をしようとする際に関係都道府県知事、関係市町村長の意見の聴取（法第36条第2項及び第4項）
- 七 河川の流水の状況を改善するため二以上の河川を連絡する河川工事で、流水によって生ずる公害を除却し、又は軽減することのほか、専用の施設を新設し、又は拡張して流水を占用する者（特別水利使用者）に対する水の供給を確保することをその目的に含むものに要する費用及び当該河川工事により設置する河川管理施設の管理に要する費用について、当該特別水利使用者が受けることとなると認められる利益の限度において、その者に、その一部を負担させること等（法第70条の2）
- 八 特定水利使用に関し、法第23条、第24条、第26条第1項、第29条若しくは第34条第1項の規定による処分又はこれらの処分に係る法第75条の処分をしようとする場合の国土交通大臣への協議（法第79条第2項第3号及び第4号）
- 九 兼用工作物の工事等の協議（法第17条第1項）に基づき他の工作物の管理者が河川管理者に代わってした処分に対する審査請求又は異議申立て（法第97条第2項）
- 十 水門、排水機等、政令第54条で定める河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項に関係地方公共団体に委託すること（法第99条）。
(法第100条及び政令第56条)

(別表)

区市町村名	準用河川名	区市町村名	準用河川名
葛飾区	水元小合溜	大島町	北の山川
足立区	花畑川		根古沢
青梅市	根ヶ布川		沢立沢
	柳川		ヌタの沢川
調布市	長瀬川	三宅村	川田沢
日野市	根川	八丈町	芦川
東村山市	北川	利島村	大島沢
稲城市	大丸谷戸川		蛇洞沢
日の出町	中野沢	神津島村	とりが沢
新島村	新堀川	小笠原村	清瀬川

第二章 許可申請等の取扱い

第二節 許可等の申請様式

(省令別記様式第八 (甲))

許 可 申 請 書

年 月 日

殿

申請者 住 所

氏 名
ふりがな

別紙のとおり 河川法第 条
河川法施行令第 条 の許可を申請します。

申請者への
連絡先 (電話)

担当者氏名

【備考】

- 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 省令第39条の規定により許可の申請を同時に行うときは、「第 条」の箇所に根拠条文をすべて記載すること。

(省令別記様式第八 (乙の1))

(水利使用)

1 河川の名称

2 水利使用の目的

3 取水口、注水口又は放水口の位置

4 取水量等

5 取水の方法

6 工作物及び土地の占用

名称又は種類	工作物の位置 又は占用の場所	工作物の構造 又は能力	占用面積	摘要

7 土地の掘さく等

種類	場所	土地の面積	摘要

8 水利使用の期間

9 工期

【備考】

- 1 「水利使用の目的」については、水利使用に係る事業のための施設の総体又は代表的な施設の名称を付記すること。
- 2 「取水量等」の記載については、次のとおりとすること。
 - (1) 取水量及び使用水量の単位は、立方メートル毎秒（一日最大取水量、一日最大使用水量、年間総取水量及び一日平均取水量にあつては、立方メートル）とすること。
 - (2) 発電のためにする水利使用にあつては、最大取水量及び常時取水量のほか、総落差及び有効落差並びに最大理論水力及び常時理論水力を記載し、かつ、最大出力、常時出力及び常時尖頭出力を付記すること。
 - (3) かんがいのためにする水利使用にあつては、しろかき期その他の期間別の最大取水量（最大取水量に 86,400 秒を乗じて得た量と一日最大取水量とが異なるときは、最大取水量及び一日最大取水量）を記載し、かつ、かんがい面積を付記すること。
 - (4) その他の水利使用にあつては、最大取水量及び一日最大取水量（一定の期間ごとに最大取水量又は一日最大取水量が異なるときは、その期間別の最大取水量及び一日最大取水量）を記載し、かつ、水道のためにする水利使用にあつては、給水人口を付記すること。
 - (5) 取水量と使用水量とが異なるときは、使用水量をあわせて記載すること。
 - (6) 年間総取水量又は一日平均取水量を定めて水利使用を行うときは、これを記載すること。
 - (7) ダムによる流水の貯留を利用して取水するときは、その旨並びに当該ダムの名称、位置及び設置者の氏名（法人にあつては、その名称）を記載すること。
 - (8) その他責任放流等の水利使用の条件があるときは、これを記載すること。
- 3 「工作物及び土地の占用」の記載については、次のとおりとすること。
 - (1) 「占用面積」の欄には、河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）の占用面積を記載すること。
 - (2) 「摘要」の欄には、新築、改築又は除却の別その他参考となるべき事項を記載すること。
- 4 「土地の掘さく等」の記載については、次のとおりとすること。
 - (1) 河川区域内の土地における土捨場の設置、土地の掘さくその他の形状を変更する行為（工作物の新築、改築又は除却のためにするものを除く。）及び竹木の栽植又は伐採について記載すること。
 - (2) 「摘要」の欄には、捨土量、掘さく土量等を記載すること。
- 5 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

(省令別記様式第八 (乙の2))

(土地の占用)

- 1 河川の名称

- 2 占用の目的及び態様

- 3 占用の場所

- 4 占用面積

- 5 占用の期間

【備考】

- 1 「占用の目的及び態様」については、田、畑、運動場、公園等を設置する等のため使用する旨を記載し、さらにその使用方法の概要を記載すること。
- 2 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

(省令別記様式第八 (乙の3))

(河川の産出物の採取)

- 1 河川の名称
- 2 採取の目的
- 3 採取の場所及び採取に係る土地の面積
- 4 河川の産出物の種類及び数量
- 5 採取の方法
- 6 採取の期間

【備考】

- 1 土石の採取にあつては、次のとおりとすること。
 - (1) 「河川の産出物の種類及び数量」については、砂、砂利、栗石、玉石その他の土石の種類ごとに、その数量を記載すること。
 - (2) 「採取の方法」については、機械掘り又は手掘りの別を記載するとともに、機械掘りにあつては、その機械の種類、能力及び数並びに採取に係る掘さく又は切土の深さを記載すること。
- 2 「採取の方法」については、採取した河川の産出物の搬出の方法及び経路を付記すること。
- 3 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

(省令別記様式第八 (乙の4))

(工作物の新築、改築、除却)

- 1 河川の名称
- 2 目的
- 3 場所
- 4 工作物の名称又は種類
- 5 工作物の構造又は能力
- 6 工事の実施方法
- 7 工期
- 8 占用面積
- 9 占用の期間

【備考】

- 1 「(工作物の新築、改築、除却)」の箇所には、該当するものを記載すること。
- 2 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地における工作物の新築、改築又は除却にあつては、「占用面積」及び「占用の期間」については、記載しないこと。
- 3 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること

(省令別記様式第八 (乙の5))

(土地の形状の変更、竹木の栽植、竹木の伐採)

- 1 河川の名称
- 2 行為の目的
- 3 行為の場所及び行為に係る土地の面積
- 4 行為の内容
- 5 行為の方法
- 6 行為の期間

【備考】

- 1 「(土地の形状の変更、竹木の栽植、竹木の伐採)」の箇所には、該当するものを記載すること。
- 2 「行為の内容」の記載については、次のとおりとすること。
 - (1) 土地の形状を変更する行為にあつては、掘さく、盛土、切土その他の行為の種類及び掘さく又は切土の深さ、盛土の高さ等を記載すること。
 - (2) 竹木の栽植又は伐採にあつては、竹木の種類及び数量を記載すること。
- 3 「行為の方法」の記載については、次のとおりとすること。
 - (1) 機械を使用して土地の形状を変更する場合にあつては、その機械の種類、能力及び数を記載すること。
 - (2) 行為に係る土石等の搬出又は搬入の方法及び経路を付記すること。
- 4 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

(省令別記様式第八 (乙の6))

(竹木の流送)

- 1 河川の名称及び流送区間

- 2 流送する竹木の種類及び数量

- 3 流送の方法

- 4 流送の期間

- 5 着地点における竹木の収集の方法

【備考】

- 1 「竹木の種類及び数量」については、竹木をその長さ及び太さごとに分類し、その分類ごとの数量を記載すること。
- 2 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

(省令別記様式第八 (乙の7))

(物件の洗浄)

- 1 河川の名称及び洗浄の場所

- 2 洗浄の目的

- 3 洗浄する物件の種類及び数量

- 4 洗浄の期間

【備考】

- 1 「物件の種類及び数量」については、土、汚物、染料その他の物件に付着しているものの態様ごとに分類し、その分類ごとの数量を記載すること。
- 2 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

(省令別記様式第八 (乙の8))

(物件の堆積又は設置)

- 1 河川の名称及び堆積又は設置の場所

- 2 堆積又は設置の目的

- 3 物件の種類及び数量

- 4 堆積又は設置の期間

- 5 堆積又は設置に係る土地の面積

- 6 洪水又は高潮のおそれがある場合における措置

【備考】

許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

(省令別記様式第八 (乙の9))

(物件の集積)

1 河川の名称及び集積の場所

2 集積の目的

3 物件の種類及び数量

4 集積の期間

5 集積に係る土地の面積

【備考】

許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

(省令別記様式第八の三)

汚 水 排 出 届 出 書

年 月 日

殿

届出人 住所
氏名又は名称

河川法施行令第 条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 汚水を排出しようとする河川の種類及び名称
- 2 汚水を排出しようとする場所
- 3 汚水の排出の方法及び期間
- 4 排出しようとする汚水の量
- 5 排出しようとする汚水の水質
- 6 排出しようとする汚水の処理の方法

【備考】

- 1 届出人が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「第 条」の箇所には、根拠条文を記載すること。
- 3 「汚水を排出しようとする場所」については、排出口の所在地及び河川の右左岸の別を記載すること。
- 4 「汚水の排出の方法及び期間」については、ポンプ排出又は自然排出の別、排出口の構造の概要並びに排出の開始及び終了の時期を記載すること。
- 5 「排出しようとする汚水の量」については、日量及び時間量を記載すること。
- 6 「排出しようとする汚水の水質」については、生物化学的酸素要求量、水素イオン濃度、浮遊物質その他の項目ごとに平均値及び最大値を記載すること。ただし、その他の項目については、汚水の種類に応じ必要な範囲で記載すれば足りる。
- 7 「排出しようとする汚水の処理の方法」については、活性汚泥法、標準散水濾床法、沈殿法等の処理の方法及びこれらの方法に応じて設置する沈殿池、エアレーションタンク、中和槽、油脂分離槽等の施設の名称、数量等を記載すること。

(省令別記様式第九)

工 事 計 画 一 覧 表

申請者名			申請年月日	年 月 日				
ダム名	()		目的					
共同施設の 他の設置者 に関する事項	目的	設置者名		摘要				
水利使用の 場所	区分	河 川		位 置				
		名称	種類					
	ダム			左岸 右岸				
	取水口							
	放水口							
取水量等								
ダム 本体	型式							
	規模	堤頂の高さ	越流頂の高さ	堤頂の長さ	堤頂の幅	敷幅	のりこう配	体積
		m	m	m	m	m	上流側 下流側	m ³
基礎地盤								

ダム 本 体	築造材料					
	位置及び型式の決定の理由					
	貯水効率					
貯 水 池	水 位	計画洪水位	m	湛水区域 の面積	Km ²	
		常時満水位				
		制限水位		貯留量	総貯留量 有効貯留量	m ³
		最低の水位				
		(ダムの堤頂)				
		(ダムの基礎地盤)				
		利用方法の基準				
		背水距離	河 川		洪水時	平水時
			名 称	種 類	km	km
	計					
	土地の現況					
	地 質					
	山くずれ その他 荒廃の状態					
集 水 地 域	面 積	直接集水面積	km ²			
		間接集水面積				
		計				
	土地の現況					
	山くずれ その他 荒廃の状態					

降 水 量	関係河川名					
	観測所名					
	観測期間					
	日 降 水 量	最 大	mm	mm		mm
		最 小				
		平 均				
	月 降 水 量	最 大	mm	mm		mm
		最 小				
		平 均				
	年 降 水 量	最 大	mm	mm		mm
		最 小				
		平 均				
流 量	河 川 名					
	観測所名					
	観測期間					
	最大洪水流 量 (発生 年月日)		m ³ /s ()	m ³ /s ()		m ³ /s ()
	平 水 流 量	最 大	m ³ /s	m ³ /s		m ³ /s
		最 小				
		平 均				
	低 水 流 量	最 大	m ³ /s	m ³ /s		m ³ /s
		最 小				
		平 均				

流 量	濁 水 流 量	最 大	m^3/s	m^3/s		m^3/s
		最 小				
		平 均				
附 属 設 備	洪 水 吐		(計画洪水流量 m^3/s)			
	その他の 放流設備					
	貯水池直接 取水設備					
	集水施設					
	観測施設					
	通報施設					
	警報施設					
その他の 設 備						
附 帯 施 設						
工事の実施の 方法及び順序						
工 期		着工予定 完成予定		工事費 概算額		
調 査 設 計 主 任 技 術 者	氏 名					
	経 歴					

【備考】

- 1 「ダム名」の欄のっこ内には、貯水池の名称を記載すること。
- 2 「共同施設の他の設置者に関する事項」の欄は、当該ダムを他の者と共同して設置する場合に限り記載するものとし、同欄中「摘要」の欄の記載については、別記様式第二の水利台帳調書（乙）の備考5の例によること。
- 3 「水利使用の場所」及び「貯水池」の欄中「河川の種類」の欄には、別記様式第二の水利台帳調書（甲）の備考5（3）の例により河川の種類を記載すること。
- 4 「取水量等」の欄の記載については、別記様式第八の（乙の1）の備考2（（7）を除く。）の例によること。
- 5 「ダム本体」の欄の記載については、次のとおりとすること。
 - （1）「基礎地盤」の欄には、ダムの基礎地盤の岩石の種類及び性質、断層及び割れ目の状態、わき水及び漏水の状態等を記載すること。
 - （2）「貯水効率」の欄には、有効貯留量をダムの体積で除して得た数値を記載すること。
- 6 「貯水池」の欄中「水位」の欄のっこ内には、ダムの堤頂及び基礎地盤の標高を記載すること。
- 7 「附属設備」の欄の記載については、別記様式第二の水利台帳調書（乙）の備考8の例によること。
- 8 「附帯施設」の欄には、付替道路の種類及び箇所数、付替橋の数、土捨場の数その他ダムに関する工事に附帯して設置する主要な施設又は工作物の種類、数等を記載すること。
- 9 「工事費概算額」の欄には、当該ダムその他の施設を他の者と共同して設置するときは、当該共同施設の工事費概算額のうち各設置者がそれぞれ負担すべき額及び申請者の専用施設の工事費概算額を記載すること。

(省令別記様式第十)

工作物一部使用承認申請書

年 月 日

殿

申請者 住 所
ふりがな
氏 名

次のとおり河川法第 条の承認を申請します。

- 1 河川の名称
- 2 工作物の名称又は種類
- 3 使用しようとする工作物の部分

【備考】

- 1 申請者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「第 条」の箇所には、根拠条文を記載すること。

(省令別記様式第十一)

地 位 承 継 届		年 月 日
殿		
		届出人 住 所 _{ふり} 氏 _{がな} 名
<p>第 条の規定により、次のとおり届け出ます。</p>		
1 河川の名称		
2 被承継人 住 所 _{ふり} 氏 _{がな} 名		
3 承継の年月日		
4 承継に関する事実		
5 許可の年月日及び番号		
6 許可の内容及び条件の概要		

【備考】

- 1 届出人又は被承継人が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「第 条」の箇所には、根拠条文を記載すること。
- 3 「承継に関する事実」の記載については、承継の原因及び承継した地位の内容を詳細に記載すること。

権 利 譲 渡 承 認 申 請 書

年 月 日

殿

申請者 譲り渡そうとする者

住 所

ふり がな
氏 名

譲り受けようとする者

住 所

ふり がな
氏 名

次のとおり河川法第 条の承認を申請します。

- 1 河川の名称
- 2 譲渡しようとする権利の内容
- 3 許可の年月日及び番号
- 4 許可の内容及び条件の概要

【備考】

- 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「第 条」の箇所には、根拠条文を記載すること。

河川法第20条承認申請書

承 認 申 請 書

(文 書 番 号)
年 月 日

殿

申請者 住 所
ふりがな
氏 名

別紙のとおり河川法第20条の承認を申請します。

申請者への
連絡先(電話)

担当者氏名

(別紙)

(河川管理者以外の者の施行する工事等)

- 1 河川の名称
- 2 工事等の目的
- 3 工事等の場所
- 4 工事等の名称
- 5 工作物の名称又は種類
- 6 工作物の構造又は能力
- 7 工事等の実施方法
- 8 工期
- 9 工事等の設計及び実施計画

【備考】

- 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

河川法第95条協議書

協 議 書

(文 書 番 号)
年 月 日

殿

協議者 所 在 地

名^ふり^りが^がな^な称

代表者氏名^ふり^りが^がな^な

別紙のとおり河川法第95条の規定に基づき協議します。

協 議 者 へ の
連 絡 先 (電 話)

担 当 者 氏 名

(徴収条例施行規則別記様式 (第4条関係))

流水占用料等(減額・免除)申請書

年 月 日

(流水占用料等徴収権者)

宛

(占用者)

住所

氏名

下記第1の流水の占用等に係る流水占用料等について、下記第2の理由により(減額・免除)願います。

記

第1 流水の占用等の表示

1 許可等年月日及び許可等番号

2 場所

3 目的

第2 (減額・免除)申請の理由

1 申請に係る期間

2 具体的な理由

3 添付資料(申請理由を証明する書面、図面、写真等)

(日本産業規格 A 列 4 番)



第二章 許可申請等の取扱い



第三節 許可書及びその他の付属様式

(内規第1号様式)

承認工事の施行承認書

(承 認 番 号)

住所

氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇第〇〇〇号で申請のあった〇級河川〇〇川における河川工事の施行については、河川法（昭和39年法律第167号）第20条の規定に基づき下記により承認する。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 〇 〇

記

- 1 工事の施行場所 番地先 (岸)
(申請書の添付図に表示されているとおり)
- 2 工事に係る土地の面積又は延長
- 3 工事の目的
- 4 工事の施行方法
(申請書の添付図に表示されているとおり)
- 5 工事の期間 〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで
- 6 承認の条件
 - (1) 工事に着手しようとするときは、あらかじめ〇〇〇〇に届け出てその指示に従って施行し、工期内に工事のすべてを完成し、かつ〇〇〇〇の完成検査を受けてこれに合格しなければならない。
 - (2) 工事に起因して河川区域内の土地及び河川管理施設に損傷を与えた場合は、承認を受けた者の費用負担で〇〇〇〇の指示に従い、原状に回復すること。
 - (3) 工事の設計又は実施計画を変更しようとするときは、速やかに〇〇〇〇に届け出てその承認を受けること。
 - (4) 承認を受けた者は、水防に対しては資材を工事期間中を通じて準備しておくなど、十分な措置を講じておくこと。
 - (5) 承認に係る行為により治水上支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるときは、その障害を除却させ又はこれを予防するために必要な設備をさせることを承認を受けた者に命じることがある。
 - (6) 当該工事に伴う掘さくは必要最小限とし、その埋戻し及び基礎工の施行に当たっては、将来沈下が生じないよう十分に転圧すること。
 - (7) 当該河川工事により築造した〇〇は、当該工事の完成検査に合格した日から河川管理

施設となり、国に属するものであること。

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇〇〇に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〇〇〇〇を被告として（訴訟において〇〇〇〇を代表する者は〇〇〇〇となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

(内規第2号様式)

〇〇年〇〇月〇〇日

殿

住所
氏名

河川管理施設とすることの同意及び所有権の帰属について

〇級河川〇〇川における河川法（昭和39年法律第167号）第20条の規定に基づく、河川工事の施行に伴い築造する下記の〇〇〇〇は、当該工事の完成検査に合格した日から河川管理施設となることに同意します。

また、その所有権については、無償で国に帰属させます。

記

- 1 場 所
- 2 名称又は種類
- 3 面積又は延長

(内規第3号様式)

水利使用許可書

(許 可 番 号)

住所

氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇第〇〇〇号で申請のあった、〇級河川〇〇川における流水の占有、土地の占有及び工作物の新築については、河川法(昭和39年法律第167号)第23条、第24条及び第26条の規定に基づき、別紙水利使用規則を付して許可する。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 〇 〇

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇〇〇に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〇〇〇〇を被告として(訴訟において〇〇〇〇を代表する者は〇〇〇〇となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(別紙)

水利使用規則

(許 可 番 号)
〇〇年〇〇月〇〇日
(水 道)

(目的)

第1条 この水利使用は、〇〇〇〇のためにするものとする。

(取水口等の位置)

第2条 取水口及び排水口の位置は、次のとおりとする。

取水口

第1取水口 番地先 (岸)

第2取水口 番地先 (岸)

排水口

第1排水口 番地先 (岸)

第2排水口 番地先 (岸)

(申請書の添付図に表示されているとおり)

(取水量等)

第3条 取水量及び排水量は、次のとおりとする。

取水口

第1取水口 最大取水量 〇〇m³/s

一日最大取水量 〇〇m³

第2取水口 最大取水量 〇〇m³/s

一日最大取水量 〇〇m³

排水口

第1排水口 一日最大排水量 〇〇m³

第2排水口 一日最大排水量 〇〇m³

2 取水すべき流水は、塩水を含むことがあるものとする。

(取水及び排水の条件)

第4条 取水は、この水利使用に係る権原の発生前に、その権原が生じた他の水利使用及び漁業に支障を生じないようにしなければならない。

2 排水する水質については、東京都の水質規制を担当する部署の定める基準に適合するものであること。

3 〇〇〇〇は、必要があると認めるときは、この水利使用を行う者（以下「水利使用者」という。）に対し、前2項の規定を守るため必要な水利使用者がとるべき措置を指示することができる。

(河川工事等による支障の受忍)

第5条 水利使用者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる流水の汚濁

その他の支障については、この水利使用を行う権利をもって河川管理者に対抗することができない。

(工作物及び土地の占用)

第6条 河川区域内の土地において新築される工作物の位置及び土地の占用の場所並びに面積は、次の表のとおりとする。

区 分	工作物の位置及び土地の占用の場所	占用面積
第1取水施設		
第2取水施設		
第1排水施設		
第2排水施設		
計		

(許可期間)

第7条 許可の期間は、〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までの間とする。

2 当該許可に係る流水の占用及び土地の占用を期間満了後も引き続き行うための期間更新の申請は、期間満了の3か月前から1か月前までの間にしなければならない。

(立札の掲示)

第8条 水利使用者は、占用の許可期間を通じて当該許可に係る土地の見やすい位置に、次の事項を記載した長さ30センチメートル四方以上の立札を掲示すること。

(ア) 住所及び氏名（法人にあつては所在地及び名称）

(イ) 許可年月日及び許可番号

(ウ) 許可の目的

(エ) 許可の期間

(オ) 許可の面積（取水量及び排水量を含む。）

(カ) 位置

(工事)

第9条 工期は、〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

2 水利使用者は、この許可に係る工事に着手しようとするときは、あらかじめ〇〇〇〇に届け出て、その指示に従って施行しなければならない。

3 水利使用者は、工期内にこの許可に係る工事のすべてを完成し、かつ、当該工事のすべてについて〇〇〇〇が行う検査に合格しなければならない。

4 前項の検査（河川法第30条の規定によるものを除く。）の申請は、河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第19条又は第20条の規定の例によりしなければならない。

5 水利使用者は、第3項の検査に合格した後でなければ、当該検査に係る工作物又はその部分を使用してはならない。

6 水利使用者は、天災その他やむを得ない理由により第3項の規定を守ることができないときは、〇〇〇〇に対して工期の延長を申請することができる。

7 工事又は占用に起因して、河川管理施設に損傷を与えたときは、〇〇〇〇の指示に従い、速やかに原状に回復すること。これに要する費用はその必要を生じた限度において、水利使用者の負担とする。

(取水開始の届出)

第10条 水利使用者は、取水を開始しようとするときは、あらかじめ〇〇〇〇にその旨を届け出なければならない。

(取水量等の測定等)

第11条 水利使用者は、次に定めるところにより取水量、排水量及び排水の水質の測定を行いその結果を〇〇〇〇に報告しなければならない。

(1) 取水量及び排水量の測定は、自記水位計を用いる水位法により毎日（取水及び排水をしない日を除く。）行うこと。

(2) 排水の水質の測定は少なくとも、毎月5日及び20日に各一回採取した排水に関し、次の表に掲げる事項について行うこと。

項目	最大量	1日平均値	摘要
水素イオン濃度 (水素指数)			
生物科学的酸素 要求量 (単位1ℓにつき5日間mg)			
浮遊物質 (単位1ℓにつきmg)			JIS10.2.1B、により定める方法により測定するものとする。
<p>1 この表において「JIS」とは、日本工業規格 K0102（工場排水試験方法）をいう。</p> <p>2 「摘要」の欄に定めるもののほか、測定については JIS の定めるところによるものとする。</p>			

(注) この表の項目には、必要に応じ温度、透視度又はシアン、水銀、クロム、フェノール類等の含有量をも加えるものとする。

(3) 前2号の測定の結果の報告は、当該結果（第1号の測定については、当該測定の間所及び当該測定の日を、第2号の測定については同号の排水の採取の日時及び場所並びに当該採取の日をそれぞれ明らかにするものとする。）を月ごとにとりまとめたものを翌月の10日までに〇〇〇〇に提出して行うこと。

また、12月分として1月10日までに〇〇〇〇に提出して行い、当該報告には、施設工作物の状態、土地の占用状況の報告をあわせて提出するものであること。

(ポンプ施設等の設計、取水能力の変更等の承認)

第12条 水利使用者は、この水利使用に係るポンプ施設その他河川区域外の取水施設の設計を変更し、当該工作物を改築しようとするとき、また取水能力を変更しようとするときはあらかじめ〇〇〇〇の承認を受けなければならない。

(取水量の変更の許可の申請)

第12条の2 水利使用者は、この水利使用に係る必要水量が減少したときは、遅滞なく第3条の取水量をその減少の必要水量に相当するものに変更するための河川法第23条の許可の申請をしなければならない。

(申請等の経由)

第13条 この水利使用規則により〇〇〇〇に対してなすべき承認、検査若しくは確認の申請、届出又は報告は〇〇〇〇を経由しなければならない。

(失効)

第14条 この許可は、次に掲げるときはその効力を失う。

- (1) この水利使用に係る事業が廃止されたとき
- (2) 工期内に、この許可に係る工事のすべてについて、第9条第3項の検査に合格するに至らなかった場合において、〇〇〇〇がその事実を確認してその旨を水利使用者に通知したとき
- (3) 許可期間満了の3か月以内に、期間更新の申請がなされた場合において、当該許可を拒否する処分があった後に、当該許可期間が満了したとき又は許可期間満了後に当該許可を拒否する処分があったとき
- (4) 許可期間満了の3か月以内に期間更新の申請がなされなかった場合において、〇〇〇〇がその事実を確認してその旨を水利使用者に通知したとき

(この水利使用規則の改正)

第15条 〇〇〇〇は、この水利使用規則を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。

(許可工作物の維持、修繕)

第16条 許可を受けた者は、適切な時期に工作物の点検を行い、その結果を1年間保存しておくこと。また、必要があれば、維持、修繕を行い、工作物を良好な状態に保つこと。

(内規第4号様式の1)

土地占用許可書

(許 可 番 号)

住所

氏名

下記により申請のあった、河川区域内における土地の占用については、河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定に基づき、別紙条件を付して下記により許可する。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 〇 〇

記

- 1 申請日及び申請番号 〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇第〇〇〇号
- 2 河川名 〇級河川〇〇〇川
- 3 占用の場所 番地先（ 岸）
(申請書の添付図に表示されているとおり)
- 4 占用の目的及び態様
- 5 占用面積 平方メートル
- 6 占用の期間 〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで
- 7 占用料

東京都河川流水占用料等徴収条例（平成12年東京都条例第95号）第4条の規定に基づき免除する。 ←免除の場合

別途発行する「河川流水占用料等の額の通知書」により徴収する。 ←有料の場合

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇〇〇に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〇〇〇〇を被告として（訴訟において〇〇〇〇を代表する者は〇〇〇〇となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

(内規第4号様式の2)

土地占用許可書(更新)

(許 可 番 号)

住所

氏名

下記により申請のあった、河川区域内における土地の占用(更新)については、河川法(昭和39年法律第167号)第24条の規定に基づき、別紙条件を付して下記により許可する。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 〇 〇

記

- 1 申請日及び申請番号 〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇第〇〇〇号
- 2 河川名 〇級河川〇〇〇川
- 3 占用の場所 番地先(岸)
(申請書の添付図に表示されているとおり)
- 4 占用の目的及び態様
- 5 占用面積 平方メートル
- 6 占用の期間 〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで
- 7 占用料

東京都河川流水占用料等徴収条例(平成12年東京都条例第95号)第4条の規定に基づき免除する。 ←免除の場合

別途発行する「河川流水占用料等の額の通知書」により徴収する。 ←有料の場合

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇〇〇に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〇〇〇〇を被告として(訴訟において〇〇〇〇を代表する者は〇〇〇〇となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(内規第4号様式の1及び2別紙)

許可条件

1 許可を受けた者は、(土地の占有を開始しようとするときは、あらかじめ〇〇〇〇に届け出て、その指示に従って占有し、) 占有を終了したときは、速やかに当該土地を良好な状態にして〇〇〇〇に届け出てその検査を受けること。

※ () 内は新規の場合のみ

2 許可を受けた者は、占有の許可期間を通じて当該許可に係る土地の見やすい場所に、次の事項を記載した長さ30センチメートル四方以上の立札を掲示し、かつ、土地の占有区域を明確にするため、当該区域境界上に適当な間隔を置いて朱着色した木標柱を設置すること。

(ア) 住所及び氏名(法人にあっては所在地及び名称) (ウ) 許可の面積

(イ) 許可の目的 (エ) 許可の位置

3 土地の占有に起因して、河川管理施設を損傷したときは、速やかに〇〇〇〇に届け出てその指示に従って原状に回復すること。また、これに要する費用はその必要を生じた限度において許可を受けた者の負担とする。

4 河川法第78条第1項の規定に基づく河川管理者の報告の徴収及び職員の立入検査については協力し、その指示に従うこと。

5 占有区域を、河川区域の変更又は廃止によって廃川敷地等とするときは、許可を取り消し、原状回復を命ずるものとする。

6 許可の内容を変更しようとするときは、改めて変更の許可申請を行うこと。

7 許可を受けた者は、毎年1月中に許可に係る土地の占有の状況を詳細に報告するものであること。ただし、次の8に係る年の報告は必要としない。

8 許可に係る土地の占有を、期間満了後も引き続き行おうとするときは、期間満了の3か月前から1か月前までの間に期間更新の申請を行うこと。

(この申請に当たっては、前回の許可に係る土地占用料の領収証書を提示して行うものであること。)

※ () 内は有料の場合のみ

9 許可を受けた者は、適切な時期に工作物の点検を行い、その結果を1年間保存しておくこと。また、必要があれば、維持、修繕を行い、工作物を良好な状態に保つこと。

(内規第4号様式の3)

土地占用同意書

(同 意 番 号)

所在地

名 称

下記により協議のあった、河川区域内における土地の占用については、河川法（昭和39年法律第167号）第95条の規定に基づき、別紙条件を付して下記により同意する。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 〇 〇

記

- 1 協議日及び協議番号 〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇第〇〇〇号
- 2 河川名 〇級河川〇〇〇川
- 3 占用の場所 番地先（ 岸）
(協議書の添付図に表示されているとおり)
- 4 占用の目的及び態様
- 5 占用面積 平方メートル
- 6 占用の期間 〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで
- 7 占用料

東京都河川流水占用料等徴収条例（平成12年東京都条例第95号）第4条の規定に基づき免除する。

(内規第4号様式の4)

土地占用同意書(更新)

(同意番号)

所在地

名称

下記により協議のあった、河川区域内における土地の占用(更新)については、河川法(昭和39年法律第167号)第95条の規定に基づき、別紙条件を付して下記により同意する。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 〇 〇

記

- 1 協議日及び協議番号 〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇第〇〇〇号
- 2 河川名 〇級河川〇〇〇川
- 3 占用の場所 番地先(岸)
(協議書の添付図に表示されているとおり)
- 4 占用の目的及び態様
- 5 占用面積 平方メートル
- 6 占用の期間 〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで
- 7 占用料

東京都河川流水占用料等徴収条例(平成12年東京都条例第95号)第4条の規定に基づき免除する。

(内規第4号様式の3及び4別紙)

同意条件

- 1 同意を受けた者は、(土地の占有を開始しようとするときは、あらかじめ〇〇〇〇に届け出て、その指示に従って占有し、) 占有を終了したときは、速やかに当該土地を良好な状態にして〇〇〇〇に届け出てその検査を受けること。
※ () 内は新規の場合のみ
- 2 同意を受けた者は、占有の同意期間を通じて当該同意に係る土地の見やすい場所に、次の事項を記載した長さ30センチメートル四方以上の立札を掲示し、かつ、土地の占有区域を明確にするため、当該区域境界上に適当な間隔を置いて朱着色した木標柱を設置すること。
(ア) 所在地及び名称 (ウ) 同意の面積
(イ) 同意の目的 (エ) 同意の位置
- 3 土地の占有に起因して、河川管理施設を損傷したときは、速やかに〇〇〇〇に届け出てその指示に従って原状に回復すること。また、これに要する費用はその必要を生じた限度において許可を受けた者の負担とする。
- 4 河川法第78条第1項の規定に基づく河川管理者の報告の徴収及び職員の立入検査については協力し、その指示に従うこと。
- 5 占有区域を、河川区域の変更又は廃止によって廃川敷地等とするときは、同意を取り消し、原状回復を命ずるものとする。
- 6 同意の内容を変更しようとするときは、改めて変更の協議を行うこと。
- 7 同意を受けた者は、毎年1月中に同意に係る土地の占有の状況を詳細に報告するものであること。ただし、次の8に係る年の報告は必要としない。
- 8 同意に係る土地の占有を、期間満了後も引き続き行おうとするときは、期間満了の3か月前から1か月前までの間に期間更新の協議を行うこと。
- 9 同意を受けた者は、適切な時期に工作物の点検を行い、その結果を1年間保存しておくこと。また、必要があれば、維持、修繕を行い、工作物を良好な状態に保つこと。

(内規第5号様式)

河川産出物採取許可書

(許 可 番 号)

住所

氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇第〇〇〇号で申請のあった、〇級河川〇〇〇川の河川区域内の土地における河川の産出物の採取及び土地の掘さくについては、河川法（昭和39年法律第167号）第25条及び第27条第1項の規定に基づき下記により許可する。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 〇 〇

記

- 1 採取の場所 番地先（ 岸）
(申請書の添付図に表示されているとおり)
- 2 採取の目的
- 3 採取に係る土地の面積 平方メートル
- 4 河川の産出物の種類及び数量
- 5 採取の方法
- 6 採取の期間 〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで
- 7 河川産出物採取料
東京都河川流水占用料等徴収条例（平成12年東京都条例第95号）第4条の規定に基づき免除する。 ←免除の場合
別途発行する「河川流水占用料等の額の通知書」により徴収する。 ←有料の場合
- 8 許可の条件
 - (1) 許可に係る河川の産出物を採取しようとするときは、あらかじめ〇〇〇〇に届け出て、その指示を受けるとともに、標識旗及び運搬車用標識旗を受けた後でなければ採取に着手してはならない。
 - (2) 許可を受けた者は、採取の着手から完了までの間を通じて当該行為に係る土地の見やすい場所に、次の事項を記載した長さ30センチメートル四方以上の立札を掲示し、かつ、行為に係る土地の区域を明確にするため、当該区域境界上に〇〇〇〇の立会いを求め標識旗を立てること。また、河川の産出物を搬出するための運搬車に運搬車用標識旗をつけること。

(ア) 住所及び氏名（法人にあっては所在地及び名称）	(エ) 許可の期間
(イ) 許可年月日及び許可番号	(オ) 許可の面積
(ウ) 許可の目的	(カ) 許可の位置

- (3) 採取時間は、月曜日から金曜日までは午前9時から午後5時まで、土曜日は午前9時から正午までの間とし、日曜日、国民の祝日及び前記時間以外は採取してはならない。
- (4) 採取及び搬出に当たっては、河川管理施設を損傷したときは、速やかに〇〇〇〇に届け出てその指示に従って現状に回復すること。

また、これに要する費用はその必要を生じた限度において許可を受けた者の負担とする。

- (5) 採取の許可期間中であっても、その採取量が許可の数量に達したときは採取を中止すること。

なお、採取に係る土地において許可地盤面まで掘さくしたときは、採取量が許可数量に満たない場合においても掘さくを中止すること。

また、採取の跡地はその都度平らに整地すること。

- (6) 搬出路は、良質な砂利又は山土で補修を行い、常に良好な状態を保つこと。
- (7) 器材を流出せしめないようにする等、不時の出水に備えて常に留意すること。特に出水のおそれのあるときは堤外にある採取のための器材を堤内に搬出し、又は嚴重に係留するとともに〇〇〇〇の指示に従うこと。
- (8) 当該許可に係る行為を完了したときは、速やかに〇〇〇〇に届け出て検査を受けるとともに標識旗、運搬車用標識旗を返還すること。
- (9) 河川法第78条第1項の規定に基づく河川管理者の報告の徴収及び職員の立入検査については、協力しその指示に従うこと。
- (10) 条件に違反した場合は、それが許可を受けた者であると、またその使用人の行為であるとを問わず直ちに採取の停止を命ずるなど、河川法第75条第1項の規定に基づき監督処分を行うことがある。

また、採取行為に着手しようとしめない場合等、実際に採取の意図が認められないときも同様とする。

9 その他の事項

- (1) 許可の内容を変更しようとするときは、改めて変更の許可申請を行うこと。
- (2) 許可に係る採取行為を、期間満了後も引き続き行おうとするときは、期間満了の30日前までに更新の許可の申請を行うこと。
- (この申請に当たっては、前回の許可に係る河川産出物採取料の領収証書を提示して行うものであること。)
- (3) 許可を受けた者は、採取日誌を次によって作製し、月ごとにとりまとめたものを翌月5日迄に〇〇〇〇に提出すること。

※ () は有料の場合のみ

採 取 日 誌

許可を受けた者
住所
氏名

許可番号		種別・数量	
採取場所		採取期間	

現場責任者 ○ ○ ○ ○

河川産出物の 種 類					摘 要	
	採取と搬出		採取			搬出
年月日	量	採取量	累計採取量	搬出量	累計搬出量	

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇〇〇に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〇〇〇〇を被告として（訴訟において〇〇〇〇を代表する者は〇〇〇〇となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があった

ことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(内規第6号様式の1)

土地占用及び工作物新築等許可書

(許 可 番 号)

住所

氏名

下記により申請のあった、河川区域内における土地の占用及び工作物の〇〇については、河川法（昭和39年法律第167号）第24条及び第26条の規定に基づき、別紙条件を付して下記により許可する。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 〇 〇

記

- 1 申請日及び申請番号 〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇第〇〇〇号
- 2 河 川 名 〇級河川〇〇〇川
- 3 場 所 番地先（ 岸）
(申請書の添付図に表示されているとおり)
- 4 目的又は態様
- 5 工作物の名称又は種類
- 6 工作物の構造又は能力 申請書の添付図に表示されているとおり
- 7 工事の施行方法 申請書の添付図に表示されているとおり
- 8 工 期 〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで
- 9 占 用 面 積 平方メートル
- 10 占 用 の 期 間 〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで
- 11 占 用 料
東京都河川流水占用料等徴収条例（平成12年東京都条例第95号）第4条の規定に基づき免除する。 ←免除の場合
別途発行する「河川流水占用料等の額の通知書」により徴収する。 ←有料の場合

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇〇〇に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〇〇〇〇を被告として（訴訟において〇〇〇〇を代表する者は〇〇〇〇となります。）、処分

の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

(内規第 6 号様式の 1 別紙)

許可条件

- 1 許可を受けた者は、土地の占有を開始しようとするとき及び工作物の〇〇工事に着手しようとするときは、あらかじめ〇〇〇〇に届け出て、その指示に従って占有及び工事を施行すること。
なお、工作物の〇〇工事は工期内にすべてを完了し〇〇〇〇の検査を受けてこれに合格しなければならない。
 - 2 許可を受けた者は、許可の期間を通じて当該許可に係る土地の見やすい場所に次の事項を記載した長さ 30 センチメートル四方以上の立札を掲示すること。
(ア) 住所及び氏名 (法人にあつては所在地及び名称) (ウ) 許可の面積
(イ) 許可の目的 (エ) 許可の位置
 - 3 土地の占有又は工作物の〇〇工事に起因して、河川管理施設を損傷したときは、速やかに〇〇〇〇に届け出てその指示に従って原状に回復すること。
また、これに要する費用はその必要を生じた限度において許可を受けた者の負担とする。
 - 4 河川法第 7 8 条第 1 項の規定に基づく河川管理者の報告の徴収及び職員の立入検査については協力し、その指示に従うこと。
 - 5 設計変更をしようとするときは、事前に〇〇〇〇に届け出てその承認を受けること。
 - 6 土地の占有を終了したときは、速やかに〇〇〇〇に届け出てその指示に従い工作物を除却し、当該土地を原状に回復して〇〇〇〇の検査を受けなければならない。これに要する費用は許可を受けた者の負担とする。
 - 7 占有区域を、河川区域の変更又は廃止によって廃川敷地等とするときは、許可を取り消し、原状回復を命ずるものとする。
 - 8 許可の内容を変更しようとするときは、改めて変更の許可申請を行うこと。
 - 9 許可を受けた者は、毎年 1 月中に許可に係る土地の占有の状況、工作物の状態を詳細に報告するものであること。ただし、次の 10 に係る年の報告は必要としない。
 - 10 許可に係る土地の占有を、期間満了後も引き続き行おうとするときは、期間満了の 3 か月前から 1 か月前までの間に期間更新の申請を行うこと。
(この申請に当たっては、前回の許可に係る土地占用料の領収証書を提示して行うものであること。)
- ※ () 内は有料の場合のみ
- 11 許可を受けた者は、適切な時期に工作物の点検を行い、その結果を 1 年間保存しておくこと。また、必要があれば、維持、修繕を行い、工作物を良好な状態に保つこと。

(内規第6号様式の2)

土地占用及び工作物新築等並びに河川保全区域内行為許可書

(許 可 番 号)

住所

氏名

下記により申請のあった、河川区域内の土地における土地の占用及び工作物の〇〇並びに河川保全区域内における行為については、河川法（昭和39年法律第167号）第24条、第26条及び第55条第1項の規定に基づき、別紙条件を付して下記により許可する。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 〇 〇

記

- 1 申請日及び申請番号 〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇第〇〇〇号
- 2 河 川 名 〇級河川〇〇〇川
- 3 場 所 番地先 (岸)
(申請書の添付図に表示されているとおり)
- 4 目的又は態様
- 5 工作物の名称又は種類
- 6 工作物の構造又は能力 申請書の添付図に表示されているとおり
- 7 工事の施行方法 申請書の添付図に表示されているとおり
- 8 工 期 〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで
- 9 占 用 面 積 平方メートル
- 10 占 用 の 期 間 〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで
- 11 保全区域内における行為の目的
- 12 保全区域内における行為に係る土地の面積 平方メートル
- 13 保全区域内における行為の期間
〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで
- 14 占 用 料
東京都河川流水占用料等徴収条例（平成12年東京都条例第95号）第4条の規定に基づき免除する。 ←免除の場合
別途発行する「河川流水占用料等の額の通知書」により徴収する。 ←有料の場合

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3

月以内に、〇〇〇〇に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〇〇〇〇を被告として（訴訟において〇〇〇〇を代表する者は〇〇〇〇となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

(内規第 6 号様式の 2 別紙)

許可条件

- 1 許可を受けた者は、土地の占有を開始しようとするとき及び工作物の〇〇工事（保全区域内の行為を含む。）に着手しようとするときは、あらかじめ〇〇〇〇に届け出て、その指示に従って占有及び工事を施行すること。
なお、工作物の〇〇工事は工期内にすべてを完了し〇〇〇〇の検査を受けてこれに合格しなければならない。
- 2 許可を受けた者は、許可の期間を通じて当該許可に係る土地の見やすい場所に次の事項を記載した長さ 30 センチメートル四方以上の立札を掲示すること。
(ア) 住所及び氏名（法人にあつては所在地及び名称） (ウ) 許可の面積
(イ) 許可の目的 (エ) 許可の位置
- 3 土地の占有又は工作物の〇〇工事（河川保全区域内の行為を含む。）に起因して、河川管理施設を損傷したときは、速やかに〇〇〇〇に届け出てその指示に従って原状に回復すること。また、これに要する費用はその必要を生じた限度において許可を受けた者の負担とする。
- 4 河川法第 7 8 条第 1 項の規定に基づく河川管理者の報告の徴収及び職員の立入検査については協力し、その指示に従うこと。
- 5 設計変更をしようとするときは、事前に〇〇〇〇に届け出て、その承認を受けること。
- 6 土地の占有を終了したときは、速やかに〇〇〇〇に届け出てその指示に従い工作物を除却し、当該土地を原状に回復して〇〇〇〇の検査を受けなければならない。これに要する費用は許可を受けた者の負担とする。
- 7 占有区域を、河川区域の変更又は廃止によって廃川敷地等とするときは、許可を取り消し、原状回復を命ずるものとする。
- 8 許可の内容を変更しようとするときは、改めて変更の許可申請を行うこと。
- 9 許可を受けた者は、毎年 1 月中に許可に係る土地の占有の状況、工作物の状態を詳細に報告するものであること。ただし、次の 10 に係る年の報告は必要としない。
- 10 許可に係る土地の占有を、期間満了後も引き続き行おうとするときは、期間満了の 3 か月前から 1 か月前までの間に期間更新の申請を行うこと。
(この申請に当たっては、前回の許可に係る土地占用料の領収証書を提示して行うものであること。)
※ () 内は有料の場合のみ
- 11 許可を受けた者は、適切な時期に工作物の点検を行い、その結果を 1 年間保存しておくこと。また、必要があれば、維持、修繕を行い、工作物を良好な状態に保つこと。

(内規第7号様式の1)

工作物新築等許可書

(許 可 番 号)

住所

氏名

下記により申請のあった、河川区域内における工作物の〇〇については、河川法（昭和39年法律第167号）第26条の規定に基づき、別紙条件を付して下記により許可する。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 〇 〇

記

- 1 申請日及び申請番号 〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇第〇〇〇号
- 2 河 川 名 〇級河川〇〇〇川
- 3 場 所 番地先 (岸)
(申請書の添付図に表示されているとおり)
- 4 目的又は態様
- 5 工作物の名称又は種類
- 6 工作物の構造又は能力 申請書の添付図に表示されているとおり
- 7 工事の施行方法 申請書の添付図に表示されているとおり
- 8 工 期 〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで
- 9 工作物の面積 平方メートル

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇〇〇に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〇〇〇〇を被告として（訴訟において〇〇〇〇を代表する者は〇〇〇〇となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

(内規第7号様式の1別紙)

許可条件

- 1 許可を受けた者は、工作物の〇〇工事に着手しようとするときは、あらかじめ〇〇〇〇に届け出てその指示に従って工事を施行すること。
なお、工作物の〇〇工事は工期内にすべて完了し〇〇〇〇の検査を受けてこれに合格しなければならない。
- 2 許可を受けた者は、許可の期間を通じて当該許可に係る土地の見やすい場所に次の事項を記載した長さ30センチメートル四方以上の立札を掲示すること。
(ア) 住所及び氏名（法人にあつては所在地及び名称） (ウ) 工作物の面積
(イ) 許可の目的 (エ) 許可の位置
- 3 工作物の〇〇工事に起因して、河川管理施設を損傷したときは、速やかに〇〇〇〇に届け出て、その指示に従って原状に回復すること。
また、これに要する費用はその必要を生じた限度において許可を受けた者の負担とする。
- 4 河川法第78条第1項の規定に基づく河川管理者の報告の徴収及び職員の立入検査については協力し、その指示に従うこと。
- 5 設計変更をしようとするときは、事前に〇〇〇〇に届け出て、その承認を受けること。
- 6 工作物の目的が終了したときは、速やかに〇〇〇〇に届け出てその指示に従い工作物を除却し原状に回復して〇〇〇〇の検査を受けなければならない。これに要する費用は許可を受けた者の負担とする。
- 7 許可の内容を変更しようとするときは、改めて変更の許可申請を行うこと。
- 8 許可を受けた者は、毎年1月中に許可に係る工作物の状態を詳細に報告するものであること。
- 9 許可を受けた者は、適切な時期に工作物の点検を行い、その結果を1年間保存しておくこと。また、必要があれば、維持、修繕を行い、工作物を良好な状態に保つこと。

(内規第7号様式の2)

工作物新築等同意書

(同 意 番 号)

所在地

名 称

下記により協議のあった、河川区域内における工作物の〇〇については、河川法（昭和39年法律第167号）第95条の規定に基づき、別紙条件を付して下記により同意する。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 〇 〇

記

- 1 協議日及び協議番号 〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇第〇〇〇号
- 2 河 川 名 〇級河川〇〇〇川
- 3 場 所 番地先 (岸)
(協議書の添付図に表示されているとおり)
- 4 目的又は態様
- 5 工作物の名称又は種類
- 6 工作物の構造又は能力 協議書の添付図に表示されているとおり
- 7 工事の施行方法 協議書の添付図に表示されているとおり
- 8 工 期 〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで
- 9 工作物の面積 平方メートル

(内規第7号様式の2別紙)

同意条件

- 1 同意を受けた者は、工作物の〇〇工事に着手しようとするときは、あらかじめ〇〇〇〇に届け出てその指示に従って工事を施行すること。
なお、工作物の〇〇工事は工期内にすべて完了し〇〇〇〇の検査を受けてこれに合格しなければならない。
- 2 同意を受けた者は、同意の期間を通じて当該同意に係る土地の見やすい場所に次の事項を記載した長さ30センチメートル四方以上の立札を掲示すること。

(ア) 所在地及び名称	(ウ) 工作物の面積
(イ) 同意の目的	(エ) 同意の位置
- 3 工作物の〇〇工事に起因して、河川管理施設を損傷したときは、速やかに〇〇〇〇に届け出て、その指示に従って原状に回復すること。
また、これに要する費用はその必要を生じた限度において同意を受けた者の負担とする。
- 4 河川法第78条第1項の規定に基づく河川管理者の報告の徴収及び職員の立入検査については協力し、その指示に従うこと。
- 5 設計変更をしようとするときは、事前に〇〇〇〇に届け出て、その同意を受けること。
- 6 工作物の目的が終了したときは、速やかに〇〇〇〇に届け出てその指示に従い工作物を除却し原状に回復して〇〇〇〇の検査を受けなければならない。これに要する費用は同意を受けた者の負担とする。
- 7 同意の内容を変更しようとするときは、改めて変更の許可申請を行うこと。
- 8 同意を受けた者は、毎年1月中に許可に係る工作物の状態を詳細に報告するものであること。
- 9 同意を受けた者は、適切な時期に工作物の点検を行い、その結果を1年間保存しておくこと。また、必要があれば、維持、修繕を行い、工作物を良好な状態に保つこと。

(内規第8号様式の1)

土地掘さく等許可書

(許 可 番 号)

住所

氏名

下記により申請のあった、河川区域内における行為については、河川法（昭和39年法律第167号）第27条の規定に基づき、別紙条件を付して下記により許可する。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 〇 〇

記

- 1 申請日及び申請番号 〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇第〇〇〇号
- 2 河 川 名 〇級河川〇〇〇川
- 3 場 所 番地先 (岸)
(申請書の添付図に表示されているとおり)
- 4 目 的
- 5 行為に係る土地の面積 平方メートル
- 6 行為の内容 申請書の添付図に表示されているとおり
- 7 行為の方法 申請書の添付図に表示されているとおり
- 8 行為の期間 〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇〇〇に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〇〇〇〇を被告として（訴訟において〇〇〇〇を代表する者は〇〇〇〇となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）（内規第8号様式）

(内規第8号様式の1別紙)

許可条件

- 1 許可に係る行為を行うに当たっては、あらかじめ〇〇〇〇に届け出てその指示に従って行い、行為を完了したときは速やかに〇〇〇〇に届け出てその検査を受けること。
- 2 許可を受けた者は、許可に係る行為の期間を通じて行為の場所又はその付近の見やすい場所に次の事項を記載した長さ30センチメートル四方以上の立札を掲示し、かつ行為に係る土地の区域を明確にするため、当該区域境界上に適当な間隔をおいて朱着色した木標柱を設置すること。
 - (ア) 住所及び氏名（法人にあっては所在地及び名称）
 - (イ) 許可年月日及び許可番号
 - (エ) 行為の期間
 - (オ) 行為に係る土地の面積
 - (ウ) 許可の目的・内容
 - (カ) 位置
- 3 許可に係る行為に起因して、河川管理施設を損傷したときは、速やかに〇〇〇〇に届け出て、その指示に従って原状に回復すること。

また、これに要する費用はその必要を生じた限度において許可を受けた者の負担とする。
- 4 許可に係る行為により治水上障害を及ぼすおそれがあると認められるときは許可を受けた者に命じその障害を除却せしめ又は、これを予防するために必要な設備をさせることがある。
- 5 器材を使用するときは、器材を流出せしめないようにする等、不時の出水に備えて常に留意すること。特に出水のおそれのあるときは堤外にある器材を堤内に搬出し又は厳重に係留するとともに、〇〇〇〇の指示に従うこと。
- 6 河川法第78条第1項の規定に基づく河川管理者の報告の徴収及び職員の立入検査については協力し、その指示に従うこと。
- 7 許可の内容を変更しようとするときは、改めて変更の許可申請を行うこと。
- 8 許可に係る行為を期間満了後も引き続き行おうとするときは、少なくとも期間満了の30日前までに更新の許可申請を行うこと。

(内規第8号様式の2)

土地掘さく等同意書

(同 意 番 号)

所在地

名 称

下記により協議のあった、河川区域内における行為については、河川法（昭和39年法律第167号）第95条の規定に基づき、別紙条件を付して下記により同意する。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 〇 〇

記

- 1 協議日及び協議番号 〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇第〇〇〇号
- 2 河 川 名 〇級河川〇〇〇川
- 3 場 所 番地先 (岸)
(協議書の添付図に表示されているとおり)
- 4 目 的
- 5 行為に係る土地の面積 平方メートル
- 6 行為の内容 協議書の添付図に表示されているとおり
- 7 行為の方法 協議書の添付図に表示されているとおり
- 8 行為の期間 〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで

(内規第8号様式の2別紙)

同意条件

- 1 同意に係る行為を行うに当たっては、あらかじめ〇〇〇〇に届け出てその指示に従って行い、行為を完了したときは速やかに〇〇〇〇に届け出てその検査を受けること。
- 2 同意を受けた者は、同意に係る行為の期間を通じて行為の場所又はその付近の見やすい場所に次の事項を記載した長さ30センチメートル四方以上の立札を掲示し、かつ行為に係る土地の区域を明確にするため、当該区域境界上に適当な間隔をおいて朱着色した木標柱を設置すること。

(ア) 所在地及び名称	(エ) 行為の期間
(イ) 同意年月日及び同意番号	(オ) 行為に係る土地の面積
(ウ) 同意の目的及び内容	(カ) 位置
- 3 同意に係る行為に起因して、河川管理施設を損傷したときは、速やかに〇〇〇〇に届け出て、その指示に従って原状に回復すること。

また、これに要する費用はその必要を生じた限度において同意を受けた者の負担とする。
- 4 同意に係る行為により治水上障害を及ぼすおそれがあると認められるときは同意を受けた者に命じその障害を除却せしめ又は、これを予防するために必要な設備をさせることがある。
- 5 器材を使用するときは、器材を流出せしめないようにする等、不時の出水に備えて常に留意すること。特に出水のおそれのあるときは堤外にある器材を堤内に搬出し又は厳重に係留するとともに、〇〇〇〇の指示に従うこと。
- 6 河川法第78条第1項の規定に基づく河川管理者の報告の徴収及び職員の立入検査については協力し、その指示に従うこと。
- 7 同意の内容を変更しようとするときは、改めて変更の協議を行うこと。
- 8 同意に係る行為を期間満了後も引き続き行おうとするときは、少なくとも期間満了の30日前までに更新の協議を行うこと。

(内規第9号様式の1)

権利の譲渡承認書

(承認番号)

譲り渡そうとする者

住所

氏名

譲り受けようとする者

住所

氏名

下記により申請のあった、河川区域内の土地に設定されている河川法（昭和39年法律第167号）の許可に基づく権利を譲渡（譲受）することについては、同法第34条第1項の規定に基づき下記により承認する。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 〇 〇

記

1 申請日及び申請番号 〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇第〇〇〇号

2 河川名 〇級河川〇〇〇川

3 譲渡（譲受）しようとする権利の設定されている場所

(岸)

(申請書の添付図に表示されているとおり)

4 譲渡（譲受）しようとする権利の内容

5 許可の年月日及び番号

6 許可の内容及び条件の概要

(教示)

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇〇〇に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〇〇〇〇を被告として（訴訟において〇〇〇〇を代表する者は〇〇〇〇となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場

合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

(内規第9号様式の2)

権利の譲渡同意書

(同 意 番 号)

譲り渡そうとする者

住所

氏名

譲り受けようとする者

住所

氏名

下記により協議のあった、河川区域内の土地に設定されている河川法（昭和39年法律第167号）の同意に基づく権利を譲渡（譲受）することについては、同法第95条の規定に基づき同意する。

〇〇年〇〇月〇〇日

○ ○ ○ ○

記

- 1 協議日及び協議番号 〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇第〇〇〇号
- 2 河川名 〇級河川〇〇〇川
- 3 譲渡（譲受）しようとする権利の設定されている場所
(岸)
(協議書の添付図に表示されているとおり)
- 4 譲渡（譲受）しようとする権利の内容
- 5 同意の年月日及び番号
- 6 同意の内容及び条件の概要

(内規第10号様式の1)

河川保全区域内行為許可書

(許 可 番 号)

住所

氏名

下記により申請のあった、河川保全区域内における行為については、河川法（昭和39年法律第167号）第55条第1項の規定に基づき、別紙条件を付して下記により許可する。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 〇 〇

記

- 1 申請日及び申請番号 〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇第〇〇〇号
- 2 河川名 〇級河川「〇〇〇川」
- 3 行為の場所 番地
- 4 行為の目的
- 5 行為に係る面積 平方メートル
(申請書の添付図面に表示されているとおり)
- 6 行為の内容
- 7 行為の方法 申請書の添付図面に表示されているとおり
- 8 行為の期間 〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇〇〇に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〇〇〇〇を被告として（訴訟において〇〇〇〇を代表する者は〇〇〇〇となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）（内規第10号様式）

(内規第10号様式の1別紙)

許可条件

- 1 許可を受けた者は、行為に係る工事に着手しようとするときは、あらかじめ〇〇〇〇に届け出てその指示に従って工事を施行すること。
なお、行為に係る工事は工期内にすべてを完了し〇〇〇〇〇〇の検査を受けること。
- 2 行為に係る工事に起因して、河川管理施設を損傷したときは、速やかに〇〇〇〇に届け出てその指示に従って原状に回復すること。
また、それに要する費用はその必要を生じた限度において許可を受けた者の負担とする。
なお、工事の施行、若しくは当該行為に起因し第三者に損害を与えた場合は許可を受けた者が解決に当たるものとする。
- 3 河川法第78条第1項の規定に基づく河川管理者の報告の徴収及び職員の立入検査については協力し、その指示に従うこと。
- 4 許可の内容を変更しようとするときは、改めて変更の許可申請を行うこと。

(内規第10号様式の2)

河川保全区域内行為同意書

(同 意 番 号)

所在地

名 称

下記により協議のあった、河川保全区域内における行為については、河川法（昭和39年法律第167号）第95条の規定に基づき、別紙条件を付して下記により同意する。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 〇 〇

記

- 1 協議日及び協議番号 〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇第〇〇〇号
- 2 河 川 名 〇級河川「〇〇〇川」
- 3 行為の場所 番地
- 4 行為の目的
- 5 行為に係る面積 平方メートル
(協議書の添付図面に表示されているとおり)
- 6 行為の内容
- 7 行為の方法 協議書の添付図面に表示されているとおり
- 8 行為の期間 〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで

(内規第10号様式の2別紙)

別紙条件

- 1 同意を受けた者は、行為に係る工事に着手しようとするときは、あらかじめ〇〇〇〇に届け出てその指示に従って工事を施行すること。
なお、行為に係る工事は工期内にすべてを完了し〇〇〇〇〇〇の検査を受けること。
- 2 行為に係る工事に起因して、河川管理施設を損傷したときは、速やかに〇〇〇〇に届け出てその指示に従って原状に回復すること。
また、それに要する費用はその必要を生じた限度において同意を受けた者の負担とする。
なお、工事の施行、若しくは当該行為に起因し第三者に損害を与えた場合は同意を受けた者が解決に当たるものとする。
- 3 河川法第78条第1項の規定に基づく河川管理者の報告の徴収及び職員の立入検査については協力し、その指示に従うこと。
- 4 同意の内容を変更しようとするときは、改めて変更の協議を行うこと。

(内規第 1 1 号様式)

河川占用許可台帳

(表)

河川名		位置	
氏名		住所	
氏名		住所	
工 作 物 設 置 状 況 及 び 占 用 目 的		占 用 面 積	
許可年月日 許可番号	占用期間	占用料 (円)	備考
年 月 日 第 号	年 月 日から 年 月 日まで		
年 月 日 第 号	年 月 日から 年 月 日まで		
年 月 日 第 号	年 月 日から 年 月 日まで		
年 月 日 第 号	年 月 日から 年 月 日まで		

(裏)

許可年月日 許可番号	占用期間	占用料 (円)	備考
年 月 日 第 号	年 月 日から 年 月 日まで		
年 月 日 第 号	年 月 日から 年 月 日まで		
年 月 日 第 号	年 月 日から 年 月 日まで		
年 月 日 第 号	年 月 日から 年 月 日まで		
年 月 日 第 号	年 月 日から 年 月 日まで		
年 月 日 第 号	年 月 日から 年 月 日まで		
年 月 日 第 号	年 月 日から 年 月 日まで		
年 月 日 第 号	年 月 日から 年 月 日まで		
特記事項			

(内規第12号様式)

〇〇年〇〇月〇〇日 提出

殿

許可を受けた者
住所
氏名

占用状況報告書

河川法第〇〇条の許可を受け、河川区域内の土地において
土地の占用
を行って
工作物の新築等

るので、許可条件に基づき下記のとおりその状況を報告します。

記

水系及び河川名	〇〇水系〇級河川〇〇〇〇川		
土地の占用又は行為の場所	(岸)	面積	m ²
土地の占用又は行為の目的 及び工作物の名称・種類			
許 可 書	〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇第〇〇〇〇号		
許 可 の 期 間	〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで		
占用の状況(工作物の状態)			

(注) 河川法第95条に係る案件については、「許可」を「同意」とすること。

(内規第13号様式)

年度水利使用許可状況報告

区 担当者名
事務所 電話 (内線)

(水系)

河川名	水利使用者	目的	最大取水量 (m^3/s)	内容	取水場所	新規・変更 更新・切替	許可年月日	許可期間	流水占用料 (円)	備考
								～		
								～		
								～		
								～		
								～		
								～		
								～		

記入要領

- 1 目的は、上水、鉱工業用水、かんがい用水、養魚用水、その他の別を記入すること。
- 2 内容は上水については、給水人口、一日最大給水量等を記入し、かんがいについてはかんがい面積 (ha) を記入すること。
また、その他については、具体的な取水目的 (水質調査等) を記入すること。
- 3 新規・変更・更新・切替のうち切替については、慣行水利権からの切替のことをいう。
- 4 備考は、報告の内容 (水利使用者、取水場所等) が前年度と異なる場合の理由、その他特記すべき事項がある場合に記入すること。
- 5 当該年度に建設事務所長、区長が許可処分したものを記入すること。なお、許可継続中のものについては、当該年度処分と区分して記入すること。
- 6 慣行水利権からの切替についてはその契機となったことについて記入すること。

(内規第15号様式)

〇〇年〇〇月〇〇日 提出

殿

住所

氏名

工作物の用途廃止
土地占用目的の終了 届

このことについて、下記のとおりお届けいたします。

記

水系及び河川名	〇〇水系〇級河川〇〇〇川		
土地の占用又は 工作物の設置場所	(岸)	面積	m ²
土地の占用の目的及び 工作物の名称・種類	(許可書に記載されている内容)		
許可書	〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇第〇〇〇号		
許可の期間	〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで		
工作物の用途廃止 占用目的の終了 の日			
工作物の用途廃止 占用目的の終了 の理由			
工作物の除却完了 土地の返還 の日	〇〇年〇〇月〇〇日		

(注) 河川法第95条に係る案件については、「許可」を「同意」とすること。

また、この届出に当たっては占用の場所又は工作物の設置場所の写真を添付すること。

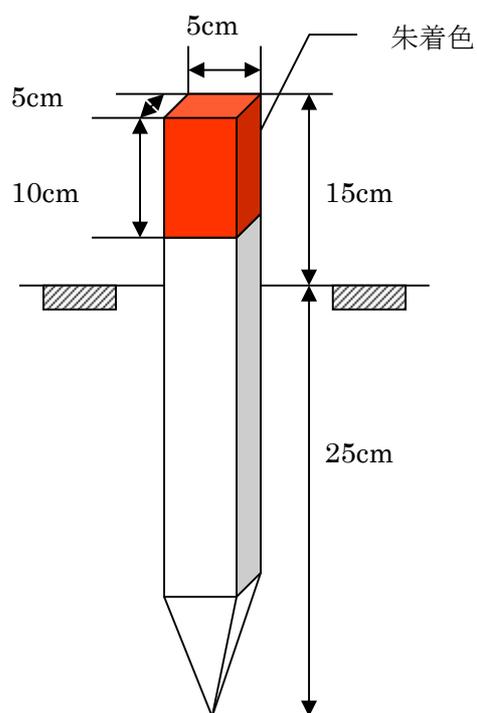
(内規参照図)

1 立札

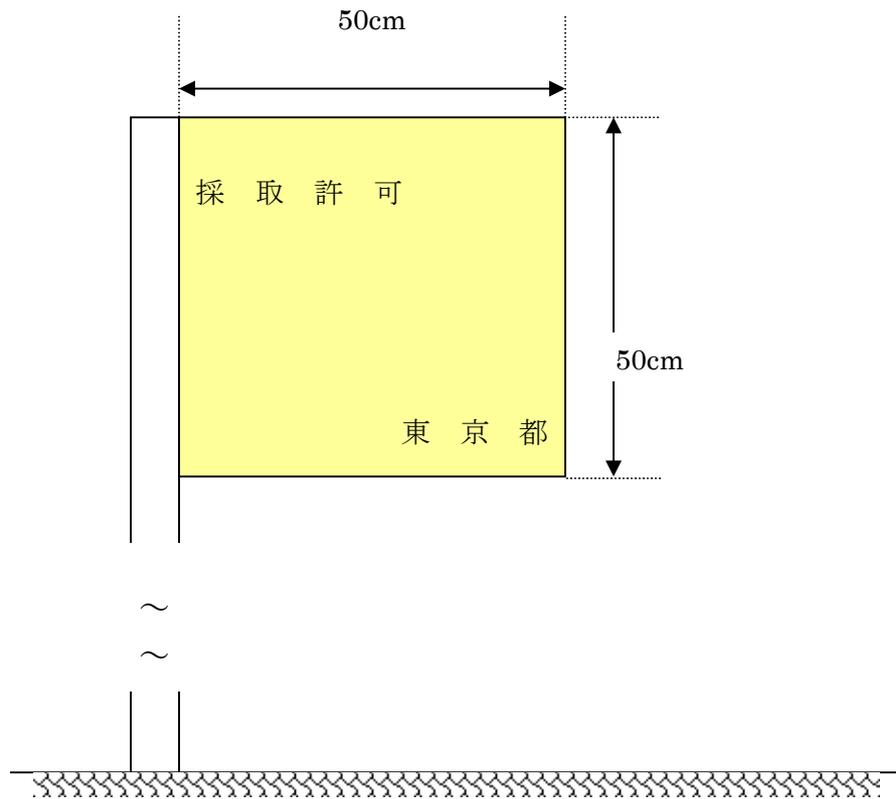
30cm 以上	
許可年月日及び番号	
許可の目的	
工作物の名称又は種類	
工 期	
許可面積	
許可の期間	
許可の場所	
許可を受けた者の住所及び氏名	

30cm

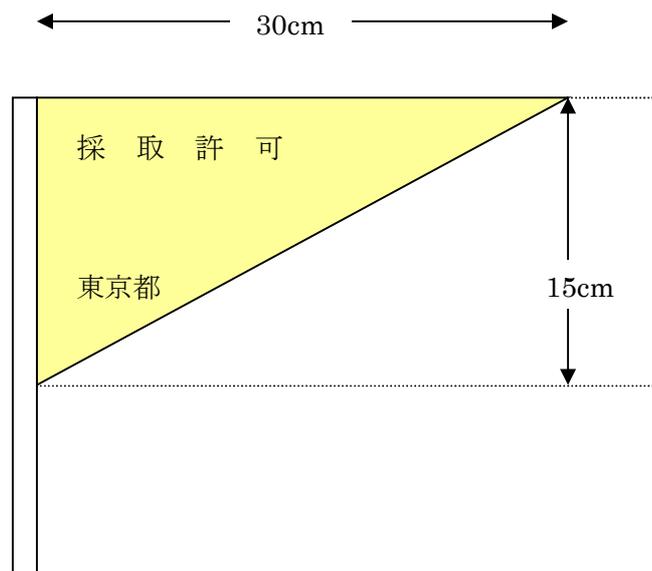
2 木標柱



3 標識旗 (黄色・文字は黒)



4 運搬車用標識旗 (黄色・文字は黒)



(要綱別記1号様式)

第 号

河川流水占用料等の額の通知書

住 所
氏 名

あなたが、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇第〇〇〇〇号により許可を受けた下記の区域内の流水・土地占用については、東京都河川流水占用料等徴収条例（平成12年東京都条例第95号）第2条の規定に基づき占用料を徴収します。

その額については、東京都河川流水占用料等徴収条例第3条の規定に基づき、下記のとおり決定したので、別途〇〇〇〇（注1）が発行する納入通知書により下記期限までに納入してください。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇〇（注2） ○ ○ ○ ○

記

- | | | |
|--------------|--------------------------------|-----|
| 1 河 川 名 | 川 | |
| 2 占 用 場 所 | | 番地先 |
| 3 占 用 目 的 | | |
| 4 最大取水量 | m^3/s | |
| 占 用 面 積 | m^2 | |
| 5 占 用 期 間 | 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日まで | |
| 6 流水・土地占用料 | | |
| (1) 今年度徴収額 | | 円 |
| (2) 納 入 期 限 | 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 | |
| | (翌年度以降の占用料等については、毎年度4月に通知します。) | |
| (3) 額の変更について | | |

この決定額は、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第18条第2項第2号の規定に基づき変更する場合のほか、流水占用料等の額の改定等が行われたときにも変更することがあります。変更する場合は、別途決定し通知します。

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇〇〇（注4）に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があ

ったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〇〇〇〇 (注3) を被告として (訴訟において〇〇〇〇 (注3) を代表する者は〇〇〇〇 (注4) となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌月から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。

注1 河川部許可の場合 : 建設局長
建設事務所許可の場合 : 建設事務所長
特別区許可の場合 : 〇〇区長

注3 河川部許可の場合 : 東京都
建設事務所許可の場合 : 東京都
特別区許可の場合 : 〇〇区

注2 河川部許可の場合 : 東京都知事
建設事務所許可の場合 : 建設事務所長
特別区許可の場合 : 〇〇区長

注4 河川部許可の場合 : 東京都知事
建設事務所許可の場合 : 東京都知事
特別区許可の場合 : 〇〇区長

河川流水占用料等の額の通知書

住 所
氏 名

あなたが、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇第〇〇〇〇号で許可を受けた下記の区域内の流水・土地占用については、東京都河川流水占用料等徴収条例（平成12年東京都条例第95号）に基づき占用料を徴収します。

その額については、東京都河川流水占用料等徴収条例第4条の規定に基づき減額し、下記のとおり決定したので、別途〇〇〇〇（注1）が発行する納入通知書により下記期限までに納入してください。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇〇（注2） ○ ○ ○ ○

記

- | | | |
|--------------|--------------------------------|-----|
| 1 河 川 名 | 川 | |
| 2 占 用 場 所 | | 番地先 |
| 3 占 用 目 的 | | |
| 4 最大取水量 | m^3/s | |
| 占 用 面 積 | m^2 | |
| 5 占 用 期 間 | 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日まで | |
| 6 流水・土地占用料 | | |
| (1) 今年度徴収額 | 円(減額前の額 | 円) |
| (2) 納 入 期 限 | 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 | |
| | (翌年度以降の占用料等については、毎年度4月に通知します。) | |
| (3) 額の変更について | | |

この決定額（総額・毎年度、当該年度分として徴収する額）は、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第18条第2項第2号の規定に基づき変更する場合のほか、流水占用料等の額の改定等が行われたときにも変更することがあります。変更する場合は、別途決定し通知します。

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇〇〇（注4）に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〇〇〇〇（注3）を被告として（訴訟において〇〇〇〇（注3）を代表する者は〇〇〇〇（注4）となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌月から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

注1 河川部許可の場合 : 建設局
建設事務所許可の場合 : 建設事務所長
特別区許可の場合 : 〇〇区長

注3 河川部許可の場合 : 東京都
建設事務所許可の場合 : 東京都
特別区許可の場合 : 〇〇区

注2 河川部許可の場合 : 東京都知事
建設事務所許可の場合 : 建設事務所
特別区許可の場合 : 〇〇区長

注4 河川部許可の場合 : 東京都知事
建設事務所許可の場合 : 東京都知事
特別区許可の場合 : 〇〇区長

(要綱別記3号様式)

流水占用料等の納付免除 (第4条第1項)

承認番号

住 所

氏 名

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇第〇〇〇〇号で申請のあった、〇〇占用料の免除については、東京都河川法流水占用料等徴収条例(平成12年東京都条例第95号)第4条の規定に基づき下記により免除する。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇〇 (注1) 〇 〇 〇 〇

記

- 1 占用許可番号 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇第〇〇〇〇号
- 2 河川の名称 〇〇水系 〇級河川 〇〇〇川 (岸)
- 3 占用の場所 番地先
- 4 占用の目的
- 5 占用の面積 m^2
最大取水量 m^3/s
- 6 占用の期間 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日まで
- 7 免除する占用料の額 免除
減額 円 (〇/〇 減額)

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇〇〇 (注2) に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〇〇〇〇（注3）を被告として（訴訟において〇〇〇〇（注3）を代表する者は〇〇〇〇（注2）となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌月から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

注1 河川部許可の場合：東京都知事
建設事務所許可の場合：建設事務所長
特別区許可の場合：〇〇区長

注2 河川部許可の場合：東京都知事
建設事務所許可の場合：東京都知事
特別区許可の場合：〇〇区長

注3 河川部許可の場合：東京都
建設事務所許可の場合：東京都
特別区許可の場合：〇〇区

(要綱別記4号様式)

流水占用料等の納付免除 (第4条第2項)

承認番号

住 所
氏 名

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇第〇〇〇〇号で申請のあった、〇〇占用料の免除については、東京都河川法流水占用料等徴収条例(平成12年東京都条例第95号)第4条の規定に基づき下記により免除・減額する。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇〇 (注1) 〇 〇 〇 〇

記

- 1 占用許可番号 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇第〇〇〇〇号
- 2 免除対象の占用料 〇〇〇〇年度分 占用料 円
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日までの分
- 3 流水占用等の目的を遂行することができなかつたと認めた期間
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日まで
- 4 免除・減額する占用料の額
円

-
- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、〇〇〇〇 (注2) に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
 - 2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、〇〇〇〇 (注3) を被告として(訴訟において〇〇〇〇 (注3) を代表する者は〇〇〇〇 (注

2) となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌月から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

注1 河川部許可の場合：東京都知事
建設事務所許可の場合：建設事務所長
特別区許可の場合：〇〇区長

注2 河川部許可の場合：東京都知事
建設事務所許可の場合：東京都知事
特別区許可の場合：〇〇区長

注3 河川部許可の場合：東京都
建設事務所許可の場合：東京都
特別区許可の場合：〇〇区

計 画 協 議 書

(文 書 番 号)
年 月 日

殿

申請者 住 所
ふり がな
氏 名

○級河川「○○」川の河川区域内における○○○○○について

標記の件について、次のとおり施行したいので協議します。

- 1 河 川 名
- 2 施行箇所
- 3 施行内容
- 4 施行規模
- 5 施行年度
- 6 添付図書

申 請 者 へ の
連 絡 先 (電 話)

担 当 者 氏 名

【備考】

- 1 協議先は、東京都建設局河川部長となる。
- 2 「施行規模」については、管径、施工（掘削）幅、延長、面積等を記載すること。

設 計 協 議 書

(文 書 番 号)
年 月 日

殿

申請者 住 所
氏 名

○級河川「○○」川の河川区域内における○○○○○について

標記の件について、次のとおり施行したいので協議します。

- 1 河 川 名
- 2 施行箇所
- 3 施行内容
- 4 施行規模
- 5 施行年度
- 6 添付図書

申 請 者 へ の
連 絡 先 (電 話)

担 当 者 氏 名

【備考】

- 1 協議先は、原則として当該河川の占用等許可権者となる。ただし、占用等許可権者が特別区長の場合の橋梁（私設橋を除く。）、下水の吐口等河道に影響を与える工作物については、東京都建設局河川部長が協議先となる。
- 2 「施行規模」については、管径、施工（掘削）幅、延長、面積等を記載すること。なお、仮設工作物を伴う場合は、その種類と規模も表示すること。

テラス護岸等一日利用届

年 月 日

殿

届出人 住 所
氏 名

テラス護岸等一日利用制度に基づき利用したいので、次のとおり届け出ます。

1. 河川の名称

2. 場 所

3. 目 的

4. 利用面積

5. 期 間 (準備・片づけを含む)

年 月 日から 年 月 日

6. 利用日時 (イベント等が実際に開催される日時)

年 月 日 時 分から 時 分

7. 参加人数

8. 利用終了後の処理について

9. その他 (路上駐車対策・安全対策等)

担当者への連絡先(電話)

担当者氏名

利用に際し、下記の事項を遵守します。

記

1. 利用に際しては、所管建設事務所受領確認後の届出書（副）を土地の見やすい場所に掲示します。
2. 利用に際しては、他の利用者のための通路を確保するとともに、事故を起こさないよう安全対策に細心の注意を払います。万一、利用中に事故があった場合は、自らの責任において処理します。
3. 届出の内容に違反した場合は、直ちに改善を行います。また、改善ができない場合は、すみやかに利用を中止し、原状に回復します。
4. 近隣住民等からの苦情については、自らの責任において処理します。
5. 危険物の持ち込み、焚き火等火気の使用はいたしません。
6. 利用に際して河川管理施設を損傷したときは、すみやかに河川管理者に届け出てその指示に従って原状に回復します。また、これに要する費用は、その必要を生じた限度において自らが負担します。
7. 利用終了後は、清掃等を行い環境美化に努めるとともに、すみやかに河川管理者に報告します。
8. 緊急時（水防時等）には、直ちに利用を中止し、避難動線の確保等に努め、緊急活動（水防活動等）に協力します。
9. 降雨時の利用等、河川の増水等の恐れがある場合は、直ちに利用を中止します。
10. 利用中において、河川管理者の指示があった場合は、利用を中止し、原状に回復します。これに要する費用は、その必要を生じた限度において自らが負担します。
11. その他、利用にあたっては、河川管理者の指示に従います。
12. （その他、地域の状況に即した条件を付す）

担当者 ○○○○建設事務所管理課河川管理担当

03-5555-5555

テラス護岸等一日利用届（撮影用）

年 月 日

殿

届出人 住 所
氏 名

テラス護岸等一日利用制度に基づき利用したいので、次のとおり届け出ます。

1. 河川の名称
2. 場 所
3. 目 的 映画・テレビドラマ・TVCM・雑誌・その他（ ）
4. 番組名
5. 放送日 年 月 日 時 分から
6. 利用面積
7. 期 間（準備・片づけを含む）
年 月 日から 年 月 日
8. 利用日時（撮影が実際に行われる日時）
年 月 日 時 分から 時 分
9. 参加人数
10. 利用終了後の処理について
11. その他（路上駐車対策・安全対策等）

担当者への連絡先(電話)

担当者氏名

利用に際し、下記の事項を遵守します。

記

1. 利用に際しては、所管建設事務所受領確認後の届出書（副）を土地の見やすい場所に掲示します。
2. 利用に際しては、他の利用者のための通路を確保するとともに、事故を起こさないよう安全対策に細心の注意を払います。万一、利用中に事故があった場合は、自らの責任において処理します。
3. 届出の内容に違反した場合は、直ちに改善を行います。また、改善ができない場合は、すみやかに利用を中止し、原状に回復します。
4. 近隣住民等からの苦情については、自らの責任において処理します。
5. 危険物の持ち込み、焚き火等火気の使用はいたしません。
6. 利用に際して河川管理施設を損傷したときは、すみやかに河川管理者に届け出てその指示に従って原状に回復します。また、これに要する費用は、その必要を生じた限度において自らが負担します。
7. 利用終了後は、清掃等を行い環境美化に努めるとともに、すみやかに河川管理者に報告します。
8. 緊急時（水防時等）には、直ちに利用を中止し、避難動線の確保等に努め、緊急活動（水防活動等）に協力します。
9. 降雨時の利用等、河川の増水等の恐れがある場合は、直ちに利用を中止します。
10. 利用中において、河川管理者の指示があった場合は、利用を中止し、原状に回復します。これに要する費用は、その必要を生じた限度において自らが負担します。
11. その他、利用にあたっては、河川管理者の指示に従います。
12. （その他、地域の状況に即した条件を付す）

担当者 ○○○○建設事務所管理課河川管理担当

03-5555-5555

(別紙様式1)

年 月 日

殿

申請者 住 所
法人名
代表者

開発行為に関係がある公共施設管理者の同意及び協議について

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき開発許可を申請したいので、下記について同法第32条の同意及び協議を願います。

記

1 河 川 名

2 申 請 箇 所

3 同意及び協議内容

(1) 開発行為による同意

(2) 協議事項

施設	位置	構造	放流量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	面積 (m^2)	管理者	土地の 帰属	摘要

(別紙様式2)

建河指第 号
年 月 日

殿

河川管理者
東京都知事

開発行為に関係がある公共施設管理者の同意及び協議について

年 月 日付で申請のあった標記の件については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第32条の規定に基づき、公共施設の管理者として、下記のとおり同意及び協議しました。

記

1 開発区域所在

2 開発区域面積 m^2

3 開発行為に関係がある公共施設
河川名

4 同意の条件

開発行為に伴い必要となる河川に関する工事については、別途、東京都 建設事務所長に申請し、河川法（昭和39年法律第167号）の許可を得ること。

また、当該占用工事等については、同建設事務所長の指示に従い、所要の手続きを行うこと。

5 協議事項

施設	位置	構造	放流量 (m^3 /日)	面積 (m^2)	管理者	土地の 帰属	摘要

(別紙様式3)

建河指第 号
年 月 日

殿

河川管理者
東京都知事

開発行為に関係がある公共施設管理者の同意及び協議について

年 月 日付で申請のあった標記の件については、下記のとおり同意する。
なお、新設される公共施設に係る協議については、別紙のとおり「協議書」を作成した。

記

- 1 開発区域所在
- 2 開発区域面積 m^2
- 3 開発行為に関係がある公共施設
河川名
- 4 同意の条件
 - (1) 開発行為に伴い必要となる河川に関する工事については、別途、東京都 建設事務所長に申請し、河川法（昭和39年法律第167号）の許可を得ること。
また、当該占用工事等については、同建設事務所長の指示に従い、所要の手続きを行うこと。
 - (2) 開発行為により、新たに設置される公共施設の構造及び施工方法並びに竣工図書の引継ぎ等については、同建設事務所長と別途協議すること。

協 議 書

東京都知事（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、乙が開発行為に伴い新たに設置する公共施設について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第32条の規定に基づき、下記のとおり協議した。

記

1 開発区域所在地

2 開発区域面積 m^2

3 甲が管理する公共施設

甲は、乙が開発行為に伴い新たに設置する次の公共施設を管理する。

河川名

所在地

施設名

構造

面積 m^2

4 管理の引継ぎ

この公共施設は、都市計画法第36条第3項の公告の日の翌日に、乙から項に管理の引継ぎがあったものとする。

5 土地の帰属

(1) この公共施設の用に供する土地は、国に帰属するものとする。

(2) この土地の所有権移転登記は、甲の囑託により行うものとする。

(3) 乙は、乙の責任において、都市計画法第36条第1項の届出以前に、この土地の所有権移転登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

6 費用負担

この公共施設の設置及びこれに伴う経費は、乙の負担とし、乙は名目のいかんにかかわらず、これを甲に請求することはできない。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

年 月 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
河川管理者
東京都知事

乙

第三章 許可等に関する基準

第一節 河川敷地占用許可準則

(目的)

第 1 この準則は、河川が公共用物であることにかんがみ、治水、利水及び環境に係る本来の機能が総合的かつ十分に維持され、良好な環境の保全と適正な利用が図られるよう、河川敷地の占用の許可に係る基準等を定め、地域の意向を踏まえつつ適正な河川管理を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 この準則において「河川敷地」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）をいう。

2 この準則において「占用の許可」とは、法第 24 条の許可をいう。

3 この準則において「占用施設」とは、占用の許可の目的である施設をいう。

4 この準則において「河川管理者」とは、法第 9 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 10 条第 1 項及び第 2 項並びに第 11 条第 3 項の規定により法第 24 条の許可を行う者をいう。

(占用許可の手続)

第 3 占用の許可に関する手続は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）に定めるところにより、適正に行わなければならない。

(適用除外)

第 4 この準則は、法第 23 条の水利使用のためにする河川敷地の占用には、適用しない。

(占有許可の基本方針)

- 第5** 河川敷地の占有は、第6に規定する占有主体がその事業又は活動に必要な第7第1項に規定する占有施設について許可申請した場合で、第8から第11までの基準に該当し、かつ、河川敷地の適正な利用に資すると認められるときに許可することができるものとする。
- 2 前項の規定により占有の許可を行おうとする場合には、原則として、期限を定めて当該占有に係る河川敷地が存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の意見を聴くものとする。
- 3 前項の場合において、占有による影響が広域に及ぶこと等により必要があると認める場合には、同項の規定による意見聴取に併せ、期限を定めて他の関係市町村又は関係都道府県の意見を聴くものとする。
- 4 河川敷地の占有は、その地域における土地利用の実態を勘案して公共性の高いものを優先するものとする。また、公共性の高い事業のための占有の計画が確定し、当該占有の計画について河川管理者が知り得た場合又は河川管理者に申出があった場合においては、他の者に対する占有の許可は、当該占有の計画に支障を及ぼさないようにしなければならない。

(占有主体)

第6 占有の許可を受けることのできる者は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第7第1項第7号に規定する占有施設を設置することが必要やむを得ないと認められる住民、事業者等及び同項第8号に規定する占有施設を設置することが必要やむを得ないと認められる非営利の愛好者団体等もそれぞれ当該占有施設について占有の許可を受けることができるものとする。

- 一 国又は地方公共団体（道路管理者、都市公園管理者、下水道管理者、港湾管理者、漁港管理者、水防管理者、地方公営企業等である場合を含む。）
- 二 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人都市再生機構、地方公社等の特別な法律に基づき設立された法人
- 三 鉄道事業者、水上公共交通を担う旅客航路事業者、ガス事業者、水道事業者、電気事業者、電気通信事業者その他の国又は地方公共団体の許認可等を受けて公益性のある事業又は活動を行う者
- 四 水防団体、公益法人その他これらに準ずる者
- 五 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業を行う者又は当該事業と一体となって行う関連事業に係る施設（以下「市街地開発事業関連施設」という。）の整備を行う者
- 六 河川管理者、地方公共団体等で構成する河川水面の利用調整に関する協議会等において、河川水面の利用の向上及び適正化に資すると認められた船舶係留施設等の整備を行う者（なお、第7第1項第6号ロの船舶上下架施設（斜路を含む。）については、当分の間、同協議会が設置されていない場合には、地元市町村の同意を得た場合とする。）

(占有施設)

第7 占有施設は、次の各号に規定する施設とする。

- 一 次のイからニまでに掲げる施設その他の河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために利用する施設
 - イ 公園、緑地又は広場
 - ロ 運動場等のスポーツ施設
 - ハ キャンプ場等のレクリエーション施設
 - ニ 自転車歩行者専用道路
- 二 次のイからホまでに掲げる施設その他の公共性又は公益性のある事業又は活動のために河川敷地を利用する施設
 - イ 道路又は鉄道の橋梁（鉄道の駅が設置されるものを含む。）又はトンネル
 - ロ 堤防の天端又は裏小段に設置する道路
 - ハ 水道管、下水道管、ガス管、電線、鉄塔、電話線、電柱、情報通信又は放送用ケーブルその他これらに類する施設
 - ニ 地下に設置する下水処理場又は変電所
 - ホ 公共基準点、地名標識、水位観測施設その他これらに類する施設
- 三 次のイ及びロに掲げる施設その他の地域防災活動に必要な施設
 - イ 防災用等ヘリコプター離発着場又は待機施設
 - ロ 水防倉庫、防災倉庫その他水防・防災活動のために必要な施設
- 四 次のイからホまでに掲げる施設その他の河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設
 - イ 遊歩道、階段、便所、休憩所、ベンチ、水飲み場、花壇等の親水施設
 - ロ 河川上空の通路、テラス等の施設で病院、学校、社会福祉施設、市街地開発事業関連施設等との連結又は周辺環境整備のために設置されるもの
 - ハ 地下に設置する道路、公共駐車場
 - ニ 売店（周辺に商業施設が無く、地域づくりに資するものに限る。）
 - ホ 防犯灯
- 五 次のイからハに掲げる施設その他の河川に関する教育及び学習又は環境意識の啓発のために必要な施設
 - イ 河川教育・学習施設
 - ロ 自然観察施設
 - ハ 河川維持用具等倉庫
- 六 次のイからニまでに掲げる施設その他の河川水面の利用の向上及び適正化に資する施設
 - イ 公共的な水上交通のための船着場
 - ロ 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）
 - ハ 荷揚場（通路を含む。）
 - ニ 港湾施設、漁港施設等の港湾又は漁港の関連施設

七 次のイからニまでに掲げる施設その他の住民の生活又は事業のために設置が必要やむを得ないと認められる施設

イ 通路又は階段

ロ いけす

ハ 採草放牧地

ニ 事業場等からの排水のための施設

八 次のイ及びロに掲げる施設その他の周辺環境に影響を与える施設で、市街地から遠隔にあり、かつ、公園等の他の利用が阻害されない河川敷地に立地する場合に、必要最小限の規模で設置が認められる施設

イ グライダー練習場

ロ ラジコン飛行機滑空場

2 前項に規定する占用施設については、当該施設周辺の騒音の抑制及び道路交通の安全の確保上必要やむを得ないと認められる場合に限り、当該施設と一体をなす利用者のための駐車場の占用を許可することができる。この場合においては、本体施設の利用時間外及び洪水のおそれのある場合の使用の禁止、使用禁止時間帯における車両の撤去、洪水時の駐車車両の避難に係る夜間及び休日を含む情報伝達体制の整備等の許可条件を付すものとする。

3 第1項に規定する占用施設については、必要に応じて、施設利用者のための売店を、また、第1項第6号イに規定する占用施設については、料金所、待合所、案内板等を、当該施設と一体をなす工作物としてその設置を許可することができる。

(治水上又は利水上の基準)

- 第8** 工作物の設置、樹木の栽植等を伴う河川敷地の占用は、治水上又は利水上の支障を生じないものでなければならない。この場合、占用の許可は、法第26条第1項又は第27条第1項の許可と併せて行うものとする。
- 2 前項の治水上の支障に係る技術的判断基準は、次の各号に掲げるとおりとし、河川の形状等の特性を十分に踏まえて判断するものとする。ただし、法第6条第2項に規定する高規格堤防特別区域、同条第3項に規定する樹林帯区域及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第1条第2項に規定する遊水地における占用については、適用しない。
- 一 河川の洪水を流下させる能力に支障を及ぼさないものであること。
 - 二 水位の上昇による影響が河川管理上問題のないものであること。
 - 三 堤防付近の流水の流速が従前と比べて著しく速くなる状況を発生させないものであること。
 - 四 工作物は、原則として、河川の水衝部、計画堤防内、河川管理施設若しくは他の許可工作物付近又は地質的にぜい弱な場所に設置するものでないこと。
 - 五 工作物は、原則として河川の縦断方向に設けないものであり、かつ、洪水時の流出などにより河川を損傷させないものであること。
- 3 前項に規定するもののほか、樹木の栽植に関する治水上の支障に係る技術的判断基準については、別途定める河川区域内における樹木の植樹等に係る基準（以下「植樹基準」という。）によるものとする。

(他の者の利用との調整等についての基準)

- 第9** 河川敷地の占用は、他の者の河川の利用を著しく妨げないものでなければならない。
- 2 河川敷地の占用は、必要に応じて、他の者の水面等の利用を確保するための河岸への通路又は河川管理用の通路が確保されていなければならない。また、河川敷地の利用をより一層促進するため、必要に応じて、公園等の占用施設相互の連携を図るための連絡歩道や便所、ベンチ等が確保されていなければならない。

(河川整備計画等との調整についての基準)

- 第10** 河川敷地の占用は、河川整備計画その他の河川の整備、保全又は利用に係る計画が定められている場合にあつては、当該計画に沿ったものでなければならない。
- 2 前項に規定する計画において保全すべきこととされている河川敷地については、当該保全の趣旨に反する占用の許可をしてはならない。

(土地利用状況、景観及び環境との調整についての基準)

- 第 1 1** 河川敷地の占用は、河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものでなければならない。
- 2 河川敷地の占用は、景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づく景観行政団体が景観計画に法第 24 条の許可の基準を定めた場合には、当該計画に定める基準に沿ったものでなければならない。

(占用の許可の期間)

- 第 1 2** 占用の許可の期間は、第 7 第 1 項第 1 号から第 7 号までに規定する占用施設に係る占用にあつては 10 年以内、同項第 8 号に規定する占用施設に係る占用にあつては 5 年以内で当該河川の状況、当該占用の目的及び態様等を考慮して適切なものとしなければならない。
- 2 前項の許可の期間が満了したときは、当該許可は効力を失うものとする。

(占用の許可の内容、条件、監督処分等)

- 第 1 3** 占用の許可は、当該占用の期間内に当該占用の目的を達成するために必要と認められる適切な内容のものとする。
- 2 占用の許可には、水質保全、占用に伴う騒音の抑制等環境の保全上必要な条件、情報伝達体制の整備、工作物の撤去等緊急時の適切な対応を確保するために必要な条件、占用の目的を達成するために必要な維持管理に関する条件その他の河川管理上必要があると認められる条件を付すものとする。
- 3 占用の許可の後、占用の許可を受けた者から報告を徴収するなどの方法により、適宜、占用の状況及び許可条件の履行状況の確認を行うものとする。
- 4 占用の許可を受けた者が法又は許可条件（法第 26 条第 1 項及び第 27 条第 1 項の許可条件を含む。）に違反している場合その他必要があると認められる場合においては、法第 77 条第 1 項に規定する是正措置の指示、法第 75 条第 1 項に規定する監督処分等の措置を、状況に応じて適正に実施するものとする。

(継続的な占用の許可)

- 第 1 4** 占用の許可の期間が満了した後に継続して占用するための許可申請がなされた場合には、適正な河川管理を推進するため、この準則に定めるところにより改めて審査するものとする。
- 2 前項の場合において、従前のまま継続して占用を許可することが不相当であると認められるときは、この準則に適合するものとなるよう指導するとともに、必要に応じて、従前よりも短い占用の許可の期間の設定、不許可処分等の措置をとるものとする。

(一時占用の許可)

第 15 工事、季節的な行事又は仮設物等のための河川敷地の一時的な占用の許可については、この準則によらないことができる。ただし、一時的な占用の許可については、これを同一の内容の占用について繰り返し許可することにより継続して占有することになるなど、この準則第 6 及び第 7 の規定の趣旨に反する許可をしてはならない。

(包括占用の許可)

第 16 地方公共団体、公益法人その他これらに準ずる者（以下「地方公共団体等」という。）に対して、治水上、環境の保全上等の河川管理上の支障が生じるおそれが少ない河川敷地について、第 7 第 1 項に規定する占用施設に該当する施設を設置する場合に、河川敷地の具体的利用方法を占用の許可後に当該地方公共団体等が決定できる占有（以下「包括占有」という。）の許可をすることができるものとする。

2 包括占有の許可は、地方公共団体等の区域に存する河川敷地のうち、あらかじめ当該地方公共団体等が河川管理者と協議し、決定した区域（以下「包括占有区域」という。）を対象とするものとする。

3 前項の場合において、第 10 第 1 項に規定する計画において保全すべきこととされている河川敷地については、原則として包括占有区域としてはならない。

(第 10 第 1 項に規定する計画等との調整)

第 17 包括占有区域の具体的利用方法は、第 10 第 1 項に規定する計画が定められている場合にあつては当該計画に沿ったものであるとともに、都市計画法第 18 条の 2 第 1 項に規定する都市計画に関する基本的な方針（基本的な方針を定めていない市町村にあつては、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想等）に沿ったものでなければならない。

(包括占有区域の施設設置者による利用)

第18 包括占有の許可を受けた地方公共団体等は、第6に規定する者に、包括占有区域の全部又は一部を第7第1項に規定する占有施設に該当する施設の設置を目的として使用させることができるものとする。

2 前項の規定に基づき、地方公共団体等が包括占有区域を使用することを認めた者(以下「施設設置者」という。)に包括占有区域を使用させる場合には、当該地方公共団体等は、包括占有区域の使用に係る契約(以下「使用契約」という。)を当該施設設置者と締結するとともに、その内容を河川管理者に報告しなければならない。

3 地方公共団体等は、使用契約を締結するときは、包括占有区域の使用の具体的内容(設置する占有施設の概要を含む。)、契約期間、施設の撤去に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするほか、次の各号に掲げる条件等を付するものとする。

一 施設設置者による使用は契約の内容に従って適切に行うこと。

二 施設設置者は地方公共団体等の指導監督に服すること。

三 第20第1項に規定する工作物の設置等の許可の状況によって契約を変更し、又は無効とすること。

四 施設設置者による使用が関係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合又は河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、地方公共団体等の意思表示により契約を解除できること。

(包括占有の許可の申請及び条件等)

第19 包括占有の許可申請に当たっては、第7第1項に規定する占有施設に該当する施設の設置による包括占有区域の利用を目的とするとともに、第17に規定する都市計画に関する基本的な方針等を申請書に添付するものとする。

2 包括占有の許可をする場合には、第13第2項に規定するもののほか、第6から第11までの規定を十分に踏まえて具体的利用方法を決定しなければならないこと、施設設置者に使用させる場合には使用契約を締結し、当該施設設置者を適切に指導監督することその他の必要な条件を付するものとする。

3 包括占有の許可をした場合には、当該包括占有区域及び許可の内容を適切な公示方法により周知するものとする。

(包括占用区域における工作物の設置等の許可)

第 20 包括占用区域において工作物の設置又は土地の掘削等若しくは樹木の栽植等を行おうとする場合には、包括占用の許可を受けた地方公共団体等又は施設設置者は、法第 26 条第 1 項又は第 27 条第 1 項に規定する許可申請を河川管理者に行わなければならない。

なお、施設設置者が当該許可申請を行う場合は、地方公共団体等を経由して行うものとする。

- 2 前項の許可申請は、第 19 条第 1 項の許可申請と同時に行うこともできるものとする。
- 3 第 1 項の許可申請に際し、治水上支障が小さいと見込まれるベンチ等の工作物の設置又は樹木の栽植については、その設置等の範囲及び上限の数を申請書及びその添付図書に記載すれば足りるものとする。
- 4 前項の規定による許可申請に対して許可を行う場合には、工作物の設置又は樹木の栽植の範囲及び上限の数について条件を付するものとする。
- 5 前二項に規定する樹木の栽植については、植樹基準に定めるところにより、許可するものとする。
- 6 包括占用の目的に適合する駐車場、売店については、包括占用区域の中で適正な箇所を設置できるものとする。

(包括占用許可に係る監督処分等)

第 21 施設設置者の包括占用区域の使用が法又は許可条件（法第 24 条、第 26 条第 1 項及び第 27 条第 1 項の許可条件をいう。以下同じ。）に違反している場合その他必要があると認められる場合においては、河川管理者又は河川監理員は、次の各号に定めるところにより法第 75 条又は第 77 条等に基づき必要な措置をするものとする。

- 一 地方公共団体等に対しては、施設設置者に対する指導監督に関する指示、包括占用の許可の取消し等の監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。
- 二 施設設置者に対しては、行為の中止、工作物の除去等の指示、監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。

(都市・地域再生等利用区域の指定等)

第22 河川管理者は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定することができる。

2 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域を指定するときは、併せて当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針（以下「都市・地域再生等占用方針」という。）及び当該施設の占有主体（以下「都市・地域再生等占有主体」という。）を定めるものとする。

3 都市・地域再生等占用方針には、次に掲げる施設のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占有の許可を受けることができる施設及びその許可方針を定めるものとする。

- 一 広場
- 二 イベント施設
- 三 遊歩道
- 四 船着場
- 五 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）
- 六 前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等
- 七 日よけ
- 八 船上食事施設
- 九 突出看板
- 十 川床
- 十一 その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（これと一体をなす第六号に掲げる施設を含む。）

4 都市・地域再生等占有主体には、次に掲げる者のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占有の許可を受けることができる者を定めるものとする。

- 一 第六に掲げる占有主体
- 二 営業活動を行う事業者等であつて、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの
- 三 営業活動を行う事業者等

5 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定（都市・地域再生等占用方針の策定及び都市・地域再生等占有主体の指定を含む。第7項において同じ。）をしようとするときは、あらかじめ、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等の活用などにより地域の合意を図らなければならない。

6 都市・地域再生等利用区域は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が当該河川敷地を占有することにより治水上又は利水上の支障等を生じることがない区域でなければならない。

7 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定をしたときは、その旨を公表するものとする。

(都市及び地域の再生等のために利用する施設の占用の許可)

第23 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域においては、第五第1項の規定にかかわらず、都市・地域再生等占用主体が占用の許可を申請した場合において、当該占用が、都市・地域再生等占用方針及び第八から第十一までの基準に該当し、かつ、都市及び地域の再生等並びに河川敷地の適正な利用に資すると認められるときには、占用の許可をすることができる。

(占用の許可の期間)

第24 第二十三の規定による占用の許可の期間は、十年以内で当該占用の態様等を考慮して適切なものとしなければならない。

(占有者以外の施設利用)

第25 第二十二第4項第一号に掲げる者が都市・地域再生等占有主体となる占有にあつては、その占有施設を営業活動を行う事業者等（以下「施設使用者」という。）に使用（第二十二第3項各号に掲げる施設の設置を目的とする使用を含む。以下この章において同じ。）をさせることができるものとする。

2 河川管理者は、前項の規定により第二十二第4項第一号に掲げる者に対して、施設使用者に占有施設の使用をさせることを含む占有を許可する場合には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

一 施設使用者に占有施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。

二 施設使用者に占有施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占有許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。

三 施設利用料の徴収及び活用状況を、河川管理者に、年一回以上で河川管理者が定める回数報告すること。

3 第1項の規定に基づき、第二十三の占有の許可を受けた第二十二第4項第一号に掲げる者（以下「公的占有者」という。）が施設使用者に占有施設の使用をさせる場合には、当該公的占有者は、使用契約を当該施設使用者と締結するとともに、その内容を河川管理者に報告しなければならない。

4 公的占有者は、使用契約を締結するときは、占有施設の使用の具体的内容（使用する占有施設の概要を含む。）、契約期間、施設利用料、施設の撤去に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするほか、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

一 施設使用者による使用は、契約の内容に従って適切に行うこと。

二 施設使用者は、公的占有者の指導監督に服すること。

三 施設使用者が取得する工作物の設置等の許可の状況によって、契約を変更し、又は無効とすること。

四 施設使用者による使用が関係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合又は河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、公的占有者の意思表示により契約を解除できること。

- 5 施設使用者による占用施設の使用が法又は許可条件に違反している場合その他必要があると認められる場合には、河川管理者又は河川監理員は、次の各号に定めるところにより法第75条又は第77条等に基づき必要な措置をするものとする。
- 一 公的占有者に対しては、施設使用者に対する指導監督に関する指示、占用の許可の取消し等の監督処分等を状況に応じて適正に実施すること。
 - 二 施設使用者に対しては、行為の中止、工作物の除去等の指示、監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。

(通則の適用)

第26 第五第2項から第4項まで、第十二第2項、第十三及び第十四の規定は、第二十三の規定による占用の許可について適用する。

(附則 経過措置)

第27 この準則の制定の際占用の許可を受けて現に存し、又は現に工事中の占用施設の全部又は一部がこの準則に適合しない場合においては、当該占用施設に対しては、当分の間、この準則は適用しない。

- 2 前項に該当する占用施設について、当該占用の許可の期間が満了した後にも引き続き許可を与えようとするときには、許可申請者に対してこの準則に適合するものとなるよう努めることを指導するものとする。

第三章 許可等に関する基準

第二節 許可申請等に係る審査基準

(河川法の規定による申請に対する処分に係る審査基準について)

第1 河川法の規定による申請に対する処分を行うに当たっては、水系一貫管理の原則に従い、水系に係る河川における治水上及び利水上の行政の統一を確保するとともに、その公共用物としての性格にかんがみ、国民の生命及び財産を災害から防護すること、その適正な利用を推進すること、及び流水の正常な機能を維持することを旨として行う。

また、工事实施基本計画が、水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針を定めたものであり、河川の総合的管理を確保する上で基本となるべきものであることにかんがみ、処分を行うに当たっても、工事实施基本計画に即して行う必要がある。

なお、河川環境管理基本計画が既に策定された河川にあつては当該計画と整合が図られたものとなるよう、未だ策定されていない河川においても当該河川及びその流域の特性に応じて、河川環境が適正に管理されるよう留意して行うこと。

この河川法の規定による処分を行うに当たっての審査の原則に加え、さらに河川法の個別の規定における申請に対する処分に係る審査基準は、それぞれ次(第2～第14)のとおりである。

(法第20条(河川管理者以外の者が行う河川工事等の承認)の申請に対する処分に係る審査基準)

第2 河川工事等の承認を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査した上で承認することができる。

- 一 工事实施基本計画に基づき実施される改良工事に関する具体的な計画が策定されている場合には、当該計画に反しないこと。
- 二 当該河川工事が上下流及び左右岸の改修状況と比較して不調和でないこと。
- 三 周辺の河川管理施設等への支障を及ぼさないものであること。

(法第23条(流水の占用の許可)の申請に対する処分に係る審査基準)

第3 河川の流水の占用の許可並びにこれに関する法第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可を行うことができる。

- 一 水利使用の目的及び事業内容が、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与し、公共の福祉の増進に資するものであること。
- 二 申請者の事業計画が妥当であるとともに、関係法令の許可、申請者の当該事業を遂行するための能力及び信用など、水利使用の実行の確実性が確保されていること。
- 三 河川の流況等に照らし、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に支障を与えることなく安定的に当該水利使用の許可に係る取水を行えるものであること。
- 四 流水の占用のためのダム、堰、水門等の工作物の新築等が法第26条第1項(工作物の新築等の許可)の審査基準を満たしているなど、当該水利使用により治水上その他の公益上の支障を生じるおそれがないこと。

(法第24条(土地の占用の許可)の申請に対する処分に係る審査基準)

第4 河川区域における土地の占用の許可を行うに当たっては、「河川敷地の占用許可について」(平成11年8月5日付建設省河政発第67号建設事務次官通達)により審査をした上で許可を行うことができる。

(法第25条(土石等の採取の許可)の申請に対する処分に係る審査基準)

第5 河川区域における土石等の採取の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可することができる。

- 一 河川管理施設若しくは許可工作物を損傷し、又は河川の流水に著しい汚濁を生じさせるなど、河川管理上著しい支障が生じるものではないこと。
- 二 申請者の事業計画が妥当であるとともに、当該土石等の採取を行うことについての関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。
- 三 砂利等の採取については、「砂利等採取許可準則」(昭和41年6月1日付建発河第83号建設事務次官通達)によること。
- 四 竹木、あし、かや、埋もれ木、笹、じゅん菜その他の産出物については、その採取に係る地域の慣行や、慣行に基づく権利性の度合いを考慮すること。

(法第26条第1項(工作物の新築等の許可)の申請に対する処分に係る審査基準)

第6 河川区域における工作物の新築等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可することができる。

一 治水上又は利水上の支障を生じるおそれがないこと。

この場合において、治水上又は利水上の支障の有無を検討するに当たっては、以下に掲げる事項について、それぞれ次に定める基準により、水位、流量、地形、地質その他の河川の状況及び自重、水圧その他の予想される荷重などから総合的に検討すること。

イ 工作物の一般的な技術基準について、「河川管理施設等構造令」(昭和51年政令第199号)

ロ 設置について、「工作物設置許可基準」

ハ 土木工学上の安定計算等について、「河川砂防技術基準(案)」

二 社会経済上必要やむを得ないと認められるものであること。

三 当該河川の利用の実態からみて、当該工作物の設置により他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害しないこと。

四 当該工作物の新築等を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。

(法第27条第1項(土地の掘削等の許可)の申請に対する処分に係る審査基準)

第7 河川区域における土地の掘削等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可することができる。

一 当該掘削等に係る行為により生じる河川の流水の方向、流速等の変化により、河川管理施設若しくは許可工作物を損傷するおそれや、河川の流水に著しい汚濁を生じさせ、他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害するなど、河川管理上著しい支障を生じるものではないこと。

二 当該土地の掘削等を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。

(法第28条(竹木の流送等の制限等)の申請に対する処分に係る審査基準)

第8 竹木の流送等の許可を行うに当たっては、地形、河川管理施設又は河川区域内に設置されている工作物の状況、河川の自由使用の状況等を勘案して、河川管理上の支障の有無について審査を行い、支障を生じるおそれがない場合に許可をすることができる。

(法第29条第1項(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可)の申請に対する処分に係る審査基準)

第9 法第29条第1項の規定に基づく政令第16条の8第1項の河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうか審査した上で許可することができる。

- 一 河川区域内の土地において土、汚物、染料その他の河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄する場合
 - イ 人体や生物に有害であると認められるものでないこと。
 - ロ 流水を著しく汚濁するおそれがないものであること。
- 二 河川区域内の土地において、土石、竹木その他の物件を堆積し又は設置する場合
 - イ 相当程度の期間継続して堆積若しくは設置するものでないこと。
 - ロ 残土等の一時的な仮置きについては、土石、竹木その他の物件を、河川工事又は河川区域内に他の行為によってやむを得ず一時的に仮置きする場合において、出水時への対応措置が講じられていること。

(法第30条第1項(許可工作物の完成)の申請に対する処分に係る審査基準)

第10 完成検査を行うに当たっては、完成検査を受けようとする施設が、その設置された位置、構造、規模その他の法第26条第1項の許可の内容又は当該許可に付された条件に適合しているかどうかを確認し、それらに適合している場合について合格させる。

なお、法第44条第1項のダムについては、ダム検査規程(昭和43年建設省訓令第2号)による。

(法第30条第2項(完成前の許可工作物の一部使用の承認)の申請に対する処分に係る審査基準)

第11 完成前の許可工作物の一部使用を承認するに当たっては、当該工作物の一部を使用することによってもその機能を発揮することが可能である場合において、その設置について工期が長いことにより全体の工事が完成するまで相当の年月を要し、かつ完成前の一使用に対する社会的要請が強い場合、又は工事の施行方法から見てやむを得ないものである場合に、以下に掲げる要件に該当するものについて承認することができる。

- 一 使用をしようとする部分について、法第30条第1項の完成検査の例により検査を受け、当該検査に合格したものであること。
- 二 一部使用することによる河川管理上の支障が生じないような必要な措置が講じられていること。
- 三 一部使用しようとする目的が、当該工作物全体について受けた許可の目的に反しないこと。

(法第34条第1項(権利譲渡の承認)の申請に対する処分に係る審査基準)

第12 法第23条から第25条までの規定による許可に基づく権利の譲渡を承認するに当たっては、必要やむを得ないと認められる場合であって、以下の基準に該当する場合に承認することができる。

- 一 譲渡の前後において、承認の申請に係る許可に基づく権利の同一性が確保されていること。
- 二 請者の事業計画の妥当性、関係法令の許可、譲り受けようとする者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。

(法第55条第1項(河川保全区域における行為の許可)の申請に対する処分に係る審査基準)

第13 河川保全区域における許可を行うに当たっては、河岸又は河川管理施設の保全上の支障の有無について審査を行い、当該河岸又は河川管理施設の保全上支障を生じるおそれがない場合に許可をすることができる。

(法第57条第1項(河川予定地における行為の制限)の申請に対する処分に係る審査基準)

第14 河川予定地における許可を行うに当たっては、河川工事の施行上の支障の有無について審査を行い、当該河川工事の施行上の支障を生じるおそれがない場合に許可することができる。

第三章 許可等に関する基準

第三節 不利益処分に係る処分基準

(不利益処分に係る処分基準の策定について)

第1 河川法の規定による処分に係る処分基準は、次(第2から第7)のとおりである。

(法第18条(原因者への工事施行命令)の処分に係る処分基準)

第2 工事原因者への河川工事の施行の命令は、他の工事又は河川の損傷若しくは河川の現状を変更する必要を生じさせた行為が原因であることが明らかであり、かつ、その結果河川工事を要する場合において、当該原因者が河川工事を行うことが河川管理上の支障を生じさせないときに、当該河川工事の施工を命じることができる。

なお、工事原因者が能力、信用等を有しないことなどにより、当該工事原因者に当該河川工事を施行させることが河川管理上の支障を生じさせるおそれがある場合には、当該工事原因者に当該河川工事の施工を命じない。

(法第29条第1項(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可)の処分に係る処分基準)

第3 法第29条第1項の規定に基づく政令第16条の6第2項の河川の汚濁が著しい場合等の措置命令は、河川の流量が当該河川の平均渇水流量以下に減少した場合などの異常な渇水等により河川の汚濁が著しく進行し、上水道等の原水として利用することが不可能となるおそれがあるなど河川の管理に重大な支障を及ぼすおそれがある場合に行うことができる。この場合において、汚水の排出者に求めるべき内容は、当該河川の水質の状況、利用の状況及び開発の状況を勘案し、河川の特性に応じて決定する。

(法第31条第2項(許可工作物を用途廃止した場合における原状回復命令等)の処分に係る処分基準)

第4 許可工作物を用途廃止した場合には、河川区域内における河川管理上必要な工作物以外の工作物の存在は、本来好ましくないものであることから、工作物をそのまま又は一部改造して存置することが河川管理上望ましい場合を除き、用途廃止された工作物は撤去させること。

また、治水上、利水上、河川環境の保全上、歴史上又は他の河川の使用状況等から、当該工作物をそのまま又は一部改造することにより存置することが望ましい場合においても、当該工作物を存置することによる河川管理上の影響を明確にし、必要な措置を講じさせなければ存置させることはできない。

(法第67条(原因者負担金)の処分に係る処分基準)

第5 河川工事の必要を生じさせた他の工事又は他の行為の費用負担者に当該河川工事の費用を負担させるに当たっては、当該河川工事が法第18条により工事原因者に施行を命じるべきものに該当する場合において、当該他の工事又は他の行為により工事の必要が生じた時点における河川又は河川管理施設の機能回復に要した費用を限度として負担させる。

(法第68条第2項(附帯工事の原因者負担金)の処分に係る処分基準)

第6 法第68条第1項の附帯工事に関する費用について、当該附帯工事の原因となった河川工事が他の工事又は他の行為により必要を生じた場合には、法第18条及び第67条の処分基準の例による。

(法第75条(監督処分)の処分に係る処分基準)

第7 監督処分を行おうとする場合には、処分の原因及び対象、河川管理上の支障の程度、態様等からみて必要な場合に行うことができるものとし、処分を行う場合の方法についても、河川管理上必要な範囲において、比例の原則に照らし、違反の程度や河川管理上の支障の程度から相当と認められるものを選択する。